

352-1821



1200501407484



始



24. 11. 24

123



352-1827



經濟思潮史目次

第十章	第九章	第八章	第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章
人口論	獨立及革命の思潮	自由産業及貿易主義	自然及重農學派	貴金及重商政策	經濟思想の發興	近古	中世紀	最古及古代	概言
九三	八六	七四	六六	五二	四八	三七	二七	五	一

大正
11. 10. 14
内交

第十一章	地代論	一〇四
第十二章	自由政策及産業革命	一一七
第十三章	勞銀基本説及救貧策	一二二
第十四章	社會主義	一三三
第十五章	民主社會主義及運動	一五〇
第十六章	歴史派國民經濟主義	一九八
第十七章	普佛戰爭及保護政策	二一一
第十八章	國家社會主義	二二八
第十九章	漸進社會主義	二三七
第二十章	社會改良主義	二四三
第二十一章	過激的社會主義	二六七
第二十二章	二十世紀及國際的經濟思想	二八〇
第二十三章	歐洲大戰の勃發	二九一

第廿四章	露獨其他革命	二九七
第廿五章	世界經濟の激變	三〇一
第廿六章	國際平和聯盟論及聯盟規約	三〇五
第廿七章	改造經濟の思想及運動	三一七
第一、	露國の過激派共產制	三一八
第二、	「ギルド」社會主義	三三九
第三、	産業管理運動	三七二
第廿八章	結 言	三八〇

内法經濟
文庫印

思潮史

法學博士 小林丑三郎講

第一章 概言

經濟思想の變遷は經濟狀態の沿革と俱に經濟史の物心兩史觀を合成す、而して經濟狀態と經濟思想とは相互に相因相果の關係あり經濟思想先づ變化して之が爲め後に經濟狀態の變化を來すを見ると同時に又た經濟狀態の變化に因りて經濟思想の變化を生ずるの多きを見る。

今卒然として經濟思想の變遷を叙せんとすれば大體に於て略ぼ左の順序を以てすることを得べし。

古代道德說

中世宗教說
近古崇金說
自由產業說
保護產業說
社會主義說
國際主義說

然れども至細に之を検すれば時代の前後必ずしも此順序に依らざるものあるのみならず此等の思想は各時代に於ける政治及經濟の狀態と相因因果の關係を有するが故に單獨の思想史としても此等思想其者の變遷のみを叙して其の要領を盡くせりとするを得ず必ずや其前か後に、政治及經濟の狀景を挿加して相互の關係を明かにせざるを得ず。
然るに各國經濟狀態の沿革に對しては之を順序付くる標準の見解に關する種々の學說ありて頗る多岐なり。

一は先づリスト氏の生産方法變遷論にして順序を第一漁獵經濟時代、第二牧畜經濟時代、第三農業經濟時代、第四農工經濟時代及第五農工商經濟時代とす。

二はヒルデブランド氏の交換方法變遷論にして順序を第一自然經濟時代、第二貨幣經濟時代及第三信用經濟時代とす。

三はビュッヒャー氏の經濟單位變遷論にして順序を第一家内經濟時代、第二都市經濟時代及第三國民經濟時代とす。

四はシモラー氏の政治組織變遷論にして第一村落經濟時代、第二都市經濟時代、第三藩領經濟時代及第四國家經濟時代とす。

此等の中何れの一法かを採つて考ふるも或る一國の經濟狀態に關する順序すら之を以て叙すること適當ならざるの感あり況んや列國全體の經濟狀態に關する順序を之に依りて叙せんことは殆んど不可能に屬すべし何んとなれば列國の經濟狀態は同時代に於て同一の發達を爲せるものにあらざれ

ばなり假りに此等諸法の二三を適宜に混合して列國經濟狀態に共通する時代分畫法を發見し得たりとするも之を基礎とし又は之を前後に挿加して經濟思想の變遷をも明かにせんとは錯雜の外何等の得る所なきに畢らんのみ。是に於てか所定の事實と思想とを併叙して相互の關係を歴史的に明かならしむるに比較的適當なる方法は他なし世界經濟の變遷に關係深き政治的大事件を以て時代分畫の中核と爲し之を前後する主要の政治及經濟狀況と共に經濟思想の變遷を叙するに在り而して世界の政治的大事件と稱すべきもの素より多しと雖も其最も重大なる變革を世界の經濟狀態及思想に與へたるものを求むれば希臘の哲學、羅馬の興廢、十字軍役、佛國革命、獨逸帝國の創建、日露戰爭及歐洲大戰の數者なるべし依つて余は先づ此等の大事件を時代分畫の中心に置き各前後の政治及經濟狀況を對照し冒頭各種の經濟思想及又た其結果の經濟政策を叙し併せて必要の批判を之に加ふることゝ爲さんと欲す。

第二章 最古及古代

最古及古代の經濟狀態及思想は如何なる方式に該當するか今殆んど史實の攻ふべきなきし唯だ政治及社會的の記事に依りて其の梗概をトするに止むるの外なし。

一、埃及、ヘブライ及フェニキヤ時代(紀前二一〇〇—七三〇) 埃及の政體は極端なる君主專制にして且つ國王を神子と稱して尊崇せり社會は僧侶、武士、牧者、農民、工匠、商人等の數級を爲し最上級は僧侶之を占め僧侶は全面積三分一に相當する廣大の沃土を領有し税を負擔せず宗教及教育を擔任し高僧は國王を補導して政務を掌理せり第二級は武士にして其數は全人口の四分一、領地は全面積の三分一を占め均しく課税を免ぜらる、平時は農耕を事とし戰時は刀劍弓矢槍斧を執つて陣營に臨めり最下級は牧農工商にして農民素より其最多數を占む、ヘブライは牧畜の民にして十二種族に分裂し國政は國王

に依りて行はれず僅に高僧が神意を受けて執務するに過ぎず彼等は萬物創造者たる唯一の神を信じ宗教的の人民として頗る發達せるも各族割據して紛争滋く殖産工業の道は多く省みられず商業は稍々見るべきものあり殊にフェニキヤ及印度等との通商は頗る盛なるものありしが如し、フェニキヤの民は西方地中海に面するの地勢に因り自ら漁業及航海に長ず爲めに通商植民の事業頗る旺盛を來したるが勢力四方に發展して團結の力却て薄弱なり鞏固なる中央政府を組織する能はず僅に數市の聯合に依り同盟を作り各市中最有力の市之が盟主となり全土を代表して實際の政務を執行せりと云ふ有様に過ぎず素より上に世襲の國王ありしも僧侶及貴族の補佐する神子にして宗教的の虚位者に外ならざりき。

遂に埃及は波斯の爲め、ヘブライはバビロニアの爲め、フェニキヤはアッシリア及バビロニアの爲めに滅ぼされたり。

二、バビロニア、アッシリヤ及波斯時代(紀前七三〇—五〇〇) 三國共に無制

限なる君主專制の國體にして王を以て神の權化となし王の意志は法律にして何人も之に抵抗し得べからずとしたること埃及に於けると同様なり社會は前二國に於て僧侶の階級存在したること明かなるも他の階級別は明かならず然れども波斯國に於ては僧侶、武士、農、商等の四階級存在し其中高僧は王の評議官として神意を展べ政務を處理し農商等の階級は無勢力なりき此等三國を通じて奴隷の數は頗る多く又た一般に情慾を恣にするの風盛にして婦女の賣買は高價に行はれ兵士の如きは墮落著しく鞭達又は束縛を以て威迫するにあらざれば戰時の用を爲さざるに至れりと云ふ。

遂にバビロニアはアッシリヤの爲めに、アッシリヤは領内諸王獨立の爲め、獨立王國は波斯の爲めに滅亡し、波斯は希臘の爲めに大敗して頽勢を挽回すること能はざるに至れり。

三、希臘及マケドニヤ時代(紀前五〇〇—三〇二) 希臘は傳説時代に於ては各州に世襲の君主ありて各獨立割據の有様を爲しヘルシヤ戰後各州共和制

時代に於ては各都市の獨立割據となり市の獨立を以て政治の第一義となし愛國心は市に限られ國家は都市國家にして希臘全體の統一觀念なるものは成立し能はざりき而して此等獨立の都市は互に相反目抗爭し始めアテネ市が覇權を掌握したりしが數十年間交戦の結果一轉してスバルタ市に移り更に數十年に亘る紛争を経てスバルタの覇權は又たテーベ市に移り爾後各市の攻争止まず互に勢力を減殺し遂に機に乗ぜられて北方の蠻族マケドニヤの爲めに全領土を併合せらるゝに至れり然れども個人の自由を尊ぶことは尙ほ一層熾にして個人自由主義は實に希臘の特長なりとす即ち希臘全體よりも各州を、各州よりも各都市を各都市よりも各個人を以て最も尊しとするが希臘の國民性なりしなり獨りスバルタは尙武教育を盛にし國家的觀念を養成せるも其國家はスバルタ市以外に出ること遠からず唯だ個人又は家庭的の自由權利を此都市的國家の爲めに沒了せりと云ふに過ぎざりしのみ既に個人の自由權利を尊ぶの思想旺盛なるが故に州市の政治組織は概し

て共和制となり數名の執政官の外に元老院と人民會議との二院制を備へ居たり然れども大體に於て富貴政治(Timocracy)に外ならざりき社會の階級は州市毎に不同なるも貴族平民及奴隸又は市民外國人及奴隸の三階級に分る此級中最も多數全人口の四分の三なるは奴隸にして其中には貧窮の結果富者の高利に悩み人身抵當の履行より來る普通人を見ること益々多きを加ふるの傾向ありし爲めソロン執政官の時代此社會的弊害を救濟せんとし謂ゆる負擔救濟法(Saisachtheia)を實行せり即ち(1)金錢の貸借を寛大にし向後は人身抵當を全廢し貸主は債務者が返金する能はざるも之を奴隸として使役することを嚴禁す(2)貨幣の標準を低下し新貨を鑄造し舊貨と同一の價格を保たしめ之を以て負債の辨償に充てしむと云ふに在りて之れが爲め貧民の利すること多大なりしかば世の聲望を博せりと傳へらる

希臘人の特長たる自由思想は學術上に現出し從來の宗教的迷信を擺脫して純科學的及道德的思索を旺ならしめ哲學上に一生面を開きたり其中政治

及經濟に關係を有するもの素より少からざりしも最も卓絶せるものはソクラテス Sokrates (紀前四六九—三九九) プラトン Platon (紀前四二九—三四八) 及アリストーテレス Aristoteles (紀前三八四—三二二) の三大哲學者なりとす殊にアリストーテレス氏は始めて經濟學の命名を爲したる學祖として關係最も深きを見る、ソクラテス氏は希臘哲學の開祖にして専ら倫理道德の研究に従事し「明確なる知識は徳行の基礎にして徳行と幸福とは決して分離すべきものにあらず」と説き宗教上に關しては靈魂不滅、及び神の存在を信じ且神を禮拜するの正當なるを説きたるも國人の多神教に對して敬意を表せざりし廉を以て國法の犠牲となれりと云ふ。

(一) プラトーン (紀前四二七—三四七)

プラトーンの説は主として對話篇に存するものにして哲學、倫理及國家論(共和國)に關せり先づ其哲學の出發點は先師ソクラテスの謂ゆる知見(概念)を明かにして道德を樹てんと志したるに在り、ソクラテスの概念法は個

々の事物を蒐集比較して其の事物に自存する遍通不易(絶對)の眞性(原型)を看取し以て概念を形成すと云ふに存すプラトンは此の方法を「デアレクタイク」と稱し師の説を批難して曰く此原型(通性)は五官感覺の個々物以内に自存せずして其の以外に存せり即ち見ると在るとは同一に非ず若し五官感覺が眞性自體ならば世に誤謬なるものあるべからず五官感覺の智識は流轉變化極なき無常なり眞性は絶對不變の常有なり前者は個々の、時々の的にして後者は統一的、永久的なり前者は非有的影相にして後者は眞有的原型なりとす此の原型を「イデア」と稱す「イデア」は原型にして感覺界の個物は「イデア」の影像なり前者は不滅の眞有にして後者は生滅の非有なり「イデア」は現象界の原因たり且つ目的なり即ち善美其物なり此の善美は個々現物界に其相を現はし吾人の心性は之を本具せるも心底深く潜在せり哲學者は單に此の既存の眞理を再思せしむる產婆たるに過ぎず云々

氏は倫理に關して先師と均しく靈魂不滅説を採り未來の存在を信じ輪

廻轉生善惡應報を説きたるが氏の國家説は其著ポリティイア (Politics) に存する理想的共和國論にして概要左の如し。

國家は其目的に於て道德的のものなり即ち其眞目的は國家を組織する個人を教育して有徳なる生活を爲さしむるに在り従つて國家其物が有徳なるにあらずんば凡ての個人をして有徳ならしむるを得ず國家の道德的生活は個人の道德的生活を大にせし如きのみ故に共有生活の眞目的に理解と責任とを有する智者階級を以て國家組織の最上級と爲し次ぎに此等智者階級の選良謂ゆる監政者が定めたる所に従ひて其實行に任ずべき防衛階級(役人及武人の階級)あり最下を食料階級(農工商等職業を營むもの)とす國家は此三階級によりて組織せらる第一級の統治者は知見を具へ諸々の事理に通曉せざるべからず故に若し哲學者王位に在らば其國始めて能く治まるを得べし。

國家の政務は教育を以て第一とす但し教育は第一及第二階級のこと

して第三級の農工商に及ぶべからず二階級の教育は其幼者を國家の學校に收容し精神及身體を修養鍛練するに始まり漸次哲學に入らしむべし此二階級は一大家族の如くすべく各人の私産を許るすべからず結婚も各人の自由に任ずべからず須く國家をして配偶を選定せしむべし子生まるれば夙に父母の家を去らしめ國家の學校に收容して教ふべし斯て業を畢へ哲理に通じたるものは實地の經驗を経たる後齡五十に及んで始めて治者の階級に入るを得せしむべし而して治權を有する者は一定の年限を以て交替すべし國家に有用する材を得んために國民の母たる婦女子の教育を努むべし。

國家は尙ほ國民の依るべく用ゆべき宗教及美術をも定めざるべからず但し現在の美術は模倣に過ぎず單に現象界の個々物を模寫せるもののみ而して個々物は「イデア」の投影にして模倣なるが故に美術は模倣の模倣のみ眞物を去ること遠きものなり美の本體は「イデア」界に在り美術中最も有

用なるものは音楽なり云々。

(二)「アリストテレス」(紀前三八四—三三二)

「プラトン」が自然界以外理想真理の研究に盡くせるとは趣を異にして其高弟たるアリストテレスは自然界夥多の事物を採集し科學的研究に於て一大歩を進め諸種科學に對する地盤を後世の爲めに据え置きりと稱せらる。氏が博識と獨創との兼備は實に古今其比儔に乏ぼし氏の著作は「浩漭なり先師プラトンの『對話篇』の比にあらず、今日に傳へらるゝもの『カテゴリー』論、解釋論、因明法論、蓋然論證法、ソフィスト、駁論法、以上を合篇して『オルガノス』と稱す外に、『第一哲學』(形而上學)、物理論、天體論、氣象論、動物彙類、生殖論、心理論、倫理學(三種)政治學、詩論、修辭學等あり。

政治學に關して氏は先づ人間を社會的動物にして自然に社會を成し國家を形くるものと爲し次に國家を以て一定の目的に於ける各個人の一定協約なりとし其目的は道德的の善生活に存すとせり此國家成立の要素は

各個人にして其各個人は年齢及性に從ひ分類し既に此分類にて不同を生じ居れるが其上に又た自由及不自由に依る差異を存せり不自由は奴隸なるが奴隸は生命ある生産の道具にして斯る國家組織に於て命令に從ひ温順に勞働を提供する必要の職分を有するものなり自由人民は市民及定住外人なるが外人は國家の要素にあらざるが故に國家は寧ろ市民の集團に外ならずと稱すべし市民は市民權を有す市民權は支配の參加にして決定(立法)執行(行政)及判正(司法)に干與するの自由なり此の支配權が市民の多數又は少數に有せらるゝや否に依りて政體の異同を生ずと爲し諸種の政體に關し評論する所あり而して最後に氏の理想國を唱導せり。

氏の理想國は先師プラトンと反對にして嚴格なる個人主義的原理に立ち絶對最善の國家は各個市民の幸福を以て條件とすと爲し共産的生活を排し婦兒共有及財産共有は不實行的にして且つ希望すべき價值なしと反對せり理想國に對する氏の理想的要件は生活目的たる各個市民の幸福と

國權參加に關する市民の一般資格と及此參加を標準とする秩序的平等とに在りとし土地を私有財産として市民内に分配し並に私有財産を一般に確保せざるべからずとせり然らば如何なる個人の生活を國家的團體の幸福の爲めに希望すべきかと云ふに氏は倫理的、原理に由り希望すべき状態は財貨の全種類殊に精神財貨を各人に所有せしめ又た國家は道德的に支配し各人皆道徳を行ひ幸福に生活するの外なしとせり理想國を組織する市民の種類に關して氏は國家の獨立を支持する爲めに農耕民商工民軍人資本家僧侶及政治家を要するも此等の人民は皆悉く理想國の市民と爲すを得ず何んとなれば理想國市民は幸福と道徳とを有せざるべからざればなり先づ手工者及び商人は卑賤の業務に在るが故に除外せざるべからず農夫は必要なる餘暇なきにより除外するの外なし軍人及政治家は餘暇多く残れる住民たるも年齢の關係あるを以て青年は軍人たるべく老者は議員たるべし僧侶は神に對する禮拜義務の爲め政治家等と同じき事情あり

とするを得ず故に市民あり除外せざるべからずとせり斯くて理想國は支配階級を勞職階級より區別し支配階級即ち市民の内部には完全平等の權利を與ふべしとせらる協同一致の對内的條件を確保する爲めに教育の手段を用ひて支配と從順とを習養せしむるも支配と從順とを教育の目的とはせず教育の眞終目的は最善生活に存せしむ此目的に依り教育を國家事業と爲し國家は第一に市民の最完全なる體育に注意し同時に結婚及兒産を規制す結婚に關しては最長年及最少年齡を定め最少年は女子十八歳男子三十七歳とし最長年は五十歳及七十歳とし此制限内に於て更らに最高限に對する差違を同様にせしむ又た政府は懷胎を監視し生殖は時を越えて繼續せしめず理解力の衰弱を避くるなり人口過剰は避妊に依りて防ぐべし兒童は辛苦に耐へしめ運動に慣れしむべし等の論あり

經濟學に關しては經濟論なる書を傳へるも學問上の教誨は餘りに多からず然れども始めて經濟なる文字を使用したるを以て經濟史上の偉功者

とせらる氏は財貨を消費財及工具財(生産手段)及交換財に分てり前二財は共に直接の使用に役立つもの、後の一財は前二者たる直接使用財を取得するのみに役立つものとせり、経済學即ち *Oekonomik* は家計術にして如何にせば此等直接的使用財を作製し得るやの智識なり、經濟單位を家とし従つて家計のことを經濟なりとせり即ち經濟は經濟單位の維持に關係を有し殊に家計上必要缺くべからざる使用財即ち食料の用意なり食料を用意するは家長の事業たり此の家長の事業を歴史的に觀察すれば連續せる發達の階段を爲し遊牧業、狩漁業より次いで農耕業の順序となれり此等總ての收得方法(業)は使用財の準備を目的とせるものにして従ひて皆な自然的經濟なりとす、自然的の反對は非自然的なるが非自然的經濟は交換財(手段)の取得に至つて始めて現はる。

交換財取得の非自然經濟は一方に於ける使用財の過剰生産と他方に於ける同物の不足生産と及び他の使用財に關する反對關係に依りて起る此

等の過剰生産が偶發的なる間は交換手段として財貨を使用すとも尙ほ依然として自然的なりとすべし然れども生産物を市場向たらしむる爲め故意を以てする過剰生産の營まるゝに及んでは茲に非自然的收得方法發展し其法則は最早や經濟(*Oekonomik*)にあらずして貨殖(*chrematistik*)となる、最早や家長の教にあらずして唯だ商人の教なり此の市場賣買を目的とする收得方法は貨幣を一般的の價值計器として使用するに依りて始めて能く實行せらる、然るに此貨幣は不正當富財の集積を導援す何となれば此交換手段の貯蓄せられ而かも其貯蓄は無限なればなり之に反して正當の富財は單に消費財を集むるに止まり従つて自然的の限界あり經濟即ち非貨殖を決定すべき條件に由りて自ら制限せらる、又た貨殖は單純なる生活に注意せしむる爲め交換手段の集増を努めしむ之に反して正當なる見地は道德的生活に注意せしむ貨殖即ち不自然業の種類は第一に商業即ち問屋卸賣、店舖營業、行商、船主業、運送業にして第二は最も不自然的なる金貸業なりと

す何となれば金貨業は貨幣の自然用たる交換の便宜の爲めにせずして貨幣に貨幣を産ましむる不自然の業なればなり貨幣を貸付して其の利息を收むるは最も不自然にして且つ最も卑しむべきものなり商業と雖も單に其の生活の資を得るに止まるは自然的なるも生活以上の營利を目的とするものは不自然にして不當なりとすべしと説けり。

マケドニアは希臘の全領を併合したる後帝政となりたるもアレクサンドル大帝の崩後忽ち四分し羅馬共和國の勃興するに及んで悉く羅馬の領土と化するに至りぬ。

四羅馬時代(紀前三〇一—紀後三七五) 羅馬は中部伊太利のチベル河畔に於ける一小村落より起り其の建國は紀前七五三年の古きに在りて始めの政體は王政なりしなり爾後附近の諸村國諸市及諸族を併せラテン同盟を開設して其盟主となり紀前五〇九年には共和制に改めたり共和制となるに及

んで各人の權利自由は尊重せらるゝに至りしも羅馬人は希臘人と其思想を殊にし各人の自由權利を尙ぶの外に強き團體的觀念を有し一個人よりも一家を重んじ一家よりも同族を重んじ同族よりも國家を重んじ此國家の擴張及之に依る他民族の併容同化を以て使命の如く思惟せるの趣きあり故に共和政體に改變せる後も内は執政官其他の官吏の外元老院貴族會及兵員會を設けしが是れ皆な貴族の代表に過ぎず紀前四七一年平民會議の増置を見たるも執政官の選任權は兵員會の手に在りて平民會議の權限甚だ薄す爲に貴族平民間の内紛長きに亘りて絶へざりしも對外關係に對しては團體的觀念忽ちに一致し總ての内争を一擲して舉國攻防の使命に邁進するの風ありき故に共和制の下に於てカルタゴを敗りて阿弗利加を領有しマケトニア、ギリシヤ、シリア及埃及を征服して小亞細亞一帶の地方をも領有し更らに鋒を轉じて西班牙征討の師を起し敵の本據地を屠り斯くて紀前一三三年迄に西は西班牙より東は小亞細亞に至り地中海沿岸の諸地方を悉く攻略して前古

17.2.25
26

未曾有の大版圖を領有するに至れり斯くて國家觀念は益々張り戰時毎に臨設する主宰官には無上權を附與し權力益々擴大固定して遂に紀前二七年帝政に變じ羅馬は大帝國の首府となり戰勝毎に分捕りたる金銀財寶は大道を通じて首府に積集し此所を商業及文明の中心として世界の殷富を支配し伊太利を帝國の本領とし之には一切の課税を免じ伊太利以外の征服地は皆な之を隸州として其地に總督を置き其貢獻を徵せしめ此等隸州の貢納と分捕の財寶とに依りて首府に大土木を興し宏壯の劇場を建て殺伐の大競技場を開き以て大帝都の壯觀を粉飾したり。

然れども審かに帝國の内狀を窺へば金匱無缺の大國家にはあらずして維然たる數千の獨立都市より成れる聯合體に過ぎざりき而して羅馬は其上に浮立せる塗金の樓閣に傾せしなり羅馬に於ける社會組織は貴族平民及奴隸の三階級にして貴族は羅馬市建設の始より羅馬に在住する民族なれば廣大の土地を領有し完全の市民權及特權を有するに平民は羅馬に征服せられた

るラテン人又は伊太利人の後裔にして民權の一部を享有するの外自己の名義を以て財産を所有し又は購入賣却することをだも許されず大部分は小作農若くは牧者にして素より政權に參與すること能はず而かも軍役及納税に服するの義務は之を負ひ戰時には兵器及食料を自辨して從軍せざるべからず連年の從軍に家計益々困難を極め貴族より高利に負債する結果は期滿つるも辨濟する能はずして先づ獄中に幽閉せられ然らずんば身を以て金主の奴隸と爲らざるを得ず斯る社會的懸隔は共和政府時代に於て貴族及平民間の大紛争を惹起し貴族黨と平民黨と相對して累年結んで解けず遂に平民間結束して出兵の命に應ずるを拒みたる爲め兩者の協議となり左記三箇條を約して出兵に應ずることとなりしことさへありき。

- (一)借財人にして到底負債額を償却する能はざるものは其の全部を破棄す
- (二)借財を返済する能はざる爲めに禁錮に附せられ又は奴隸となりたるものは直に放還して自由民に編入す。

(三)護民官二名を平民中より選出して平民の権利を保護せしむ。

次いで紀前四七一年に平民のみを以て組織する平民會議を創立し兵員會に對抗せしむることとなりしかば漸く平民の位置は認識せられたり更らにカリア人大擧して羅馬を侵寇し來れる時平民も從軍奏功の後戰後生計の救濟法として貴族に要求し遂に紀前三六七年左の法律を發布せしめたり。

(一)執政官二人中一人は必ず平民より選出すること。

(二)羅馬市民は公地五百ユゲラ(約百三十町)以上を所有するを得ず超過地積は之を政府に返還すべし貧困なる市民は其中より一人に付き約十ユゲラの分配を受くるを得。

(三)何人も公地に於て百頭以上の家畜若くは五百頭以上の羊を牧養するを得ず。

(四)從來の借財は以後總て無利息とす既に支拂ひたる利子は元金より減却し其殘余を三分し之を三箇年賦に返濟すべし。

此法律は提案者たる當時の護民官の名を採りてリキニウス Licinius 法と稱し世に傳へられたり其後又た領内一切の人民に對し相應の財産所有を資格條件として市民權を附與することとなり茲に貴族平民の差等は略ぼ其跡を絶ちたるも其の代りに貧富の二階級を生じ而かも益々其鮮明を加ふるに至れり連戰連勝の羅馬は壯麗殷富の大帝國となれるも之れと同時に驕奢淫佚の惡風は官民の間に侵染し盛に嬖妾及奴隸を使用するの弊風生じ此等の奴隸は總ての勞役に服し就中大部分は土地の耕作に使役せられたるを以て平民特に小農は漸次其の業を失ひ土地は富者に兼併せられ貧民の數益々増加し社會の根柢に動亂の禍因を伏在せしめたるの感あり更らに又た帝政以來特に娛樂生活一般に行はれ軍隊の兵員甚しく墮落し市民亦た軍役に服するを忌み國難に際して昔日の如き用に堪へず已むなくゲルマニヤ蠻民の傭兵を移入し之を補充するの狀勢となり加ふるに尤大帝國の經費益々膨脹して隸州に對する貢納愈々加重せられ首都獨り般賑に誇りて隸州の畦圃は荒廢

を告げ帝國の統一漸く龜裂を來たし四世紀以後は既に隸州の資力殆んど竭きて各地方に於ける都市は互に分裂し租税の誅求益々酷を加へて自由民は愈々究民となり帝國の分裂崩潰最早や如何んともする能はざるに至れり故に一朝北夷コードの侵寇に遭遇するや紀元三百七十五年一戰忽ちに帝國は瓦解し地方の都市亦悉く滅裂して復た起つ能はず之れが爲め獨り羅馬の滅亡を來したるのみならず久しく羅馬の誅求に疲れ果てたる諸領も亦一齊に斃倒して代はり興るものなく爾後約千年の久しき間歐洲の世界は謂ゆる暗黒時代となりて其儘ま中世紀の幕に入れり。

斯の如く羅馬時代は概して戰爭生活を以て終始し個人の自由閉塞して經濟の思想は希臘よりも劣り人民唯だ消費あるを知りて生産あるを知らず奴隸の制度は一層多く行はれ各家奴隸を蓄ふるの多きを以て誇りとなし公開の大市場は日に數萬人を賣買し産業は總て此の奴隸に委し奴隸を賤むの心を以て産業を卑しみ中等社會氓滅して極富と極貧と相對し奢侈と飢餓とは

互に羅馬全生活の兩面を占めしつゝありき此間思想家としてケトウ、ジセロ及セネカの輩相次いで現はれしと雖も禁慾論奢侈制限論又は利息廢止論等の外概して觀るべきものなきの情形に在り經濟思想史の羅馬學者に負ふ所は殆んど絶無なりと云ふべし。

第三章 中世紀

無限全能の權威に誇りたる羅馬帝國は一朝にして分裂瓦解し其の餘孽は逃れて東歐(土耳其)の君府に蒙塵し東羅馬帝國として僅に告朔の餼羊を祀り西羅馬帝國(伊太利)はゲルマニ傭兵長の廢立に委せられたりしが世は既に中世紀の暗黒時代に入りて東方には回教々主ムハメツドのアラビヤ全土を征服してサラセン帝國を建設(七世紀初)し領土を東西に擴張して東羅馬帝國を脅威するあり西方には西羅馬滅亡後ゴート族の(古ゲルマン人)のガリア地方を統一してフランク王國を建設し其末期(六八七年)に至り實權を掌握せる宮

相がサラセン來寇軍を粉碎して其子ベピンに至り王を廢して自らカロリンカ朝(七五一)を自立せるありベピンの子カ、ロ、ロ、大帝(シヤレマン帝)は四方を征服して日耳曼諸邦を統一し西は西班牙のエルボーより東はエルベを経て今の匈牙利に達し南は伊太利の過半を包容して殆んど昔時の羅馬帝領に匹敵すべき大版圖を領し羅馬法王より帝冠を受けて西羅馬日耳曼皇帝と稱せり然るに八百十四年帝の崩ずるや遺子の間に紛争起り遂に八百四十三年ベルダン條約に依りて帝國を三分することとなり茲に佛、國、獨、逸、國、及、伊、國、の三王國を生じたり後ち八百六十二年獨逸國王の繼承して西羅馬日耳曼帝國の皇帝となれる頃既に伊太利の半部を領有せる羅馬法王の權方も漸く隆盛を示めせしかば歐洲大陸は大別して東羅馬帝國、西羅馬日耳曼帝國及羅馬法王國の鼎立を成すに至れると同時に全歐洲の大陸諸國を通じて封建制度の發達を始めたなり。

然るに此日耳曼帝國もカロリング系の承繼絶へ九百十一年諸侯の互選せ

る獨逸國王を以て統治することとなり獨逸國王オット一世に至り上部伊太利を平定し九百六十二年羅馬法王に依りて神聖羅馬皇帝と稱せられたり此サクソン王朝も千〇二十四年に斷絶してフランコニアン王朝之に代はりバールガンヂーを合しヘンリー三世に至り法王と激烈の争權を企てしが子孫は却て法王グレゴリー七世に屈し此王朝も千百二十五年に斷絶し約に従ひ諸侯の互選に依り之を繼ぎ千二百五十四年フレデリック二世の崩ずるや日耳曼帝王の權威は失墜し各國王の權方も諸侯即ち地方貴族の掌中に歸し茲に封建制度は充分に成熟したり。

此時又たゲルマニの一派ノルマン人は一方九世紀の中葉に於て露西亞を侵略して露西亞帝國の起源を拓き他方は英吉利に侵入し十一世紀の初に至り英蘭を併吞し後千六十六年ウィリアム勝王英國を征定して王位に登れり此間歐洲の經濟狀態を概観するに中世紀の前半に於ては純農的獨自總濟の時代にして小地主の土地は家族の勞働に依りて自作し其の收穫を以て自

家の生活を自給し大地主の土地は譜代の臣僕をして耕作せしめ其上納に係れる收穫を以て遊惰なる自家多數の眷族を養給し居たる如かりしなり従つて分業開けず交易は行はれず貨幣使用の如き殆んど發達すべくあらざりしなり然るに中世紀の後半。カロリಂಗ王朝以後封建制度の時代に入るや大地主の數著しく増加し眷族以外のものに小作せしむる爲め地主と小作農との區別顯著となり封建的地主組合なるもの發生し地主專横の規約に依りて小作農を羈束したるが此等組合努力に依りて農業の方法は漸次集約的となり農産物の生産増加して自家用以外に過剩農産品の販賣を必要とするに至り茲に商人及市場の發達を促かせり之れと同時に都市所在に發達して、工業も徐々其の形を現はし來れり然るに封建制度の下、寺院及武門の勢力最も盛にして誅求掠奪の災厄頻至し且つ商工各自間競争を生ずるの狀況ありしかば此等防衛及自助の必要より各種の職業組合 Guilds なるもの所在に發生するに至れり。

職業組合は都市に起れるものにして之を三種に分類するを得べし其最初は宗教的職業組合なりしなり宗教上の聖者を本尊とし多くは其名を組合名に冠し聖者本尊の靈前に於て連盟の約を結び祭壇を設け日を定めて祭祀の爲めに會合飲酒し社員の保護、貧者の救恤、巡拜者の庇護、死者冥福の祈禱等を行ひ同時に團結力に依りて社員共同の生活及生業を擁護し往々有力なる秘密結社のものも存したるが如し次ぎは商人組合 Merchant guild にして中世經濟史上重要な位地を占めたるものなり此等は又た「ハンザ」若くは「ハンス」と稱せらるゝものにして通商の特権を共有する同業組合なりしなり其特権は營業を獨占し組合外の人民には同營業を許さず而かも組合員は他の都市に赴きて通商するの自由あることに存し一定の加入金を組合に徴收し祭祀其他の費用に充てたり組合は又た社員に對し營業取締及び利權を有す、各組合の組織は一人の長者の下に事務役員若干と長者の補佐たる評議員若干より成れり社員の權利は株として讓渡するを得るも土地所有者たる市民にあらざ

れば之を有するを得ず組合の規約には共同利益保持の爲めに商品の種類、買の方法等に關し嚴密なる條項を存し品質の改良、粗造の防止、取引の誠實を督し以て外來の競争に當るを期し又た社交團體として社員の吉凶禍福の慶吊、相互救濟、隣保互助の實を擧げたり、最後は工人組合、*Trade Union*にして多くは商人組合よりも約百年遅れて發達せるものゝ如し此の工人組合は商人組合に倣ひ又は之より分離し之れと對抗して起れるものにして其の職分及組織亦略ぼ同様なり共同自助、救濟、共同祭祀、慶吊、利益擁護、競争防止及之に關する職業取締及裁判の自治、加入金徵收等皆な均く之を備へり唯だ其特別なるは親方職人及徒弟の別ある點にして組合員たる親方となるには必ず年期徒弟となり二三年より七年修業を畢へたるものならざるべからず親方の養成すべき徒弟の數は後に至りて制限せられ又工人の轉業若くは移動に對しても嚴重の制限あり其代りには家内の温情の密なるものありしが如し從て此制度に伴ふ美點も少からずとせらる、中世紀に於ては以上の外畫家、僧侶、教員又

は農奴までをも含める相互扶助の職業組合ありしと云ふ而して此等各種の職業組合は皆な其内部に對して自治的の行政及裁判權を有し外部より他の權力の干渉し入るを許さず各都市の街區は此等各種の職業別組合に分れ各區を以て全市生産組織の一單位とせる如き形を成し全市民の直接消費需要に對する獨占的生産及販賣聯合組合たるの實績を擧げ市行政の自治と組合聯合生産の自治と範圍に於て一致する市と組合と異名同體の觀ありしと傳へらる。

封建の世、群雄割據の歐洲は武門武士の跋扈する時代の常として學術の實權は擧げて僧門の獨占到歸し各種の研究は皆な一として宗教的の迷信を加味せざるものなきに至れり、經濟思想に關してはアルバタス、マドナス氏(一二一五—一二八〇)ツウンズ、スコテウス氏(一二〇五—一三〇八)トリーナス、アキナス氏(一二二六—一二七四)及ニコウル、オレイム氏(一三八二死)の如き中世紀末の碩學家現はれたりと雖も神學的經濟說に支配せらるゝこと多く、然らざる

も謂ゆる煩瑣學派 Scholasticism にして希哲アリストウテレスの道德的經濟說を燒直したるに過ぎず之れと同時に佛の巴里及オルレアン兩大學、英の牛津大學、伊のボローニア及サレルノウ兩大學、獨のブライグ及ライプチヒ兩大學は此十及十一世紀に於て設立せられたるものなるが當時は皆な神學を主とする大學たりしなり中世紀一般の思想は迷信妄誕に眩み個人的の益業を賤侮し商工及賃勞業を以て不正とし利息取得を罪惡とし有名なる利息嚴禁法の勵行せられたるを見る従つて當時國際市場(伊國)に存在せる銀行業の如きも兩替利益は認められたるに貸付利子の收得は許されざるの有様にして著しく其發達を阻止せられたり亦た以て當時一般の經濟思想を窺ふに足るべきなり。

斯くて封建制度は益々爛熟し他方羅馬法王の威力愈々高調せるの時に際し十字軍役の世界的大事件は勃發したり事の起因はサラセンの侵迫に苦める東羅馬皇帝が救を羅馬法王に乞ひつゝあるの際、波斯領に於ける基督の聖

地イルサレムに於て回教(イスラム)教徒の爲め歐洲の巡拜者が凌辱及虐殺を受けたるに在りしと云ふ當時宗門の勢力全歐を壓し羅馬法王の威令王侯を屈し封建制度の下久しく脾肉の嘆に苦める無識迷信の武門武士をして聖地恢復を名とする破邪の殉戰に奔馳せしめたりと云ふを眞情とす此第一役は千九十六年に始まり終局は千二百七十年の第七役に於て實に百七十六年間の動亂なり此間歐洲諸國の王侯將士獨逸帝佛王、英國王、伊國諸侯、小兒十字軍、匈牙利王等が交替去來して前後七回の多き交通不便の遠東に來往轉戦したるものなるが毎戰多くは功なくして武士の鋒鏑に斃れ若くは疫癘に死せしもの前後二百萬人と數へらる各國資財の耗盡せられたるものに至つては殆んど算を知らざりき然れども其結果より見れば物質的及精神的に至大の變化を歐洲文明の上に與へたるは蔽ふべからず第一は武士の戰死銃器の應用及諸侯資財の蕩盡に依りて封建制度の崩潰を來たし第二に戰役效なく徒らに巨多の人命と資財とを喪亡せるに依りて宗門法權の威信を失墜せしめ同

時に迷信の舊夢を破り第三は戰役に伴ひ商工業の必要並に富力激増して自由都市の興隆を促がせり伊國のベニス、ゼノア、ミラン、フロレンス及びハンザ同盟八十五市の如き皆な諸侯の誅掠に對抗し勝利と自由とを獲得し内外商權を擴張したるものなり第四は東洋磁針の輸入及戰地手形の經驗に依り航海及金融の事業に新生面を開き第五に東西文明の接觸に依り技術及文藝の發達並に一般思想の革新を促がし文藝復興の運動に一大覺醒を與へたる如きは其最も顯著なるものなり。

斯くの如くして十字軍役の後ち西歐の世界は新文明の氣運を醸成しつつある間に於て彼の東方君府の東羅馬帝國は姑く蒙古人の侵略に惱めるの後ちオットマン土人(ムハメッド二世)の闖入に抗し得ずして遂に千四百五十二年五月廿九日を以て滅亡したり茲に中世紀の黒幕は撤せられて過渡的混雜の後ち光明の近世史は漸く其面を現はし來る。

第四章 近・古

近古は尙ほ溟濛の雲晴れず謂はゞ新潮と舊流、破壊と建設と交替混雜せる過渡的時代なりしなり少くとも十七世紀の中道、三十年戰役の終局迄は然りと稱せざるを得ず而して此の二百年間に於ける重要な大事件を列擧すれば(一)文藝復興(Renaissance)の運動(二)新陸新航路の發見(三)中央君權及常備軍制の建設(四)宗教改革の運動(五)各國間の權力爭衡及(六)三十年戰役の數者にして其後約半世紀間(十八世紀前)に於ける(七)露、普、奧、三強國の勃興之に加はり茲に漸く列國の近世的大勢を確定したるの概あるを認むべし以下更らに略説する所あらんとす。

第一、文藝復興運動

十字軍役の結果、東西文明の接觸と都市の殷富とに伴ひ十三世紀の末葉より伊太利の都市に於て希臘及羅甸の古學を研究するの風起り更らに東羅馬

帝國滅亡後は希臘の學者にして古書を拉し伊太利に避難するもの多かりしに連れ基督教の束縛を離れて益々自由なる研究を試むるに至りしが故に哲學、文藝及美術に文華燦然たるものありき斯くて伊太利の復古學は十五世紀に至りて全盛を畢へたりしも其後佛國及獨逸は十六世紀に至り、西班牙及英國は十七世紀に至りて復興運動旺盛を極め特に獨逸は希臘古文學の外にヘブライ文學の研究までも流行し斯くの如くして歐洲一般に自由且つ激瀾たる文化思想の覺醒を促がし文明の發達に資せるや大なるものありき。

第二、新航新陸發見

戰役中に於ける商工の發達及自由市民の覺醒と磁針の發見に伴ふ航海術の進歩とは自ら遠隔地の旅行及航海を促勵したり既に伊太利の市民マルコポーロは二十年の久しき支那に淹留し千三百二十年有名なる紀行を齎して歐洲に歸還せるあり英人マンデビルも亦千三百年代に於て東洋に回航し歸りて其紀行文を國王エドワード三世に獻ぜりと云ふ冒險的氣運は愈々

起れり千四百八十六年には葡萄牙人バルソルミューの亞弗利加週航を企て、南端喜望峰に達せるあり次いで千四百九十八年に於けるバスコダガマの始めて亞弗利加を回航し、印度の西南岸に達して葡國多年の宿志を完ふせるあり更らに千四百九十二年に於けるゼノワ人コロンブスの西航、米國發見となり千四百九十八年に於けるジョン・カボットの太平洋航海となり千五百二十年に於ける葡人マゼランの比律賓航海となれり此等の結果は著しく世界的通商の發達を裨補せしのみならず米國發見以來西班牙人の墨西哥及秘露征服と共に此等地方に於ける銀山、金鑛の發見を促がし其採掘となり輸入となり遂に歐洲の實物經濟を一變して貨幣經濟の時代を現出せしめたり。

第三、中央君權の建設

既に封建制度崩潰し羅馬法王の威信漸く傾けり加ふるに封建諸侯に對抗せる自由都市の意を君權に寄するあり是に於てか中央國家主義の君權は自ら諸侯と宗門とに代りて其勢を振ふを得たり先づ佛蘭西は千三百二十八年

カペー家王統絶え、王位繼承に關し英國と百年戦争(一四三九—一四五三)を開始しオルレアン一少女の織手に依り英兵を國外に撃退せしが此戦争に依りて國民的思想大に發揚し諸侯の勢威著しく疲憊せり爾後歴代の佛王之に乘じて巧に諸侯の封土を收め十五世紀末リセリユー宰相の時代に至りて遂に全國を統一せり英國はノルマン王統に繼いでブランタデネット王統の之に君臨すると三百三十一年(一四八五)の久しきに及べるが其間千二百十五年には貴族僧侶等の要求に依る大憲章の發布あり千二百六十五年には貴族僧侶平民の代表者より成る立憲議會の確立あり内政頗る紛糾を極めしが百年戦争及薔薇戦争(一四五五—一四五五)の結果大貴族の系統概ね斷滅したるを以てチュードル家のヘンリ七世(一四八五—一五〇九)に至り王權愈振ひ中央集權の制度全く確立したり西班牙は女王イサベラがアラゴン王フェルデナンドと婚するや千四百九十二年グラナダ王國を滅して全國を一統し一方貴族の專横を制すると俱に他方法王に迫りて僧侶任命の權をも獲得し大に君權を伸張したり次いで女

王崩じ外孫カール一世王位に即くや佛王フランシス一世と日耳曼の皇位を爭ひ之に勝つて皇位を兼ねるに至るや益々王權の強固を來たせり葡萄牙も十二世紀の初頃よりカスチリアの所屬を脱して獨立の王國となれり。

既に國王の大權を統一す之を維持するには諸侯の武門に依らずして自ら中央統一の常備軍制度によらざるべからず左れば佛國のシャルル七世始めて常備軍の制度を設けしより各國亦た皆な之に倣へり英國は大貴族の斷絶と他の政治的理由とに依り常備軍を設けざりしが之を除ける諸他の王國は皆な常備軍制を採用し其の俸給も國王の支辨する所となりしかば封建的武士道は大に衰へ諸侯貴族の勢力益々地に落ち君權の擴張更らに一層の強勢を加へたと俱に往々にして之が濫用の弊あるに至れり彼の宗教改革運動及各國權力爭衡の如きは君權伸張及常備軍新設の結果に關係なしと云ふべからず。

第四、宗教改革運動

中世紀末以來、羅馬法王は專横を極め、教會の腐敗、僧侶の非行、相繼て甚しく、其後、文藝の復興、迷信の打破、及交通發達して、人智の進歩著しきものありしかば、宗教の現狀に對し、非難の聲漸く高まり、法王レオ十世が寺院建立の資を得んとして、盛に免罪符を發賣するに及び、獨逸の僧人マルテン、ルーテル Martin Luther 之を憤慨して、千五百十七年九月十五箇條の反抗書を發表せり。法王之を怒りて、ルーテルを破門し、尙ほ獨逸皇帝カロロ五世に逼りて、千五百二十一年五月ウオルムス勅令の稱ある禁遏令を發せしめ、之に依りて、ルーテルを邪教徒とし、法律上の保護を停止し、著書を禁止したるに、復古學者及サクソニア選舉侯の外政治的雷同者等新教運動に参加せんとするもの尠からざるの形勢あり、爲めに皇帝の態度變度か變化したるが、千五百二十六年には新教徒に聲援するもの六大選舉侯及十四都市の多きに及び、ルーテル死歿の翌年千五百四十七年シユマルカンデンの對戰に新教軍の一敗したるに拘らず、獨逸國內新教民の反抗益々猖獗を加へ來れるのみならず、折柄、土耳其帝ソリマン軍

大舉匈牙利領を犯かし、獨逸皇帝の政敵佛王フランシス一世と結盟せんとするの氣配ありたるを以て、獨逸皇帝は千五百五十五年アウグスブルグの宗教會議に於て、新舊兩教の自由同權を許容するに至り、茲に一先づ問題は平定して、爾後新教は北歐ゲルマニ人の諸國に傳播し、益々其勢力を牢植したり。

第五、各國間權力爭衡

既に中央集權の君主制確立し、之を裝ふに常備軍制を以てす、此背景に依りて、彼の宗教改革運動も、永く紛糾したるが、同時に領土霸權の爭衡に向つて、武力を直接に適用するの運動、各國間に起れり、此の運動の中心は伊太利に在りて、運動の第一着は千四百九十四年に於ける佛國シャルル八世の伊太利領侵略に起れり、之に對して獨逸帝マキシミリアン一世、羅馬法王アレキサンデル六世及西班牙王フェルナンド五世は相結して對佛同盟を作り、後ち英王ヘンリー八世之れに参加して、神聖同盟を組織するに至れるが、法王及獨逸の權威は既に其力を失ひ、實權は専ら西班牙王に歸したるを以て、千五百十九年獨

帝マキレミリヤン一世の崩するに及び西王は佛王と獨逸の皇位を争ひ、西王遂に帝位を兼ね、カロロ五世と稱すると同時に爾後永く西佛兩國の反目葛藤を見るに至りしなり此間宗教改革運動と混同し既記の紛糾を演じたるが西王フヒリツブ二世の時千五百七十二年、新教國たる和蘭軍の爲めに西班牙は其海軍を破られ次いで英國女王エリザベスが和蘭を援けて千五百八十八年西國の大艦隊を全滅するに及んで西國の海上權は英國に移り西班牙の國運是れより傾き歐洲の霸權は海上の英國陸上の佛國と併稱せらるゝに至れり、

第六、三十年戰役(一六四一—一六四八)

三十年戰役は宗教改革運動の再發と各國爭覇戰とが茲に合流して行詰れる最後の運命を決定し、以て二百年來混亂し來れる歐洲列國の大勢を確定せんとする總勘定なりしなり蓋し宗教改革の紛糾は一先づアウグスブルグ會議の決定に依り鎮靜したるも爾後新教の勢力諸國に傳播したるに當り舊教遵奉の獨逸帝フェルデナンド(西國王)が新教の巢窟たるボヘミヤの新教徒を

抑壓したるが爲め新教同盟國と舊教同盟國との間に千六百十八年を以て謂ゆる三十年戰役の開始を見たるなり舊教同盟側に屬するものは獨逸帝を始めとしババリア及西班牙に過ぎざりしも新教同盟側に屬するものはボヘミヤ、匈牙利、丁抹、サキソニヤ及瑞典にして英、蘭、佛三國之れを後援せりと云ふ形勢なりしかば獨逸帝は遂に屈し佛宰相マゼレンの斡旋に従ひ千六百四十八年ウエストハリヤに於て媾和條約を締結するに至れり是れ實に永く紛糾せる宗教上及政治上の歐洲問題を解決し領土地圖を新にせる大事件にして近世史上最重要なるものゝ一なりしなり今其の條約の概要を摘示すれば左の如し、

一、新舊兩教の同權

二、佛國はツール、エルサス等を得

三、瑞典はボメラニヤの西部を得且つ獨逸議會に參列するの權を有す

四、瑞西及和蘭兩國の獨立を公認す

五、獨逸帝國內大小四百餘の諸侯は其領内に於て完全なる主權を承認せらる

和蘭の西班牙より獨立せるは英國の力に依るものなるが以て英國の勢威が西班牙艦隊全滅後隆々たるものありを想見し得べし之れと同時に此條約に依り最も優位を占めたるは佛國にして最も悲敗を極めたるものは獨逸帝國なるを認めざるべからず獨逸帝國は茲に至りて全く崩潰し國內四百諸侯の分裂割據に委せられ了れり。

第七、露普奧三強國の勃興

十七世紀の後半に於て西班牙國の威望地に落ち和蘭は獨立し英國は海上の霸權を掌握し獨逸の崩潰に反して佛國は隆々陸上の霸權を把握し以て北は英國の革命に干渉し南は獨逸聯邦を侵略せんとす此時に當り奧國と共に漸次頭角を露はし來れるもの二あり東歐の露國獨逸内の普國是れなり露國は千六百八十二年ピートル一世を以て大に勃興し千六百九十六年帝自ら蘭

英に遊び歸りて諸般の制度を改良し陸海軍を整備し政教兩途の主權を總攬し圖西の雄志漸く萌せり之れと時を同ふして普國はブランデンブルヒ侯國より起り大選侯フリードリッヒ・ウイエルヘルム(一六四〇—一六八八)の子フリードリッヒ三世の時、西班牙國王位繼承亂に獨逸帝を助けたるの功を以て千七百一年普魯士の王位に登りフリードリッヒ一世と稱しブランデンブルヒ侯國は一躍して普魯西王國となり其子フリードリッヒ・ウイエルヘルム一世(一七一三—一七四〇)勤儉にして武を尙び蓄積せる國庫金精練せる壯兵を以て露帝ピートル一世と結び瑞典の南下を挫き千七百三十三年ポートルランド王位繼承に干渉し露國と相結んで佛西兩國と對戦し千七百三十八年ウインの條約となり幾多の割地を得て以て國土擴張の基礎を固めたり次いで大王と稱せらるゝフリードリッヒ二世(一七四〇—一七八七)王位を嗣ぐに及んで國力の充實に任せ獨逸の帝系奧國王位繼承亂(一七四〇)に乗じ奧國領シユレヂヤを占領し遂に謂ゆるシユレヂヤ戰役(一七四一—一七四五)の終局と共に全く之

を領有したり是に於てか七年戦争の名ある普[○]奥[○]戦争は開始せらる、此役や普國に結ぶもの僅に英國のみにして露[○]佛[○]ザクセンの諸國相結んで對普同盟を作り普國分割の計畫に出でたりしが後ち大勢一變して奥國も獨力にて戦ふを得ざるに至り千七百六十四年フヘルツスベルヒの和議を以て七年戦役の局を結び普國をして國威はより發揚し他日新獨逸帝國の盟主たるべき基を開かれたり是に於てか普國は英[○]佛[○]露[○]奥[○]と共に歐[○]洲[○]五[○]大[○]強[○]國[○]と稱せらるゝに至り爾後古羅馬日耳曼帝國の實權は普と奥との二大勢力に別れ以て佛國革命に至るまで普奥争衡の歴史を成せり

第五章 經濟思想の發興

文藝の復興及宗門の式微に伴ひ既に研究及思想は自由[○]發[○]瀾[○]となり更に航海の發達金銀の輸入及都市の勃興に伴ひて貨[○]幣[○]の流通及内外の通[○]商[○]は増進し昔時の家事的經濟思想に新なる一般經濟的の變化頗る顯著となれり左

ば近世の初頭より以後禁慾的家事的經濟觀の舊思想は漸く涸れて開發的科學的經濟觀の思想及研究自ら之に代はらんとするの新傾向を呈せり就中時の問題たる貨幣及貿易の原理及政策に關する伊[○]佛[○]英[○]獨[○]の學說に至りては既に千五百八十年代に於て頗る嶄新なる傾向を示めせり例へば伊人ガスパロ・カラフィット氏の貨幣及金銀比價論(一五八二年)の如き、佛人ジャン・ポードン氏の貨幣及貿易論(一五八四年)の如き、英人ウキリヤム・スタッフオート氏の英國政略評論(一五八一年)の如き、獨人天文學者コバーニカス氏(一五二六年)並に英國哲學者ジョン・ロック氏の貨幣論の如き、伊人モンタナリー氏(一六八〇年)貨幣説及ロメオ・ポツケイ氏の貨幣説の如き、即ち其最たり更らに十六世紀末より十七世紀に亘りては貿易及貿易策に關する名著新説(人名後述)殆んど各國に滿てるの概ありき。

然れども當時に於ける一般多數の思想は未だ此等の著説の如く進歩したりと云ふべからざること勿論なり特に貨幣の觀念に關しては現今すら免れ

ざるが如く仍ほ謬見を有せしもの多く一般の思想が貨幣即ち富なりとする
貴金主義 (Bullion theory) に傾き居たるの實狀なりしは疑ふ可らざるなり既に
羅馬帝國は財政の缺乏を主因として瓦解せりと認められ、近く西班牙は金銀
の輸入に因りて富強一世に冠たりし實例あり加ふるに現下各國君主制の新
設及爭覇的侵略戦相繼ぎ國費多端にして租税及公債の激増せるより貨幣の
需要一層甚切なるを感ぜらる、彼れと云ひ此と云ひ總てが貨幣の問題たる如
く解せられたり富國強兵に熱注せる當時の歐洲諸國が富國も貨幣なり強兵
も貨幣なり此必要なる貨幣を如何にして自國に増殖すべきや此方策こそ眞
の富國策なれ強兵策なれと信ずるに至れるは亦た一應の事情なしとせざる
なり。

斯くて盛に貨幣増殖の方策として貿易策は攻究せられ論議せられ經濟思
想の開發觀るべきものありしと雖も各國內部に於ける實際の經濟組織は十
八世紀に至るまで仍ほ殆んど中世紀以來の封建的舊制を存し否な君主國家

の勢威に乗じて更らに却て干涉束縛の度を加へたるものさへ多かりき工業
的營業は總て公の認可を受けざるべからず其工業労働の關係は公認の職業
組合に屬し組合が制定する規則に依りて羈束を受け工業上の労働契約、就業
時間、勞銀、職工資格、徒弟制限に至るまで頗る嚴重の取締に服せり商業及運輸
業に關しても價格公定、輸出制限其他之に類する制限ありて未だ全く自由な
るを得ざりしなり、更らに農業の經濟組織に至りては地主對農民の關係依然
として舊の如く地主階級は封建的特權階級を爲し他より之に新加するを
許さず村落に於ける行政及司法の權は概ね地主の掌中に屬し多數農民は恰
も之に對する臣僕の位地に在り否な奴隸の如く家畜の如く地主の計算に於
て耕作し且つ貢租を上納するの義務を負擔し滞納は牢獄の拘禁に依りて督
促せられ、全然土地の附屬物たるの觀ありき其他諸般の經濟事項は皆な公法
的の監督を受け謂ゆる經濟上の國家後見制度行はれて個人の財産及労働は
自由の處分權なく之に關する取引移轉代價の決定生産の方法皆な悉く一定

の公的制限に服し居たり此等の制度中其精神に於ては今日の思想より觀て
倣ふべきものなきにあらずと雖も經濟の發達を阻害せるの甚しきものあり
しなり十七世紀より十八世紀に掛け之に對する諸種の革新的思想及運動の
勃興し來れるは當然の事態にして亦た是れ一般經濟思想の新興したる結果
なりとす。

第六章 貴金及重商政策

貨幣を唯一の富と爲し富國の要道は貨幣の増殖に在りとする貴金主義が
夙に歐洲諸國の有する一般の思潮たりし證左は頗る歴然たるものあり。

既に十四世紀の初頃に於て英佛兩國は金銀輸出を禁止し犯す者には嚴罰
を加へたり英國は更らに十五世紀に於て之に一步を進め輸入品の代價には
自國品を以て代辨せしめ輸出品の代價は金銀にて受取るべき義務を商人に
課せり折柄千五百二十二年西班牙人の手に依りて南米中米の銀塊盛に歐洲

に輸入せらるゝや西班牙國を始めとし之を輸入する諸國の政府及人民は一
時多大の繁榮を來たせしかば各國の思潮は擧つて金銀吸收の政策に向へり
或る國は國內鑛山の開掘を獎勵し或る國は鑛區に富める殖民地を占領し西
班牙及獨逸の如きは此の外に復た嚴罰を附して金銀輸出の禁制を施行した
りしなり。

然れども此の直接的なる金銀抑留の政策は忽ちに其の愚擧なるを證明せ
り何となれば之が爲め一時は國內に金銀の抑留を見るも其の積んで横溢を
告げんとするや金銀の價格は下落して物價は騰貴し一旦流入したる金銀は
外國品の輸入と交換せられて漸次國內の市場を去り他の比較的高價なる外
國に逸出するに至りたればなり金銀輸出の禁制も政府自身の違反に依りて
多くは空文に歸せる有様なりき是れ佛人ジャンボーダン氏が千五百八十四
年に於て其貨幣及貿易論中『流通貨幣の多きは一國の富たらず又た金銀輸出
の禁制は貿易の必要上遂行すべからず』と唱へたる所以なりとす。

メロン(一七三五年商業政策論)及び十七世紀に於ける西班牙、和蘭及獨逸の識者間に論述せられたる所にして各國政府亦た競ふて之を採用し獎勵には輸出保護金、戻税、交付金及航海獎勵金を與へ抑制には輸入關稅、船舶入港拒絶又は商品輸入の禁止を實行したり。

此等の實行に關し中央集權の**新なる國家説**が新國家の權力及び功績を發揚せん爲めに富國強兵主義を標榜して産業及貿易の保護獎勵に有ゆる干渉を慫慂したることも事實なり殊に佛相コルベイヤ氏(Corbier)の一六六〇年より一六八三年までに於ける諸種の工業保護政策及び英相クロンウエル氏(Cromwell)の一六五一年に於ける航海條例の如き其他諸國の一般に實行せる殖民政策の如き單に金銀吸收のみの目的にあらず自國産業の進捗を保護せんとしたる企圖をも包含せりと云はざるべからず。

コルベイヤ氏の實行せる**工業保護策**の**大要**は關稅の引上、年額百萬リブルの保護金交付、穀物輸出稅の設定並に職業組合制度の保存等に在りたり。

クロンウエル氏の航海條例は先づ(一)歐洲大陸より英國に輸入する一定の輸入品を英船に依るもの限り、若し原産地國の船舶に依るときは二倍の輸入稅を其の商品に課して輸入を許すこととし、次ぎに(二)英國領土の沿岸貿易は英船に依るの外之を禁止し(三)外船が捕獲し及び輸入する魚類には二倍の輸入稅を課し最後に(四)英國殖民地に往來する船舶は乗組員の三分の二以上英國人なる英船に限ることとなせるものなり。

殖民政策として英佛及西葡の諸國が一般に實行せる所のものは(一)殖民地貿易は本國に對するものみに限ること(二)其の貿易に使用する船舶は本國船に限ること(三)殖民地の工業を禁止若くは制限すること(四)關稅上の特惠を殖民地品に與へて其の本國輸入を便にすること等なりき。

以上の重商政策論及其の施設に對しては當時自由主義の反對論を唱へたるもの亦た少からず例へば佛人エメリシユド、ラクロア氏(一六二三年)西班牙人アルバート、ストラデー氏(一六二四年)英人哲學者ホブズ氏、ロツク氏、ジョシ

ヤス・チャイルド氏(一六九〇年)ウイリヤム・ベチイ氏(一六八二年貨幣論)サア・ダ
ツドレー・ウス氏(一六九一年貿易論)の如き是れなり此等の中にはコーベヤ
氏の商業政策より來る工業上の弊害を痛論したるもの少からず後にアダ
ムスミス氏が主唱したる自由貿易論の資料は此等の學說に依れるもの頗る
多きを知るべきなり

吾人は今ま以上の貨幣及貿易に關する重商政策派の所論を批判するに先
ち參考の爲め當時及今代學者の諸說を左に紹介せんとす

(備考)

此の主義を否定する學說の大意は左の如し

- 一、貨幣は唯一の富に非ず他の貨物と均しく一種の貨物なり唯だ一定の目的
に向つて效用ある貨物たるのみ故に綜合物品輸出超過の永續して貴金屬の
無限に輸入せらるゝも人民は決して爲めに富裕なるべきにあらず同理によ
り吾人は貴金屬を輸出するも決して資本を逸出せしむるものにあらず好し
之を以て資本の流出なりとするも之れに代へて他の貨物を輸入するが故に
單に一種の資本を以て他種の資本と交換したるに過ぎざるなりと(ノルス氏)
- 二、且つ夫れ物品輸出超過の状態は到底永續するものに非ず何となれば貨幣

の數量にして格外に増加するときは貨物の市價忽ち騰貴して貨幣の價值を
低下し水の平準を求むるが如く貨幣は漸次外國に輸出せられて遂に他國と
の平準を回復せざんば止まざるべければなり而して通貨の密輸出は其の密
輸入よりも甚だ容易なるを以て通貨の輸出を禁制する如きは殆ど何等の效
あるべからざるなりと(ヒウーム氏及スミス氏等)

三、重商主義が貿易差額の順逆をトする標準なるものは甚だ虚偽なりとす何
となれば彼等は貿易表上に於ける金銀超過額を見て以て輸出貿易の不利に
基くものとし之を貿易の逆勢と稱するも一國が外國に對して爲すところの
支拂は果して物品買入の爲めなるや公債其他の支拂の爲めなるや容易に甄
別し得るものに非ざればなり而して前者を有害なりとする重商主義者は後
者を以て利なりとするものなるかと(チャイルド氏)

四、凡そ交易なるものは之に依りて各當事者が其の自ら與ふる所のものより
も多大の價格を受くるが爲に行はれ相互に必ず有利なるべきなり故に平均
貿易に於て兩國共に實物の需要を充足し而して何れも他の爲めに欺かるゝ
ことなくんば是れ必ず兩國共に其の各自與ふるよりも多大の價格を受くる
こと勿論なるのみならず否な如何なる場合と雖も純理上より言へば貿易の
差額なるものあるべからざるなりと(パウドリアート氏及ヘルマン氏)

此等の非難は大體上至當なりと雖も重商主義にも亦採るべき眞理ありとして左の如く辯駁する者あり

一、貨幣は實に一の貨物に過ぎざるなり然れども他の貨物に比すれば最も廣く通用し最も多面なる效用をなし最も經濟的の力を有し同時に特種なる持續性を有せり従つて貨幣は國民資本の小效用部分に非ずして實に其の重要部分をなすものなり特に文化進歩の高き時代に於て分業法大に開發せる國柄に於ては貨幣は多能且必要なる生産手段たらざんばあらざるなり(ロツケル氏及ロー氏等)

二、伊國ネーブルスの衰頽は反してゼハツ、フロレンス、ヴェニス等は繁榮せるが是れ前者が農業を主とするに反して後者が何れも商工業を主とし商業貿易に依りて金銀を増殖せるに因れりと(アントニオ、セラ氏)

三、貨幣の輸入超過も永續せざるものに非ずヒウーム氏の水準説は決して實際の事實に合するものと云ふべからず何となれば輸入の貨幣は必ずしも皆流通せしめらるゝものにあらずして或は器具となり或は私人の貯藏となり或は國庫の蓄積となるものあり従つて一般の物價に對して何等の影響もななく其儘一國內に永久存在することなきにしもあらざればなり否な斯の如き場合を想像せざるも尙ほ一國の貿易差額は増減とも永續することあり例

へば若し永き間一國が内國商業の増進しつゝあるときは國內商業に要する貨幣を充分に取得するに至るまで貿易の順境永く繼續すべく又巨額の貸付又は負債を外國に有する國柄に在りては貿易の順逆とも各々繼續すべきが如きは是れなり(ブツシエ氏等)

四、單に貿易の差額と云ふて物品貿易上の差額と金銀支拂上の差額とを區別せざるときは貿易差額なるものゝあるべからざること論なきも這は必ず區別して論ぜざるべからず而して物品貿易上の差額は(一)貨幣の輸出(二)内國人が輸出に付き取得する利潤(三)内國人が輸出入に關して取得する運賃(四)外國に於て内國船を賣却せる場合に於ける其代價(五)外國より取得すべき海上保險の保険料等より成り、金銀支拂上の差額は以上此等の外に(一)外國企業に關する内國人持分上の利潤並に之れより生ずる資本の移轉(二)外國に貸付けたる資本の利子及償還(三)外國に株券を賣却せる代金並に外國に於て起募せる新公債金(四)國內在留外人に對する外國よりの送金並に旅客移住人の携帶金(五)外國より送るべき遺産、年金並に臨時支拂金等より成るものとす當時の重商主義者が此の區別を爲さずして、漠然貿易差額を論じ以て物品貿易上の差額を意味せんとしたるは論理の正を得たるものにあらずと雖も斯の如くにして近時國際上の貸借關係進歩するに伴ひ一國は永く貨幣の輸出、輸入に超

過し一國は永く物品の輸出、輸入に超過することあるの理は認め得べきにあ
らざやと(ロツシエル氏等)

惟ふに重商政策派の主張に關しては當時既に識者中貨幣のみ唯一の富に
あらずと唱へたる者素より少からざりしと雖も如何せん一般の思潮と政策
の内容とより察すれば多くは貴金主義の餘流を汲みて貨幣と富とを混同し
此貨幣を以て計出する貿易上の差額を増加せんと期したるものと云はざる
を得ず現に獨人ウイルヘルムフオンシレーダ氏の如きは其著(一六八六年)
に於て「國家の富を計算するに國內存在の金銀の分量を以てし且つ外國貿易
を以て國內に貨幣を注入するに最も有效なる方便なり」と論じたるが亦た以
て一般を察すべきなり而して貨幣は唯一の富にあらず貨幣を以て買はるゝ
ものが富なると及び謂ゆる貿易上の差額は商品價格のみにして國際貸借全
部の差額とするに足らざること明かなれば今日の經濟思想より見て左まで
重きを措くに足らざる此二點に總ての期待を託したる重商政策は疑もなく

狹見に失したる謬策なりしなり然れども一國が貨幣の吸收又は抑留を努む
るの政策は如何なる場合に於ても不可なりや否やの問題に至りては特に研
究を要せずんばあらず先づ第一に貨幣は國內に於てこそ交換及支拂の手段
として單に既存の貨物を移轉する媒介たるに過ぎず信用の發達せる場合に
は小貨幣を除くの外或る程度まで必ずしも貨幣あるを要せず紙幣又は手形
のみにても可なり左れど外國に對すれば新なる貨物を國內に増加する増富
の手段となる而かも其の増加し得る富は或る特種の貨物に限ることなく一
國の需要次第何物と雖も且つ何時にても之を増加せしむることを得るの利
あり或る程度までは國內の貨物を以てするも需要の貨物を外國より交換し
得べしと雖も容易に且つ迅速なることは貨幣に及ぶべからず故に一國は國
際交通の開かれたる以上一定の貨幣を保留し置くの得策なるを知るべし而
して之れが爲めには過剰の貨物を輸出し不急需の輸入を制限して貨幣を吸
收するも不可あることなし何となれば貨物よりも貨幣の保存は費用を節し

且つ損耗を避くるに適し併せて又た再び需要品を取得するに容易且つ迅速なればなり第二は貿易以外國際貸借上の債務に備ふるの要ある場合なり此場合に於て若し既に内に多額の貨幣あらば或る程度までは其の流出に任せ可なり懸がて物價は低落して輸出を増加すべし然れども其の國際上の債務甚しく多額にして貨幣の流出甚しきを加へんか更に物價は低落し金利は騰貴し輸出の増加は高利を以て生産せる物價の低賣を意味するものにして實質上の産業利益は減少し有價證券の價格も暴落して金融及信用の基礎を撼搖するに至るべし而かも尙ほ其の儘まに放任せんか貨幣は殆んど皆無にまで激減せりと假定せよ外國爲替相場は現送すべき貨幣なき爲め現送點の限界を越えて涯際なく低落し輸出品の代價は受取高を減少し輸入品の代價又は他の國際債務は著しく支拂高を増加し國民經濟上の負擔損失其の極に達すべし故に此場合に於ても貨幣の吸收及び抑留に努むることを要すべし其他戰時又は恐慌の場合の如き亦た大に其必要ありと云はざるべからず

然れども當時の重商政策か採れる場合は必ずしも皆な斯くの如き必要ありたる爲めに然るにあらず唯だ一般的に金銀の吸收を以て各國の利なりとし之が爲めに貨物の必要を輕視するに至れるものにして其の思想の偏狭なるは論ずる迄もなき所なり。

要するに當年の重商政策は國家の觀念を基礎とし國家の富強を圖らんが爲めに民富を増進するの必要なることを感得したりと雖も少くとも其の富を増殖する所以を主として貨幣數量の増加に在りと爲し之を獲得するの方法を貿易上の保護干涉に依頼し貿易の差額を自國に利することに依りて金銀の吸收を完ふせんと期したるは疑なく之が爲めに製造品の輸入及粗生品の輸出を妨害し製造品の輸出を獎勵して粗生品の輸入を自由にし重きを商業の保護に加へて農業の不利を省みず更らに當時に於ける國家後見制に依り國內の産業及價格を制限し消費者の利便を輕視したるの傾向ありき而かも此等の傾向はコルベール氏の政策下に於ける農業國にして農業課税に

惱める佛國に於て最も其の弊害の甚しきを示めせり此等の事情に依り自然主義の重農學派は佛國に崛起したり。

第七章 自然及重農學派

各國君權の確立及之に伴ふて起れる國家的侵略運動の結果は、十七世紀の後半に及んで西班牙の國威地に墜ち和蘭は獨立し英國は西班牙に代りて海上の覇權を占め佛國は路易十四世の驕傲政治に依て陸上の強を唱へ、之に遅くるゝと少時にして奥國も露國も普國も漸次其の頭角を權力均衡場裡に現出し來り、各國ともに租稅及公債の激増を來たしたるのみならず極端なる保護貿易及嚴密なる産業上の束縛は益々其度を強めて政治上及經濟上に於ける人民の枉屈は伸ぶるに由なく、社會の思潮は之に反抗して漸く應さに一變せん、とす經濟上に於て既に英人ハリントン氏は其著「オシヤナ」(一六四〇年)に於て土地兼備の弊を痛論し和蘭のフーゴーグロシヤス氏(一五八三—一六

四五)は國際法論として自然法説を唱へ同國のグラスウインクル氏は一六五一年に穀物自由輸出論を公にし同ベートルデラコト氏(同上)は當時の特權組合制度の非を極論して極端の自由主義を唱導し又た佛人ボーダン氏は既に千七百〇七年の十分一稅論に於て一般且平等主義の統一稅制として所得單一稅を主張したり此時に當り十七世紀末佛國王路易第十五世の侍醫にフランソウワケネー(François Quesnay)(一六九四—一七七四年)なるものあり時世の現狀を慨して社會の根底に想到し人爲の干涉を排して自然の自由を唱へ貨幣に代へて土地を唯一の富源となし商工に代へて農を唯一の國本と認むるの説を爲せり謂ゆる自然法説(Physiocracy)又は重農學派なるもの即ち是れなり。氏の傑作として千七百六十年に公表せられたる經濟圖説(Tableau économique)及一七六五年の自然法説に依り所論の大要を見るに左の如し。

抑も人類社會は自然の秩序と人爲の秩序とに依りて整理せらる、共に均しく人類の進歩と福祉とを目的とするも一は神意を以て定めらるゝ法則に

して他は人爲を以て定めらるゝ規則なり斯の如く二法ありと雖も人爲法は自然法を實行する手段に外ならざるが故に總ての人爲法は自然法を以て根本原則とせざるべからず自然法は完全不變にして人爲法は可變不完を免れず人爲が自然に従へば榮え自然に反すれば衰ふは之れが爲めなり國家は人爲なり人類の生存は自然なり故に國家が人類生存の自然に反して人類の生存に必要な人格的財産即ち個人的自由に干涉するは國家自ら衰を招く所以にして何等の益なし人類の自然的自由に放任せば經濟は必ず繁榮し國家も亦た自然に富むべし國家の富は金銀にあらず金銀の多き國は富めるに相違なきも金銀多きが爲めに富めるにあらず富めるが故に金銀多きなり然らば國の富は何ぞ曰く金銀の増加にあらずして財物の増加なり何となれば人類は金銀に依りて生存せず財物に依りて衣食すればなり財物は自然にして自然の土地より生ず此の自然に順應して財物を抽出するものは農業なり故に農業は自然の利益を得べし即ち其の投下せ

る勞費以上に加増せらるゝ富を得べし此の増富即ち純益は人類の他の階級一切を扶養するものにして一國經濟の繁榮は此の農業純益に依りて消長す此の純益を一國に生ずる爲めに費消せる農業上の勞力は之を生産的勞力と稱すべく従つて農業のみは生産業と稱し得べきなり若し夫れ此の他に費されたる一切の勞力は財物の改良の爲めたと將た製造若くは移轉の爲めたとを問はず皆な是れ不生産的の勞力にして其の業體は工業と稱するも商業と稱するも皆な不生産業と認めざるべからず何んとなれば此等勞費の爲めに國の富財は決して何等の加増をも結果することなればなり何を以て然か云ふや曰はく先づ之れを商業に見よ商業なるものは單に同價に對する同價の交換に過ぎずして之れが爲めに少しも一國を富裕ならしむるものにあらず唯だ商業の働作によりて人欲充當の方向を變化し又は發見するの效は之れあるべきも國富に向つて何等の添加を與ふることなし好し時として富の添加することありとするも其は唯だ商業

なくんば市場を發見するに由なくして了るべき土地產物に向つて多少の價値を加ふることあるのみ次に、工匠の勞力に付きて見るに此の勞力は產物の價値を増加するに相違なきも其は其製造手續中に於て彼れ工匠たる者必ず衣食を費消すべく而して勞力に依りて產物に加へたる價値は偶々以て彼が勞働中費消したる衣食の代價たるを表するものなり故に價値は増加するも富は生産せられざるなり斯の如く土地のみ獨り能く純益を生ず此純益を土地より生ぜしむる勤勞は農業なり租、税は必ず純益に課せざるべからざるものなるが故に土地のみ課税すべきものにして商業及び製造業の如きは課税すべきものにあらず否な如何なる形を以て此等に課税するも之れを負擔すべき純益なきを如何せん要するに農業の純益は總合して一國の自由所得をなし國家の財源を成すものなるが故に政府は之れに單一の直税を課するの至當なると同時に又た自家永久の財源として之れを保護せざるべからず然るに從來各國政府の爲す所を見るに單に農業

の純益に衣食する商工業のみを保護して之に餘分の利を得せしめんとすと雖も其の保護金は一國の租税として土地より徵收すること多きの結果忽ちに農民の負擔を重くし國家の眞財源を斯の如くに枯渴せしめたるなり宜しく政府は不殖産たる商工業を保護せずして斷然國本たる農業の發達を計るべし而して其の方法は先づ自然の法則に従ひ生産及交易に關する一切の束縛を弛し自然の自由に放任するに在りて存すと云々。

斯くて此の派が其の政策として提出したるものは凡そ左の如し。

- 一、土地の耕作並に土地產物の賣買は内外共に全く自由にすべし。
- 二、耕作者が義務として負ふ所の人身及物品上に關する一切の制限は之を廢止すべし。

- 三、道路を開通増加し教育を盛にすべし。

- 四、此等の爲めに獎勵金及賞與金を附與すべし。

- 五、製造及商業の組合獨專を除去し自由競争に任せて物價を低廉ならし

むべし。

六、租税は單一課税として土地純益のみに賦課すべし。

此主義の缺點は原産の儘まの産物のみを以て富と爲し此の産物は土地より生ずるが故に土地のみ富の本源にして土地を利用する農業にあらざれば自然的の純益なきものなりと断定したると租税轉嫁の理論を究めずして總ての租税は皆な悉く農業にのみ歸着すべしと速結したるに存せり然るに今や價値を以て富の本體となし農業と雖も決して價値を創造するものにあらず單に工業と均しく價値の變化を助くるに過ぎず自然的の純益も農業の特有にあらずして所有權の結果なり工業も商業も貨物の所有權を有するとき自家の投下せる勞費以上に自然的の剰益を生ずることあり而して是亦た以て租税の課せらるべき源泉とならざるべからざること明かとなれり故に重農學派の説は此等の根本に於て既に動搖を來たせり従つて之を根底として立論し來れる断定は到底誤謬ならざるを得ず。

然れども其の貴金主義と國家神權説とに基ける商業政策に痛撃を加へ從來各地に行はれたる各種の羈束及制限を排して自由の曙光を發揮したるは經濟上に於ける自由主義の先驅として其の效の没すべからざるものあり次いでデュボン、ネムール、チュールゴ、メルシエ、ド・ラ・リビエール、ミラポー、コンチャーク及グールネー諸氏の如き此派を代表し特にチュールゴ氏(ルイ十六世の首相)の著「富の作成及分配論」(二七六六年)は重農主義を辯護して餘蘊なく、グールネー氏(一七一二—一七五九)の放任主義は過激にして一世を聳動せしめたり。

佛國重農學派は革命の嫌疑を受けて多く放逐せられ、外國に宣傳したり之れが爲め此説は獨伊に流行せること旺なり獨逸のレネットワイン氏(一七七九年著「國本及經濟論」イザク・イゼリン氏(一七二八—八二)カール・フリードリヒ氏(一七二八—一七八二)シマルツ氏(一七六九—一八三二)の如き之れが代表者なりと稱せらる。

第八章 自由産業及貿易主義

貨幣は富の本體にあらず土地は富の本源にあらず富は土地に勞力を加ふるに依りて生ずる産物の集合なり此産物の價值を増加する一切の勤勞は農業と云はず工業と云はず商業又は交通業と云はず皆な生産的勞力なり此産業を自由にし各人の活動に任ずる時各人の利益は最もよく社會の利益と一致するものなるが故に産業の干涉貿易の保護は總て之を打破すべしと論破したるものは近世經濟學の鼻祖アダム・スミス(Adam Smith)博士(一七二三—一七九〇年)其人なりとす氏は千七百二十三年六月五日を以て英國スコットランドの一小市カルカデイに生れ千七百三十七年にグラスゴー大學に入り哲學を修め千七百五十一年に同大學の教官となり正教授として道德哲學の講座を擔任し千七百五十九年に「道德學」を著し千七百六十四年職を辭して佛瑞諸國に遊び此間ケネー氏及チュールゴー氏と交會し歸國後は故山に臥し

て著作に従事し千七百七十六年三月を以て「國富の性質及原因に關する研究」An Inquiry into the nature and causes of the wealth of nations を大成せり是れ即ち有名な富國論なりとす。

富國論の構造は五篇より成れり第一篇は勞力、價值、價格及所得の原理にして第二篇は主として資本論なり以上二篇を原理門として第三篇は各國富力増進の歴史を論じ之を論據として第四篇は經濟政策の當否を斷定せり此二篇を政策門とし第五は君國の經費、歳入及公債を論じて財政門を成せり。原理門に於ては

- 一、國富の源泉を人の勞力なりとし勞力の量は分業及機械應用に依り著しく増加すべし從て國富の増進は農業よりも工業に負ふ所大なり。
- 二、富に依る人欲の充足は價值(value)なり分業行はるるに及んで此價值は使用價值(value in use)と交換價值(value in exchange)に分る交換價值は價格(value)にして勞働量の代表なり此の勞働量は價格の永久的尺度にして

又た實に價格決定の主因なり。

三、所得は價格より生じて地代、勞銀及利潤に分配せらる、分配せられたる社會の各員は此の所得を消費して生存を繼續す故に特種の生産者の利益よりも消費者の利益を重しとせざるべからず。

四、資本は勞力の結果にして固定、流動の二種あり、流動資本は絶へず固定資本を生じ且つ絶へず勞働者を維持するものなれば缺く可らざるものなるも貨幣は單に生産參與者に産物を分配し又は各人間の交易を容易ならしむるに止り富の全部にあらず實に其重要なる部分にもあらず。

五、農業、工業、卸賣業、運送業の四種は皆な是れ社會上必要有益なる資本使用法なるを以て國家は之に干渉せず個人の企業心を自由に發動せしむべし然るときは自ら適當の割合に使用せられて效を擧ぐべし。

政策門に於ては

六、諸國富力増進の狀況に依れば資本の大部分は先づ農業に集り次ぎに

工業に向ひ最後に外國貿易に使用せらる。

七、ケネーの經濟説は眞理に近きものあるも重商政策派の政策は百害ありて一利なく各國をして之が爲めに衰亡せしむ。

八、各人は最も好く自己の利益を知り自ら最良の方法を發見して活動するものなり而して各人をして自由に完全に利益を追求せしむれば各人の利益は最も好く公衆の利益に一致すべし個人最大の利益は社會最大の利益と自ら調和するものなり。

都市幾百萬の人々が日々間違ひなく又た何等相約せずして麩肉、牛乳、野菜、麥酒等の供給を受け無事に生活を維持し行くを得る所以は畢竟各人の利己心の賜なり決して各人の慈悲心にはあらず如何なる偉人出て、豫め計畫を立つるも各人の自利心に依らずして斯る種々雜多なる慾望を斯く規則正しく充給するを得んや。

同理に依り二國間の貿易は必然兩國に取りて有利なるべきを以て貿易

は總て自由にすべし。

九、國家の職分は國防、保安の外、私人の爲すに堪へざる公益關係の事業に限るべし、行政は平和を維持し、租税を適當ならしめ、法律の保護を充分ならしむるに止め、他は何等の干涉を爲すべからず。
財政門に於ては

十、租税は地代、勞銀及利潤の一又は二以上に歸着せざるべからず、國家は國民所得の一部より其の分配を受くるの權能あると同時に然らざるべからざるものなり故に。

十一、國民は其の資力に應じて政府の費用を負擔すべく、政府は國民の歳入に從つて課すべし。

課税の基礎は國家の所得と個人の所得とを國民經濟上に於て適當に分配するに存す。

是を以て觀るに、氏の論説は決して空想獨斷なりと云ふべからず、論據を各

國の歴史及事實に採り又は之に依りて證明したるものなること疑を容れず、又た氏の主義が自然法説の如く個人主義にあらざることも認むるを得べし、何となれば自然法説は個人の自由を以て天賦の自然となし、個人自由其者を以て理想の極とすと雖も、氏の説は之れと異なり、主義は公衆の利益に在り、目的は國民富力の増進に存すること明かなればなり、唯だ其の之に到達する手段として個人の自利に任ずるを最良なりとせるが爲め、一般に個人主義なりと誤まらる、又た氏の説を以て資本主義なりと難するものもあるも、勤勞主義、消費者本位なること既に明白にして、一切自由主義なれば特に如何なる階級にも偏重せざること亦た瞭然たり、唯だ増富及殖利を最善とせる如き傾向ある爲め、然かく採らるゝは惜しむべし、然れども、氏の論法は全體を通じて放漫に過ぐるの嫌なきを得ず、例へば氏が原理門に於て價值、價格及資本に關する原理を説けるを見るに、之を從來の諸説に比すれば、素より一頭地を抜き、頗る學理的の研究を示めすと雖も、往々理論の徹底せざるものあり、政策門に至りて

は論定更らに放漫を加へ自ら既に矛盾を生じ學理の追究頗る周到を缺くも
のあり殊に個人自由の活動に放任すれば個人の利益は最も多く公衆の利益
に一致すと云ふ如き二國間の貿易は必然兩國に採りて利益なりと云ふ如き
又た自由放任、干渉、保護と云へる觀念に誤謬ある如き其最も甚しきものなり
蓋然すべきを必然し、區別すべきを混同せるの嫌あるは疑もなく氏の缺點な
り若し氏にして個人の利益は概して社會の利益に一致して行はれ二國間の
貿易は概して兩國の利益に於て行はると云へるならんには人誰か復た之を
争ふを得んや何となれば社會の需要に一致せざる個人企業の榮ふるもの稀
れにして兩國の利益に一致せざる貿易の永く行はれざるは實際上の大勢な
ればなり然れども何れの場合にも例外あり而るに氏の論定は之を容るゝの
餘地を存せざりき故に忽にして自ら航海條例及報復關稅の辯護に於て其の
矛盾を暴露したり。

氏は又た到る所に個人の自利に放任すべきを説き國家一切の干渉を排す

べしと論斷しながら別に國家の職分を數へて其の干渉の範圍を定めたり若
し氏が最初に於て個人の經濟行爲は或る例外の場合を除くの外概して國家
行政の干渉なきを可とすと云ひしならんには實際の經濟界が斯くの如くし
て能く發達せるの事實は其殆んど誤なきを證明すべし氏の本意は國家の職
分として氏が數へたる國防、保安及公益に關する場合を例外とするに存した
りとするも如何せん尙此外に個人の經濟行爲に關して干渉するの要ある場
合及方法決して少からず是れ亦以て氏の論法が學理的に用意の周到を缺け
るに由らずんばあらず又た氏は自由放任、干渉、保護なる觀念に於て今も尙ほ
一般の學者が誤れると均しく政治觀と經濟觀とを混同し又た方法と目的と
の區別を明にせざるの嫌なしとせず或る事項を個人の自由に委するか將た
國家の干渉に依らしむるかは政治上に於ける國權對民權の問題として素よ
り重要な區別なりと雖も經濟上に在りては左まで重要な區別にあらず經濟
が問はんとする所のものは事項其物が利なるや害なるやに在り然るに此の

政治上の觀念を移して經濟上に使用し個人が行ふときは自由と稱し國家が行ふときは皆な干渉即ち保護なりと稱し國家の政策に自由政策なしと定め其の事項の性質を區別せず單に其の行爲者が個人たると國家たるとに依り自由は皆な是にして保護は干渉なり干渉は皆な非なりとするに至るものゝ如し而して政策に自由政策なしとするの結果は又た自由と放任とを混同して何等の區別なしと觀するに至れり既存の制度を改廢するには自由を唱へて國家の政策を要求せるに拘らず尙ほ自由と放任とは區別あるを悟らざりき最後に又た自由と保護との觀念に於て誤れり自由は制限を廢滅するの法と解し保護は政府の持する目的と解せるが如し然れども方法に於て制限を廢滅するの自由政策は目的に於て保護政策とせざるべからざるものあり奴隸解放の如き輸出税廢止の如き産業束縛の撤廢の如き方法に於ける自由にして目的に於ける保護にあらずや是れ畢竟區別の標準を誤れるものなり然るに氏は一般の謬見を正すこと能はずして却て尙ほ其の囚ふる所となり

政治上に於ける干渉と經濟上に於ける保護とを混同し政治的觀念に依りて干渉は總て非なりとせる先入の思想を經濟上に移し保護亦總て皆な非なりと斷言したるものと解せざるを得ず此等の點亦以て理論の周密を缺けるの證なりとするに足るべし。

要するに氏が所論の缺陷は個性の自利自由は常に必ず社會及他の個性の利益と一致し調和するものにして衝突することなきが故に個性の自利自由を經濟上の絶對原則なり又然かせざるべからざる如く強調せる點に在り夫れ然り故に利害相反する例外の場合を始より想定せず従つて例外の場合に對する倫理觀を試みず理論的批判に徹底するも倫理的批判に思及ばず救済なく同情なく冷々淡々の概あるを致せり然れども例外は例外なり之が爲め人類經濟行動の根本を個性自利に在りとし個性の自利自由を以て經濟上の大原則と爲し社會の經濟は之に依りて發達し大體に於て社會及他人の利益と調和し調和せざる自利は衰ひ調和する自利は榮ふとする大勢論は傷けら

るゝことなしと思はる、之に對すれば夫の國家萬能主義に依り何事も國家の干涉保護を以て根本原則とし又は夫の極端なる社會主義に依り共有博愛を以て目的原則となし俱に個性の自利自由を單に例外又は附隨條件として認めんとするが如きは之を氏の所論に比し寧ろ甚しく着眼の架空的なるを感ぜざるを得ず。

其は兎に角に經濟學上に於て勤勞を價值の要素となし個人と社會とは利害の調和自然に存在するものとなし極端に當時の流弊たる保護干涉政策を排斥して殆んど餘蘊を止めざるに至らしめたるは實に氏の效績なりと云はざるを得ず然れども氏の主義が自由主義放任主義世界主義と稱せられて歐洲各國に流行し英に在りてはマルサス、リカード、ミル、バルネル、マツカロツク、ケヤンス等の著書となり佛に在りてはカーナード、セイ、ガルニエー、パスチャ、ロツシ、ブランキー及シバリイエー等之を奉し獨に在りてもチュエーネン、ヘルマン、ホフマン、ヤコブ、フルダー及ラウの如き露に在りてはストルヒ及シロエ

ツエル等の如き此の門に屬することゝなり經濟學史上最も長き期間を支配するに至れる所以のものは獨り氏の著書のみ然るに由るにあらずして氏の前後に於ける一般思想界の革命亦た與りて力ありと云はざるべからず殊に氏の前に於てはグールネー(一七一二—一七五九年)の放任主義及びモンテスキュー氏(一六八九—一七七五年)の三權分立説あり氏と殆んど同時に於てはルソー氏(一七一二—一七七八年)の平等主義カント氏(一七二四年)の自由意思説ありたる如き其最も有力なるものと稱せらる。

斯くの如くして自由及平等主義は哲學、政治學、法理學、社會學及經濟學に共通せる一貫の大主義大原則となり諸科の學藝勃然として起り宗教の威信漸く地に墜ち社會の思潮一變して人々舊制度の情弊に堪へざるに至りつゝある間に於て政治上に於ける獨立及革命の大事件は起れり米國の獨立及佛國の大革命即ち是れなり。

第九章 獨立及革命の思潮

十八世紀の後半以後凡そ百年間に於ける獨立及革命の運動は決して一二にして足らざりしと雖も其の最も重大なりしものは米國の獨立と佛國の大革命との二件なりしなり。

北米殖民地の獨立は英國の專制的殖民政策之をして然らしめたりと稱せらる。英國の殖民政策が殖民地の貿易航海を母國に獨占し殖民地の粗製品を母國にのみ輸入せしめ殖民地内の工業を禁じて母國製品のみを輸入せしむるの吸收主義を採りたることは既に述べたる所の如し加ふるに比年紛糾せる英佛戰爭の爲めに英國の國費益々多端を極め之が財源を殖民地に求めんとして千七百六十五年印紙税法を制定し殖民地に課税したり殖民地の抗議に依りて之が執行を見合はせたりと雖も後二年にして茶、紙硝子等の輸入税を設け次いで千七百七十三年に至り茶の輸入税を毎斤四片に引上げたりし

かば殖民人の憤怒其の極に達し反抗更に甚しく終に千七百七十四年六月を以て母國の艦隊はボストン港を封鎖し食料品及薪炭を除くの外一切の輸入を禁絶したり茲に於て殖民地十三州の代表者はフライデールフィアに會し千七百七十六年十月四日を以て獨立を宣言し國號を北米合衆國と稱せり是れ實に英國のアダムスミス氏が富國論を公にしたる時なり歐洲諸國の同情は合衆國に集まり佛將ラファイエー等來つて獨立軍を援くるあり轉戦八年を閲みして英軍利あらず遂に千七百八十三年九月ベルサイユの和議に依り米國の獨立は承認せられ千七百八十七年を以て合衆國共和憲法を制定しワシントンを戴きて第一期の大統領となすに至れり是れ實に專制的保護政策に對する自由主義成功の第一例なりしなり。

佛國は此時既に可憐なる路易十六世の朝なりき彼が父路易十五世は其終に臨んで曰はく「朕が後に洪水到らん」と果して其の言の如く佛國の大革命は千七百八十九年六月より生まれり然れども其の遠因は既に祖父路易十四世

の時に詩かれしなり路易十四世の驕傲政治は宰相コルヘヤの保護政策と相待つて内外國費の激増を來たし賣官の制度は設けられ激増の消費税は請負となり無税特權の貴族及冗官は益々多きを加へて課税の負擔は愈々下層に重きを増せり次いで不良貨幣の發行あり強制公債の濫發あり宦官嬖妾の威福を專にせるあり一離宮の建築に對して一億六千五百萬リブルの巨費を投じたることあり情弊苛斂殆んど其の極に達したりと云ふべし千七百十五年路易十五世の位を襲ぐや徒らに攻伐を事として憊むる所なく英普兩國の威力既に甚だ盛にして北米及印度の佛領は日に縮嬰に傾き内は財政紊亂して國威國信兩ら頓に失墜したり千七百七十四年路易十六世の起つや廓清の意切なるものありしと雖も果斷の質なく朝臣の強請に動きて合衆國の獨立を赴援し爲に國債十二億五千萬リブルを増加し歳入益々不足して國債の高愈々増加し名相チュウルゴー及びネツカア等財政整理の任に當れるも朝臣宦官の忌憚に觸れて斷行を敢てせず千七百八十九年に於ける國債總額は實に

四十二億五千萬リブルの巨額を超え一般に國家の破産を以て目せられたり人民の負擔極度に激増して貧富懸隔の嘆天下に滿てり自由の論、平等の議、所在に鼎沸し特權廢止、舊制度破壊の氣運最早や抑ゆべからず國民の要請に依りて憲法制定の立法議會を開き千七百九十一年九月溫和主義の新憲法を制定して議會を解散したるに其翌年九月過激共和黨の手に依り國民集會を召集し此國民集會に於て王政廢止を宣言し貴族の稱號を沒除し共和制の成立を公表し尋いて國王處分案を協議したる上議會を法廷と爲し廢王を召喚し千七百九十三年一月十四日極刑を宣告し遂に同二十一日を以て其執行を見るに至れり。

爾後一年内は謂ゆる恐怖時代なり保安委員會及革命裁判所は設けられ先づ溫和派及現政府非難者を慘戮したり後には過激黨も自ら互に相刑し刑臺への護送車、晝夜去來を絶たず處刑せられたるもの無慮百萬を超ゆ是れ實に彼等自ら招けるの天罰にして之に雷同せる一般の國民も亦た其責を分たざ

るを得ざりき革命の餘波を恐れたる列國の王侯は英露の主唱に依り諸歐の合同を結んで佛國の四境を攻圍し來れり。

恐るべきは革命の結果なり内は黨派の爭奪に依りて國家の秩序全く破壊し外は全歐の聯合軍四境に迫まれるあり之に抵抗したる千七百九十九年の一敗は著しく士氣を沮喪せしめ國運將さに絶えなんとするの危機に瀕せり當時若し稀世の英雄奈翁一世の現はるゝなくんば佛國は此時を以て列國の分割に遭ふべかりしならん。

奈翁一世の迎へられて帝位に立つや内は人材を選用して法典の制定、財政整理、民心の收攬に努めしめ別に自ら全力を傾倒して對外政策の進歩を期せり先づ強敵を各別に擊破してライン同盟を作り之れを以て千八百六年獨逸の統一を粉碎し神聖羅馬帝國に代へて事實上に於ける大佛蘭西帝國を組成したり英國の海上權を殺がんが爲めに英船に對する大陸封鎖を令し露國の之に違反せるを責めん爲め五十五萬の征露軍を起こし全歐を震駭せしめた

り其の一たびモスカフに大敗し再び全歐の同盟軍に要せられて千八百十五年三月ワテルロウの大戦に臨むや武運拙なくセントヘレナの流竄を見るに畢はりしと雖も全歐の諸強は之が爲めに甚しく疲憊し露帝アレキサンドルの主唱に依り千八百十五年十月神聖平和同盟を組成し各國間の侵略運動を阻止し國內民生の撫育に力むるの誓約を爲すに至れるは是れ實に死せる奈翁の知らぬ餘功なりと云はざるを得ず。

各國間の侵略運動は止みて各國內に於ける自由主義の運動は相尋いで起れり憲法の改正に依りて民權を伸暢し行政上の制限を撤排して民力を開發せんとの運動は起れり千八百十六年路易十八世の時保守黨内閣に對する佛國人民の自由運動を初めとし同年獨逸に於てルーテル三百年祭の大學學生の自由運動の如き千八百二十年西班牙國プエルヂナンド七世の憲法廢棄に對する憲法再興運動の如き千八百二十一年に於ける西班牙領墨士哥の獨立の如き千八百二十五年に於ける葡國の壓制に對するブラジルの獨立の如き

千八百二十九年土耳其に對する希臘の獨立の如き皆な是れ佛國革命及米國獨立と其目的を同ふして起れる一種の革命に外ならざりしなり次で千八百三十年佛王シャルルがアルゼリ併合の勢に乗じ自由黨多數の議會を解散し選舉法を改正し之が爲めに佛國第二革命たる七月革命を巴里に演出するや白耳義及ポーランドの獨立運動伊太利人及瑞西人の自由伸暢運動忽ちにして起り白耳義は千八百三十一年和蘭に對して其の獨立を確取せり露國も千八百十五年に波蘭の憲法制定を許るし獨逸の諸邦も千八百十九年以後相尋いで憲法を發布し英國は千八百三十二年に選舉法を改正して民權を擴張したり其後千八百四十二年二月佛國に於ける民間の政黨相聯合して選舉法の改正を唱へ謂ゆる第三革命たる二月革命なるものを演出し新憲法を作り共和政治を再興するに迫りて其影響復た忽ち四方に波及し獨逸に於ては同年五月國會を設け其憲法を定むるに至り佛國も亦た社會黨の一揆に依り憲法を改め任期四年の大統領を置くとなり奈翁一世の姪ルイ、ナポレオンを

以て之に充て瑞西も同年憲法の改正に着手し民主主義の改革を完成したり、斯くの如くして政治上に於ける獨立自由の思潮は新憲法を制定し中歐諸國の根柢を定めて爾後は久しく平和的進歩の時代に入れり政治上に於ける斯る變動の在りたる間に於て經濟上の自由主義は漸次に發達し各國の經濟政策に一大變化を促がしたり然れども社會主義的に之を觀察すれば佛國革命を中心とする此大革命は貴族等の特權階級に對する市民階級(ブルジョア)の革命にして未だ勞働階級の革命にあらず政治、權利及貴賤の革命にして未だ經濟生活及貧富の革命にあらずと稱するを得べし。

第十章 人口論

富の問題は亦た貧の問題なり佛國革命に引續きて歐洲列國の禍亂は絶へず四民皆之を苦み特に下層民に失業者多く生活難は一般の聲となれり富の攻究は一轉して貧の攻究とならざるを得んや而して貧の問題は亦或意義に

於て人口問題なり、人口に關する問題は古來屢々識者の論及せし問題なるが佛國革命後の千八百三年に於て英人トウマス、ロバート、マルサス(Malthus)氏(一七七六—一八三四年)が公にせる人口論を以て最も著名なりとす。

嘗て重商學派の多數は「人口は繁榮を作る、人口多き國は富み且幸福なり」と云ひアダム、スミスも「國家の最も繁榮なる證左は其の住民の増加に在り」と云ひ概して人口の増加を以て富の原因たる如く信ずるの傾向ありしがマルサス氏は却て人口の増加を以て貧の原因なりとせり。

又た近くは英人ゴッドイン氏は其の千七百九十三年の著「政治的正義及之れと一般道德及幸福との關係論」に於て英國救貧制度の結果を攻撃し「凡そ諸種の人爲制度あるが爲め却て貧民を増加せしむ若し斯る人爲を廢して天理に任ずるならば必ず貧民なき天國を實現すべし」と主張し世の信仰を博せしがマルサス氏は人口増加は天理の結果なり天理に任ずれば世は必ず貧困と罪惡とに滿てる地獄に落つべしと反對したるものなり。し

予は左に氏が人口論(Theory of Population)の大意を叙せん。

人類は一配偶を以て多數の配偶を生ずべき自然且必要の性慾を有するが爲め人口の増加は無限なり之を夫の米國北部諸州の例に見るに其の人口は數代に亘りて二十五年毎に二倍するを示めせり歐洲諸國に比すれば食料品多く風俗純潔にして早婚の弊少なき米國北部にして既に然り風俗良好ならざる後部諸州に於ては十五年に二倍するものあり人に依りては一般に人口が十二年又は十年に二倍すと計算するものあり故に人口は若し何等の障害なくんば二十五年毎に二倍すと見て誤まることなかるべし然るに食物の増加は如何と考ふるに地積は既に限あるのみならず其の耕作に適し若くは採取に便なる部分の如きは更らに甚しく狹限せらる此狹限せる地積より食物を得るの困難は採取の度加はるに従つて益々甚しきを加ふべし如何に放揚に考ふるも英國の農業は今後二十五年に二倍し更らに次ぎの二十五年にも亦た二倍即ち四倍すとは想像するを得ざるべし然

らば人口は二十五年毎に二倍を累ね、食物の倍加は毎に二倍する能はざるなり故に人口の増加は幾何學級數(等差)の率を以て増進するものにして例へば一、二、四、八、十、六、三十二、六十四、一二八、二五六の累進なるに食物の増加は然る能はずして例へば一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七と云ふ算術的級數に過ぎざるなり是れ二十五年毎の二百年間に人口は一より二五六に進み食物は同二百年間に一より十七に進むことを示すものにして二百年間を以て既に斯くの如き速差なり更らに數百年後の將來に至れば兩者の速差に著しき懸隔を生ぜずんばあらず果して然らば人口一人宛食物量の割合は益々遞減して人生の將來は到底貧困の極に達せざるを得ざるべし。斯る運命の接近を幾干にても延長し得べき障害は二種の制限あるのみ一は豫防的制限(Preventive check)と稱し克己、制情又は殘忍、放蕩に依る出産率の制限にして他の一は壓抑的制限(Repressive check)と稱し飢饉、營養不足、疾病、戰爭、憂愁、殺兒等に依る死亡率の増加又は移住殖民なり此等の障害は結局

制慾、究困及罪惡の三語に歸すべし故に人口の増加は各人自ら道德的に抑制するにあらずんば究困又は罪惡に依りて制限を受けざるべからず果して然りとせば世人は純潔なる道德的生活を守り、早婚の弊を戒め自ら人口の増加を防ぎ依て以て他の忌むべき制限を受くるに先ちて人口數と食物量との速差を調和することに努むべきなり云々。

氏の此論に對しては當時既にゴットイン氏が反撃を加へたるに繼いで幾多の反對論ありき更らに其の後に於ても否な今日に於ても賛否殆んど決せざるの有様なり其の中に就き最も重要と認めらるゝものは米人ケリー氏及び獨人ブレンタノウ氏の説なりとす。

(備考) ケリー氏は曰く(一)マルサスの論は生物學の原理と相容れず、生物學上に於ては下等の生物よりも高等の生物の生殖力微弱なるを原則とす各種の植物は無数の種子を生じ蠅は一回に二百萬の卵、鱈は一度に千萬に近き卵を産す之に反して人は年に一人の子を産するを以て最大速度とす而して通常高等の生物は下等の生物を食物として生存するものなれば如何なる生物と雖も自己より

速かに増殖する食物を食ひ盡すこと能はず(二)而かも尙ほ人口の増加が食物の増加よりも速かなりと云ふは原因結果の顛倒なり何となれば食物の増加に依りて人口は増加するものにして人口の増加は食物の増加の結果に外ならざればなり(三)憂ふる勿れ人口増加すれば食物亦従つて増加すべし何となれば増加せる勞力に依りて地中の岩石土砂等の物質は穀草菜となり又た魚鳥牛羊等に變化すればなり無機物は變じて動植物となり動植物は變じて人類となり人類の消費して吐く所の物質は肥料となりて土地に歸り再び植物となり動物となり組織せられては溶解せられ溶解せられては組織せらるる循環常に斯の如くして地球は吾人に一物をも與へざるも、總てを貸せり吾人類にして群集居する以上は循環の貸借常に能く行はれて地味地方の衰耗することなかるべく従つて要する丈の食物は必ず之を得るに究せざるを天理とす云々 然れども之に對しては亦た出生數多き生物は成長數最も少しとの原理あり又た出生數多き下等生物は高等生物の常食に適せざるもの頗る多きを知らざるべからず常用に適すべき主要食料にして漸次缺乏すれば貧困は益々來るべし貧困の來ると云ふことは食なきに生存すと云ふこと同一ならざるが故に因果顛倒の論とすべからず人口密集の地方は循環作用に依り食を缺くことなしと云ふも事實は寧ろ之に反して他より食物を輸入せるもの多しケリー氏の論も亦た完

全ならず。

ブレンタノウ氏は曰く(一)マルサスの人口論には統計上の誤謬あり各國の人口統計に徴するに人口増加率最も高き新西蘭に於てすら三十餘年にして二倍なり佛國の如きは三百十六年にして二倍なり二十五年に二倍と云ふ如きは許るすべからず否(二)多數の實例に依れば人口の増加率は文明の進むに従ひ著しく減ず従て人口の増加が食物の増加以上に上ると云ふは全然誤謬なり恐るべきは人口の過剰に非ずして寧ろ人口減少の趨勢にあり云々 是れブ氏が千九百九年の書に於て云ふ所なるが各國の統計と稱するも之れ亦た時に於て格段的なり増加率は時に依り一様ならず氏よりも先きにゴッドキン氏がマ氏に對する反駁論に於て出生能力ある婦人は人口五分の一に過ぎず夫婦の平均産兒數は四人を超えず故に人口の倍增は最も順良なる状態の下に於ても百年を要すべしと云へるあり此の百年と云ふ斷言はブ氏よりも正確に自己の意見を表明したるに當ると雖も是れとて能く現今の重要諸國(佛國を除く)に於ける毎年の人口増加率約百分の一餘なるを豫言し得たりと云ふに止まれり左は云へ今日最早二十五年に二倍の率を示めさずして約百年に二倍を示めすに過ぎざれば増加率の著しく減少しつゝあることは争ふべからず然れども此の増加率減少は食物増加率の變化と如何の差違を存するかは明にせられず且つ人口増

加率の減少は既にマルサスの謂ゆる制慾又は究困の原則が活動せる結果には
あらざるか若し然りとせば之を以てマルサスの人口論に致命傷を與ふること
は得ざるべし

惟ふにマルサス氏は若し何等の障害なくんば人口の増加は少くとも二十
五年に二倍するの傾向ありと云へるが爲めに之に反する事實は總て之を障
害中に引入れて辯護することを得べく従つて事實に依る反對論は皆な水掛
論に終らざるを得ざるべし然れどもマルサスが斷言せる二十五年に二倍と
云ふ増率が何故に第二の二十五年にも第三の二十五年にも更らに其後の二
十五年にも二倍の等比を累乗して二、四、八、十六、三十二と云ふ如き幾何的級數
を示めすこととなるべきや氏の謂ゆる幾何的級數と云ふは總ての論者が氏
の爲めに寛容する如く一の設例に過ぎずとするも數字を使用せる丈け人を
誤りたるの譏は免るべからず否な幾何的級數と斷定せん爲めに二十五年毎
に二倍と前提したるものなりと非難せらるゝも恐らくは之に對するの辭な
かるべきが如し勿論氏は確に「若し何等の障害なくんば」との條件を置きたる

も何等の障害なき時代は到底有り得べからざるが故に之を除外して推理す
ること能はざるのみならず之れが爲めに一時の二倍を永久の二倍と信ずる
の結論とはなるべからず。

要するにマルサス氏の推理及斷定は決して數字を使用し得る程度にまで
正確なるものにあらず然れども之を以てマルサスの目的とせる主要の真理
を破壊するものと考ふるは早慮なり氏が主張の本旨たる人口一人宛重要食
物量の遞減的傾向は何人も正理として承認せざるを得ざるべし此ありて始
めてダルウキン氏の自然淘汰論もシヨツペンハアワー氏の禁慾生活論も成
立すべく新國より舊國に食物の輸入せらるゝ事實も舊國に於ける地代の無
限に高騰せる事實も各國の貧民の益々増加し往く傾向も世の生活難も社會
問題も或る國に於ける出產漸減の趨勢も皆な此の正理の存在を證明するも
のと云はざるべからず。

唯だ夫れ氏が謂ゆる「障害中に生産方法の改良、技術の發明、進歩、制度組織の

改善改造等を明示せざりしは缺點の大なるものと認めざるを得ず然れども「人口増加すれば生産方法の改良も發達すべく又は生産状態を完全に利用して其の社會上の組織に存する欠陥を除去(遺産相續權及私有財産制の廢止)するの改革を見るに至るべきが故に土地は充分に利用せられ勞力及資本は一様に其必要なる食物の生産に投下せらるべき謂ゆる總合生産の組織となり食物の數量は却て人口の増加によりて増加するに至るべし」と唱ふるバステヤ、ケリー及ジョージ氏等の放任説は餘りに樂觀に過ぎるの感あり之に反してマークス及エンゲルス氏等一派の社會主義者は悲觀説なり悲觀説なるもマルサスと異なり人口増加土地報酬漸減即ち自然的食物不足を貧困の原因とせず原因は生産組織の缺陷に基く資本家の掠奪に在り故に放任すべからず速に社會を改造して總合生産の組織となすべしと主張するものなり惟ふに生産組織の缺陷が貧困を生ずる一原因たること疑なきも人口と主要食物との増加速度の相伴はざることも亦一原因を成せり社會主義者は文明の進

歩に伴ひ各國とも農民數は減少しながら能く漸増の全人口に要する食物を生産しつゝあるのみならず外國に輸出するに至れるを以て見るに人口に伴ふ食物の足らずと云ふことなしと辯ずるも輸出する國あるは輸入せらるゝ國ある所以にして新國が食物を輸出し舊國が之を輸入する事實は舊國人口の究迫を語るものにあらずや農民數漸減して而かも漸増の全人口を維持する所以は一面農民利益の漸減を證すると共に他面若し農耕の改良なくんば全人口を維持する能はざるを證するものにあらずや左れば縱令速かに總合主義の組織とするも人口増加のマルサス法は進んで止まず結局絶對的人口超過の傾向は殆んど避くべからざることを疑ふべからず。

然れども貧民の増加は獨り人口の増加と云へる天然の原因のみに依れりとするマルサス氏の結論に至りては疑もなく大なる缺點あり何ぞや曰はく私有財産制度に基く分配の不均なるを看過したること是れなり夫れ然り之が爲めに人口の増加に伴はざる食物の遞減は各個人の間、一樣なる同率の

低減を見ずして一の階級には早く既に人口の壓力現はるゝに拘らず他の階級は直接に之が分擔を感ぜず此の後者の階級に分配せらるゝこと多ければ多きに從つて他の階級より多數の貧民を生じ來るを見るなり果して然らば「貧困の増加は人爲の產物にあらず人口増加と云へる天然自然の結果なり」と云へる氏の結論は完全なりと云ふべからず次節に於けるリカード氏の地代論は實に此の點に於てマルサスの結論を補充せるものと云ふべし。

第十一章 地代論

マルサス氏が貧困の原因は人口増加と云へる自然に在りと斷定したるに尋いて千八百十七年に「經濟及課税の原理」を著はしたる同國人ダビット、リカード (David Ricardo) 氏(一七七二—一八二四年)は其の地代論(Theory of rent)を以て所得分配の不同が人爲の財産制度に原因する所以を明にしたり。

李氏は猶太人の出にして株式取引に従事し巨富を博し銀行家となり代議

士となれる人にして頭腦玲瓏天稟の材と稱せらる。從て氏の論は歴史及事實を省みず専ら獨創の理論に立ち時と場所との事情に拘泥せざる一般的抽象を恣にせるの傾あり然れども氏の投機的着想は其の斷定に於て能く實際に合致し論理亦た頗る犀利を極め他の得て犯すべからざるものあり之れに依り英國經濟學はアダム、スミス氏と氏との名に於て學風を確立し得たりと雖も之れと同時に動もすれば獨想空論の一語を以て排斥せらるの憾みを遺せり。

氏は明かに勤勞を以て價値の基礎なりとなし此の勤勞の多少に依りて物品の價格は支配せらる。此の價格に自然價格と市場價格との二種あるも市場價格は自然價格に歸一するの傾向ありとして生産費説を主張し三種價格法を掲げて物價の大部分たる製造品及農產物は皆な其の生産費に歸決すべく再び増加し得ざる物品のみは需要供給に依りて支配せらると説明せり其他勞銀、貨幣、銀行及所得分配に關して原理を開拓せるもの少からずと雖も其の

最も著名なるものは地代の原理なり予は左に其の概要を叙すべし。

地代は土地の固有にして且つ不滅なる力を使用する爲めに地主に與へらるゝ代價即ち土地の自然力に對する報酬なり而して其の起因を考ふるに抑も土地なるものは地味及地位即ち自然力の異同によりて其の效用を異にするが故に同量の資本と勞力とを投ずるも其の報酬必ずしも相同じきを得ず一町十石の收穫に止まる所あり一町二十石なるあり三十石なるあり四十石なるあり五十石なるあり此の中一町五十石の耕地を以て第一等地とすれば一町四十石の耕地は第二等地にして一町三十石の耕地は第三等地一町二十石の耕地は第四等地一町十石の耕地は第五等地即最下等地となるべし而して此等の上下相異なる耕地は如何なる順序を以て耕作せらるゝやと云ふに始め人口稀薄なる時に於ては土地餘りあるが故に實際耕作せらるゝは地味豊沃にして位置便利なる第一等地のみなりと雖も後ち人口の益々増加するに従ひ食物の不足を告ぐるに及べば勢ひ地味

地位の劣れる第二等地を耕作せざるを得ざるべし斯くて人口の増加、食物の不足に伴れて第三等地、第四等地、第五等地と云ふ順序に由り耕境 (margin of cultivation) は益々下降すべきなり今理論上の想像によりて耕境の心位なる第一等地(例へば一町五十石)の耕作を以て足れる間は土地餘りありて何人も自由に耕作し得るが故に未だ地代なるもの生ずるに由なし地代の起るところは實に其耕境の一下降して第二等地の耕作せらるゝ時に在り人口増加し食物不足し劣等地に耕境を擴張するにあらざれば充分の食物を供給する能はざるに及ばゞ穀價必ず騰貴して(例へば五十石の代價五十圓なりしもの四十石にして五十圓の相場となるべし)劣等地生産の結果も利益あるに至るべし即ち同量の資本と勞力とを使用して却て四十石を得るに過ぎざる第二等地と雖も之を耕作して其穀物を賣却すれば農利あるに至るべし何となれば同種の穀物は其の生産費の多少に拘らず同一の市場に於て同一の價格を有するものなればなり然れども其農利は生産入費と

相當の利潤とあるのみにして他に何等の餘裕なきが故に此第二等地には地代なるものなかるべし若し尙ほ地代ありとするときは之を支拂ふべき農業者は相當の利潤なきが故に之を耕作せざるべきなり之に反して第一等地たる五十石の耕地は四十石の第二等地に比して十石の剩餘あり故に農民は相争ふて之を耕作せんとするなるべし此競争によりて茲に地代を生ず蓋し此場合に於て農民は十石の剩餘あるを以て此十石丈は地主に對して地代を提供するも尙ほ四十石の殘額ありて此額は第二等地の收穫と同一なるを得べし斯の如くにして人口増加し食物不足すれば第二等地四十石の耕地に十石の地代を生ぜしめんが爲めに第三等地耕作せられ此第三等地に十石の地代を生ぜしめんが爲めに第四等地耕作せられ第四等地に十石の地代を生ぜしめんが爲めに第五等地耕作せられ此第五等地即ち僅かに十石の收穫ある耕地を耕して尙ほ相當の農利ある時に及び顧みて第一等地の地代を見れば四十石の地代となり第二等地は三十石の地代と

なり第三等地は二十石の地代となり第四等地は十石の地代となり而して最下等地たる第五等地其自身は單に相當の農利ありて僅かに耕作し得るのみにして別に地代なるべからざるなり今之を表示せば左の如し。

地品	收穫	地代	利益(生産費)
五等地	十石	○	十石
四等地	二十石	十石	十石
三等地	三十石	二十石	十石
二等地	四十石	三十石	十石
一等地	五十石	四十石	十石

此表に示すが如く一等地の耕作者は地代四十石を納むるも尙ほ無地代の五等地と同じく十石の相當利益を得るものなり故に若し地代にして一等地に對し四十石以下なるに於ては人皆争ふて之を耕作せんとし終に四十石の地代に至りて止るべきなり此四十石なる地代は則ち第五等地の産額

十石と一等地の産額五十石との差額にして其の基くところは全く資本及勞力以外の地味地位即ち天然如何に存するものなり。

既に地代は地味地位の懸隔によりて生ずる天然の恩恵にして最下等地の産額と其以上の各等地の各産額との差なるが故に之を得る所の地主は不勞偶然の俸利を得つゝあるものなり此の地主に歸する偶然の俸利は社會進歩し人口増加するに従つて益々増大を來たすものなるが此の地主の地代と共に國民總所得より分配せらるべき他の資本家の利潤及勞働者の勞銀は如何と云ふに各國各時素より同一ならずと雖も自然的の傾向は地主の地代の騰貴に反して資本家の利潤は其丈け低落すべし勞銀に至りては實質に於て依然たるべし何となれば實質的勞銀は勞働者の生活費に依りて支配せられ其の生活費は農産物の價格に依りて支配せられ農産物の價格騰貴の爲め到底生活費を引下ぐることに能はざればなり唯だ農産物騰貴に伴ひ勞働者の生活状態は惡化するの傾向あるが故に社會的の改良を計

るの要あるは明かなり而して改良實行の難易は資本家の隆盛と勞働者を
して早婚を制せしむると否とに係れり云々。

要するにリ氏の地代論は左の原理を含む。

- 一、人口の増加に従ひ土地の耕作は遂に上等地より下等地に降下す。
- 二、上等地より下等地に降るに従ひ一石宛生産費に差別を生ず。
- 三、而かも同一市場に於ける同種商品の時價は二なる能はず生産費不同なるも價格は同一なり(平等法)
- 四、各田に要する差別的生産費と産物の同一價格との間に生ずる差別的利益は各等地の地代を成す。
換言すれば各等地の地代は各等地の産額より最下等地の産額(最多生産費のもの)を控除せる殘額に相當す。
- 五、故に地代は耕境の下降に反比して高騰するの傾向あり。
地代の高騰に反比して資本及勞力に對する耕作の報酬は漸減す(報酬漸

減法)

此等の原理は大體に於て今日に至るまで英獨兩學派多數の是認する所なるも氏が地代の定義中に於ける「固有且減力」に關してはマクラウド及ミートホフ氏其他多數の非難あり位置便否の解釋に關しては説明不備なりとしてチエウネン氏等の補充あり理法其者の根本に關してもパスチャ、ケリー、マクラウド及マーシャル氏等の反對あり中に就きケリー及マクラウド氏等の如きは正反對の意見を發表し居れり。

(備考)

ケリー氏曰くリ氏の謂ゆる耕作は上田より下田に移ると示ふは書室を出づること一步にして忽ち其妄なるを悟るべし夫れ膏沃なる土地は沼澤森林の邊に在りて人力の微弱なる時能く開拓し得べきところならず必ずや地味瘦薄の砂地に始まり人力の發達によりて漸次上田に及ぼしたるものなり又たり氏の謂ゆる耕作下田に移るに従つて地代初めて發生すと云ふに至りては更らに誤謬の甚しきものなり此の如くんば土地の産力同一なる場合に於て地代は永遠に發生することなかるべし天下多少の勞力を費したる土地にして地代なきもの之れあるや又たり氏は農業上の改良あれば一時耕境の降下を抑へて却て

耕境を繰上ぐるが故に地代の騰貴を妨ぐべしと云ふと雖も農業上の改良は一時のことにあらずして古昔より常住に改良せられ今や實に驚くべきの進歩をなせるにあらずや要するに地代は土地に施されたる資本の報酬に外ならざるなりと。

マクラウド氏は更らに有力なる反對意見を表明して曰くリ氏が耕作は上田より下田に漸移すと云ふもケ氏が瘠地より沃地に及ぶと云ふも共に唯だ現象の半面のみ著眼せる偏説なり何となれば耕作は必ずしも上田より初まるにあらず又必ずしも瘠地よりするものにあらざるを以てなり次にリ氏が地代は自然の差違によりて生ずるといふも又たケ氏の地代は資本の報酬に不同あるに云ふも是れ全く原因結果を顛倒せるの妄論にして恰も寒暖計の水銀昇降するが爲めに熱度高過せりと云ふに同じ何となれば生産入費多きが爲めに穀價騰貴するにあらず穀價先づ騰貴して而る後に下田の耕作を要するに至り此の必要によりて多額の生産費を存在せしむるものなればなり要するにリ氏の論據は原因結果の顛倒より來るものにして悉く不無理なり事實は一々反對なり

と云ふに在り今ま試みに兩者の採れる争點を指摘すれば凡そ左の如し。

一 リ氏曰く最遠の耕境に於ける穀物の生産費は穀物總體の價格を決定すと然るにマクラウド氏は曰へり市場穀物の價格が此最遠の耕境に於ける穀物を生産せしむと。

二 リ氏曰く社會進歩し第二等地の耕作せらるゝに及んで忽ち第一等地に地代發生すと之に反してマクラウド氏は第一等地に地代生ずるに及んで始めて第二等地の耕作せらると云へり。

三 リ氏曰く耕境下降すれば農産物の價格騰貴す何となれば之を生産する爲めに一層多量の勤勞を要すればなりと之に反してマクラウド氏は農産物の價格騰貴するが故に耕境下降す何となれば耕作に一層多量の勤勞を費やすも尙ほ利益あるに至ればなりと云へり。

要するにマクラウド氏は地代は土地の形に於ける資本の利息にして此資本使用權の交換價格に外ならざるが故に地主と借地人との需用供給によりて決定すと爲すものなり。

リ氏の地代論は其の論法頗る巧妙を極むと雖も推理の根底に於て正確を缺き觀察の範圍に於て狹隘に失するものあり例へば地代は土地の固有不減

なる自然力に對する報酬にして無限に騰貴するの傾向ありと爲すものなるも耕地の場合に於ては其自然力漸次に減盡しつゝ而かも其報酬たる地代の益々騰貴するは如何地代を自然力の報酬なりとせる點正當を缺けるにあらざるか是れ其^一なり又た例へば各等地の地代は其産額より最多生産費を要する最下等地の産額を控除せる差別的剩益なりと云ふも最多生産費を要する最下等地なるもの果して何れの處にか之を求め得べきや之を求むる範圍も如何に之を定むべきか生産費の如きは耕作の種類に依り又は地方特別の經濟事情に依りても自ら異同あり各種の作物に付各種の事情に付各地方毎に最多の生産費を求むるも果して何の用かある是れ其^二なり次ぎに又た例へば地代は耕境の昇降に反比して高低すと斷定し其の意は人口増加食物需要の爲め更らに耕境下降して最後の下田を耕作するに及び其の以上に位する各等の上田が一般に地代の加増を見るべしと云ふに在りて下田と上田との差別的地代の變化を説明せるも何等耕境の變化することなく單に一二の

既耕地が地力の減耗に依り又は位地の變化に依り又は地方事業の盛衰等に依り其の部分の地代に限り高低を來すことある場合を如何是れ其三なり最後に又たり氏は位置便否を地代差別の原因とせるもリ氏の地代論は果して能く耕地以外の土地に適用し得べきか特に宅地の地代に關しては如何に之を適用すべきか宅地の用法は多様にして其の上に行はるゝ各企業の差別的利益の如きは知り得べきものにあらず而かも宅地の地代は市街限界地の下降する餘地なき爲め却て益々騰貴するの事實を見る是れ果して氏の耕地論を以て説明し得べきか以上此等の問題は皆是れ李氏が臆斷に馳せ事實を無視せるより起り來るものにして修正を要すべきもの尠からざるが而かも其根本的缺點は地代を土地固有の自然力に對する報酬なりと定義したるに始まれり吾人は先づ氏の爲めに之を修正して耕地の地代は結局各等地の自然的利益即ち產物價額と其の生産費との差額なりと云ふことに改めざるべからず而して詳論は今茲に述べざるべし

其は兎に角も此自然利益即ち地代が地主の不勞俸利なるとは李氏に因りて明白に摘發せられたる所にして之を財産制に原因すと爲せるとも亦た正當の論斷なりとす是れ實に地主の社會搾取必ずしも勞働搾取のみにはあらずにして所得分配不平均の社會問題に於ける有力なる基底を成すものなり

第十二章 自由政策及産業革命

英國經濟學派の自由主義はスミス・マルサス及リカードの三氏を以て完成し其勢牢として抜くべからず餘波は延いて歐洲大陸に彌蔓し之よりも先に汎く一般人心に浸潤し居れる自由平等の政治思想と相合せり折柄各國の商業著しく發達して其の取引區域は全地球に及び通商の關係復た昔日の比にあらず到底經濟政策の一大變革を睹ざるを得ざりき是に於てか十九世紀に及び自由主義の經濟政策は着々其の歩を進め到る所に舊來の國家後見的干涉制度及特權制度を破壊し營業及契約の自由地主に對する農民從屬關係の

解放、土地所有權に關する制限の廢止及び貿易交通の自由を建設するに努むるの趨勢となれり。

新運動の開始は先づ佛國に起れり佛國に於ては政治上の大革命と相俟つて既に千七百八十九年農民對地主の從屬關係を撤去し地主の司法權及漁獵權を剝奪し越えて二年更に職業組合を解散し營業及居所の自由を確認したり、外國貿易の方面に關しては奈翁戰爭後國民勞働保護の目的を以て保護關稅の制度を存せしが奈翁三世の朝千八百六十年には謂ゆるゴブデン英佛條約を締結し輸入禁止を廢止し輸入稅を從價三割以下に限定するととなれり。

普國は佛國に次ぎて自由政策を採用し千八百七年には既に農民の解放を宣言し千八百十年には土地所有權の制限を廢止し同時に營業自由の原則を認め次いで千八百十六年には國內の諸關稅を撤去し後二年國境關稅をも改正して自由貿易主義を確立したるのみならず普國は此の自由貿易主義を提げて先づ農業地たる北獨諸邦を説き千八百十九年を以て北獨關稅同盟を作

成し漸次に工業地たる南獨諸邦を威壓して遂に千八百三十四年には全獨逸の關稅同盟を完成し獨逸諸邦間の自由貿易を建設し獨逸國外の貿易に關しては時に貿易政策を變ぜしことあるも千八百六十年に迨び自由貿易主義を確立せり。

英國に於ては解放すべき農奴なく商工業の營業自由は既に十八世紀以來實際に於て完全に行はれ居れり唯だ徒弟法の廢止は千八百十四年に至りて行はれたり對外貿易に關しては種々の障害ありて十九世紀の前半中容易に自由主義を採用するに至らざりしが穀物條例(穀物輸入關稅)の爲め工業の損害甚しきを感じゴブテン(一八〇四—一八六五)ブライト(一八三九年以後)氏と提携等の自由主義運動(穀物條例廢止運動)に依り千八百四十九年二月を以て該條例を廢止し同時に一般輸入稅を輕減し殊に原料品輸入稅を撤せり次いで千八百六十年の英佛條約を締結し茲に自由貿易主義を確立し千八百六十九年を以て純粹の自由貿易制度を完成し一つの保護關稅を存せざるに至れり。

爾餘の諸國も皆此の大勢に従ひ原則として自由政策を採用したり就中土地所有權及農民の自由に對する制限は逸早く一般の撤去する所となれり外國貿易は英國の如く完全ならざるも大體は自由の主義に傾けり營業の自由も亦た原則として之を認め商業、交通及契約は著しく自由となり價格、勞銀及勞働時間に關する制限は大體に於て撤去せられたり但し公安及公益上の理由に依り或る職業に免許を要し又は警察上の監督を受けしめ、休業日及勞働保護に要する各種の制限は各國共に之を存せり。

茲に於てか産業の革命は起れり奈翁戰爭終了後千八百六十年に至る約四十五年間歐洲一般の小康的平和に伴ふて各國の經濟及産業は著しき發達を遂げたり既に千七百三十八年の發明に係るジョン・ケニー氏の機械機械あり又千七百六十四年の發明に係るジェームス・ワット氏の蒸汽機關は千八百三年に船用に供せられ千八百三十年にはマンチエスタア、リパブール間、鐵道にも使用せられたり千七百四十二年セルシユースの蓄電法は千八百三十八

年に於て電信に實施せられ千七百六十八年にはアークライト氏の紡績機械成り千八百七年にはロバート・フルトン氏の汽船發明あり千八百十四年にはロバート・ステフエンソンの汽罐車發明あり千八百五十四年にはブルスール氏の電話法成り千八百五十六年にはベスマーの製鋼法發明せられ其他甜菜糖及硝子の製造法も相次で發明せられ此等蒸汽機關、製鐵、製糖及紡績機械の應用諸國に普及し船舶、鐵道、電信、製鐵、製糖及紡績工業の發達と相待つて各種大規模大資本の企業勃然として起り資本及分業の利用は絶大の効果を顯はし生産の増進貿易の發達は全く昔日と其趣を異にするに至れり斯の如くして一方各國の富力は激増したると同時に他方に於て産業の組織に多大の變化を來たせり第一に職業組合の制度は結社自由の新制に依りて一般に廢滅し工主と勞働との連結之が爲に解弛し更らに分業的機械工場の勃興に依りて家内工業及手工業の根柢を顛覆せられ大工場に通勤する純粹の勞働階級著しく増加し資本の利用擴張及貨幣の集積に伴ひ純粹の資本家階級を發

生せしめ時々生産過剰、恐慌、失業を繰返へし一方には資本主義横行を極めつ
つ他方に労働問題の漸く起らんとするを見る而して外は大企業的大量生産
を販賣せん爲め國際上の競争漸く激烈を加へ動もすれば外國の市場に於て
自國産物の販路を失はんとするものあるに至り各國の間に再び保護政策の
必要を想起せしめんとしたり。

此の新なる過渡に於て一面は資本主義を辯護する如く他面は労働問題を
喚起する如き中間的の態度を學界に於て示めせるものは英國經濟學派のジ
ヨン・スチュワート・ミル氏なりとす。

第十三章 勞銀基本説及救貧策

英國經濟學派は既にマルサス氏に依りて貧困の問題を論じ次いでリカ
ド氏に依りて地代論と俱に所得分配の問題を講ずるに至りしが明確に生産
論と分配論とを區別して、特別の研究を分配論に試むるに至れるは同國の碩

儒ジョン・スチュワート・ミル(John Stewart Mill)氏に依れり。

ミル氏は千八百六年を以て英國に生れ其の二十三才の時即ち千八百四十
四年に「經濟學上の未定問題」なる書を著はして既に命名を博せり後ち千八百
四十八年に至りて著名の鉅作「經濟原理及社會哲學應用論」を公にしたりしが
此書や第一編生産論、第二編分配論、第三編貿易論、第四編社會進歩の生産及分
配に及ぼす影響、第五編政府が經濟上に及ぼす影響の五編より成り主として
リカードの説に依れるも著しく事實上の觀察を加へ且つ汎く先哲の諸説を
集綜して經濟上一切の問題を網羅し殆んど漏らす所なき完全の大經濟學を
爲せり是れ氏が英國經濟學派の殿將と稱せらるゝ所以なりとす。

氏が生産論と分配論とを區分したるは氏の見解に於て生産の理法は主と
して自然に對する一定不變の天則より成り人爲の以て如何ともすべからざ
ること、スミス氏等先輩の言の如しと雖も分配の理法は社會の進歩發達と共
に其の方法亦變動すべくして人爲の法律及規約に依りて左右せらるゝもの

なり特に資本と勞力と其の報酬に關する分配の關係の如きは然らざるを得ずと爲せるに依れり。

勞銀基本説 (wages-fund theory) は既にスミス及リカード氏に依りて唱道せられたる所なるも前記の見解を採りて詳細に分配論中に論定したるものは氏なりとす今其説の概要を見るに左の如し。

勞銀は人口と資本との比例に因て定まる。詳言すれば勞銀を得て備役せらるゝ勞働者の數と勞銀の支拂に充てらるべき富の總額の多少とに従つて普通勞銀の額は決定せらるゝなり抑も或時或國に於ては勞銀の支拂に充てらるべき一定の貯蓄せられたる富あり此富の額は其國に於ける總資本の一部に相當す而して其資本總額と其中より勞銀の支拂に充てらるゝ部分との割合は常に必ずしも同一ならず産業の有様及人民の習慣によりて時々變動すべし然れども或る一定の時に於ては其の勞銀部分の額は資本の額によりて決定せらると云ふて可なり之を一定所一定時に於ける勞

銀基本とす此の勞銀基本は異時の比較を以て之を云へば増減することあるべきは勿論なりと雖も一定の時に於て之を言へば確定のものなり此の確定の額は縱令法律によるも民意によるも將た雇主の情愛を以てするも若くは勞力者の請求及び暴力を以てするも決して之を變動せしむることを得ず此の如く勞銀基本として確定せる額は自由競争によりて唯だ分配せらるゝのみ即ち一の勞力者にして多額を占むるときは他の勞力者は少額を得て止まざるべからず若し然らざらんと欲せば彼は全く業を絶たざるべからざるなり何となれば勞銀基本は確定にして各勞銀は其中に於て競争分配を爲すの外なければなり此の確定額の全部が損毛なく分配せられて而して其各勞力者の受取るべき平均額こそ是れ眞に勞銀なり故に結局は勞銀基本と勞力者の數との間に存在する割合によりて勞銀は決するものなり果して然らば此勞銀基本の増加するか又は勞力者の減少するかに非ずんば勞銀は決して騰貴せず同理により勞銀基本の減少するとき又

は勞力者の増加するときは勞銀は必ず下落せざるを得ざるべし。故に目下の貧民を救済するの政策は如何にして此勞銀基本を増殖すべきやの外更らに人口の制限を計らざるべからざるなり蓋し勞銀基本の増加に付き救貧税を起して貧民に職業及勞銀を附與する方法なきにあらざらず勞銀補助法を設けて勞銀の不足を補助する方法なきにあらざらず又は土地配當法によりて勞力者に自耕に依りて勞銀の不足を補はしむるの途なきに非ず或は私人の慈善を奨勵して勞銀基本の増加を計るも可なり何となれば國家及社會は既に生存せる貧民に對して之を救助するの義務あること何人も疑を容れざる所なればなり然れども以上の諸方法を以て一般に貧民を救助せんとするときは却て人口の増加を促し益々勞銀の下落を來すべきにあらざらず故に根本の救貧政策は主として人口制限の一法あるのみ而して其の方法は左の如し。

- 一、國費を以て勞働者子弟の教育を行ひ其の智識道德を涵養し先見克己

の念を厚ふせしむべし。

- 二、早婚の風を矯正する爲めに(甲)成るべく勞働者の自覺を促すの輿論を喚起し(乙)若し尙ほ無耻にして聽かざるものは道德上の命令を法律上の命令に代へ法律を以て婚姻制限法を設くべし。

- 三、國費を以て大に殖民を送くるべし。

- 四、未開地を小割して勞働者に分與し小地主を作成するに努むべし但し時宜に依り公債と同一の利息を以て必要の資金を貸付し之が實行に資すべし。

- 五、私人の慈善に依らず政府に於て自ら貧民救助を行ふべし但し成るべく被救助者たるを耻づるの自覺を得せしめんが爲めに被救助者には特に多少の條件を附すべし。

夫の同盟罷工の如きは勞働者の當然なる自助的行爲なるが故に法律を以て禁止すべきものにあらざること論なきも勞銀基本の理論に照せば概し

て愚なるものなり何等の成竹なく時機をも察せず猥りに他を強要して漫然同盟の罷工を爲すは不合理に資本家を苦しむるの結果、勞銀基本の根源を減耗せしめ却て自ら復た苦しむに畢らんのみ然れども事業繁盛の時機を握し資本家の利益程度を精算し其の一部分を得んとして任意の一致に依り堂々決行せる正當の同盟罷工は社會も之に敬意を表すべく資本家は既に其の豫告に於て自ら反省し利益の一部を配當するを以て正當且つ得策なりとす云々 勞銀基本の理論に對しては當時既にソルントン（一八四八年自作農擁護論、一八六九年勞力論）の非難あり次いでトインビー氏（一八八三年英國産業改革論）マクラウド氏ブライス氏の反對ありて議論頗る紛々たり。

（備考）ソルントン氏はく若し果して必ず勞銀の支拂に充つべき國民基金の存在するときは是れ國民中資本家社會を組成する各人の各小基金の集合に外ならざるべし然るに此の各人は果して各自に此の如き基金を有すべきか、勿論各資本家は自己の所有又は他人より借入に係る一定の資金を有するには相違なけん然れども彼れが全く之を使用するに當りては先づ其の家族並に一身の費

用を支辨したる殘額を以て彼れの事業に使用すべく之を事業に使用するに際しても一部は以て家屋及び器械の修理に充て他の一部は以て原料の買入に充て其他の一部を以て勞力を雇使せざるべからず然るに一家の費用と云ひ家屋器械の損耗と云ひ種々の原因によりて變動するが故に決して一定の區畫あることなし原料の代價も亦然り果して然らば勞力の賃料のみ不變なること能はざるなり況んや勞力の賃料其自體も亦自ら變動するものなるに於ておや若しも各人の場合に於て勞銀基金なるものなし即ち適切に各個の勞力の使備に割宛てらるべき固定若くは前定の資本なるものなしとすれば如何にして斯る資本より成れる集合基本あらんや従つて又た豈に國民的勞銀基金なるものあるべけんや謂ふにミル氏は確定又は固定と云ふことを以て此の假定勞銀基金の要素となすものなるべし何人と雖も幾何かの資本額が一定の期間に於て勞銀の名義を以て分配せらるゝことあるを否定せざるべし然れども唯一の問題は其の額が果して確定なるや將た不定なるやに存するなり若し不定ならんには之を分つ手段なし何を以てか能く勞銀の平均率を指示すべき分子を算出するを得んや云々

トインビー氏は抑も勞銀なるものは生産高の分配より發生するものにして決してミルの信ずる如く資本中より來るものにあらず從て勞銀の多少高

低は生産高の分配比例如何によりて決定するものにして決して資本額の多少によりて決定するものにあらず云々

マクラウド氏又曰はくミル氏は資本は勞力を需要するものなりとの誤見に陥れり是れ根本の缺點なり抑も勞力の需要なるものは實に勞力の效用如何に存す勞力の效用は勞力を使用して得らるゝ生産の結果によりて定むるの外なし故に生産の結果こそ眞に勞銀を決定するものにして資本の多少は勞銀の多少を決するものにあらずと云々

ブライス氏は曰はくミルは勞銀を以て一國總資本の一部なりとし其基本は確定不變のものなり勞力者は競争によりて此確定額中より各自平均額を分配せらるゝに止まり基本其者の額は決して動すべからずと云ふと雖も其の如何に確定にして如何に不動なるやを證明せず敢て一國生産資本の如何なる部分か其謂ゆる勞銀基本なるべきやと問へば氏は唯だ支拂はれたる勞銀の總額が即ち勞銀基本なりと答ふるのみ是れ一種の鸚鵡返事にして眞實に勞銀基本の定限を説明したるものと云ふべからず何となれば支拂はれたる勞銀の總額は支拂はるゝ勞銀の多少によりて際涯なく動搖するものなればなり云々

ベムバエルク氏は新勞銀基本説と稱せらるゝ貨物基本論を説けり曰はく貨物基本は既に社會に蓄積せる貨物の或る確定量より成るものにして勤勞者の

生活資料として特に必要な貨物の數量なり此の數量は從來英國學者の唱へたる伸縮不定なる架空の資金にあらずして確實に存在するものなり且つ此基本貨物の増加は主として生産期の延長に使用せられ従て資本家に歸すべき剩餘報酬は却て減少するの傾向あるに反し勤勞者の賃金は比較的に騰貴を來たすに至るなり唯だ其の増加率は貨物の増加に依るものなるにより頗る緩慢なるのみ貨銀は此の貨物基本に對して發行する仕拂命令に類すと

勞銀基本なるもの一國一定時に於て果して存在すと見るべきや又た勞銀は果して此の基本に依りて支配せらるべきや將た生産高に依りて支配せらるべきや、詳論は此の歴史論に於てすべき限りに在らざるも人既に資本の存在を許るせる以上は資本の一部たる勞銀基本の高も亦た其の存在を認めざるべからず而して其の數量の明言し得ざるは亦た資本存在高の精數の明言し得ざるが如きのみ次ぎに勞銀決定の理法に關してはミル氏の資本額説に對してトインビー氏の生産額説ありと雖も予をして之を判せしむれば兩説俱に眞なり唯だ其の觀察の少しく相異なれるあるのみと云はんとす何と

なれば時々、の勞銀は資本額を重要な原因として決定し、其の資本額は生産高の多少に依りて變動するが故に、永久的の勞銀は主として生産高に依りて支配せらるると云ふことに解するを至當とすればなり。

要するにミル氏はマルサスの人口論及びリカードの地代論を基礎に置き、其の上に一步を進めて勞銀基本の理論並に人口制限の政策を掲げ、漸く放任自由の正統學派を脱離して、以て僅に近世の社會主義若くは獨逸新學派に近づき、到らんとするの位地を獲得せり。氏が晩年に於ける自叙傳中「吾人は富者と勞働者との併立せざる社會に達せんとを期す。勞働せざるものは飲食せざるものなりとの規則は萬人公平に適用せられんことを望む。勞力の結果たる生産物の分配權は誕生によりて決せられずして正義によりて決せざるべからず」と言へるものゝ如き之れが一證ならずば、あらず然れども氏は分配の問題に於て個人間の自由は必ずしも社會の利益と一致するものにあらずとの初一念を悟得したる迄にして、其缺陷は主として尙ほ個人の自覺

及道德に依り之を矯正せんと期し、未だ彼の社會主義の如く私有及營利制度の改造を明かに提唱し、又は獨逸新學派の如く廣汎なる國家干涉の必要を充分に確認したるものにあらざるなり故に、稱すミル氏は其の半生を正統學派に留めて、他の半生を社會主義に投ぜるものなりと而して、氏の一生涯が此の二主義の間に彷徨せらるゝの形蹟は亦能く時代の思潮を語るものなり。

第十四章 社會主義

社會主義 (Socialism) なる名稱は佛人ピエール・ルソー氏が千八百三十八年に當時佛國革命の餘勢に乗じて旺盛を極めたる個人自由主義及び機械其他技術的發達の結果として産業上優勢を占め來れる資本主義に反對して始めて唱へたる所なるが、其後各國に幾多の流派を生ずるに従ひ廣狹諸種の意義を有するに至りしかば、今に於て完全なる定義を得ること頗る困難なるものあり。埃國のフイリポーチ氏の下せる定義に依れば、社會主義とは個人の經濟

生活が社會條件に依りて左右せるの事實を認め之に對して經濟的行爲の秩序及產物分配を總て社會的の決定に委せんと唱ふる主義を謂ふに在りて換言すれば社會主義は經濟上分配の不均なる事實あるを認め之を社會上の缺陷なりと批判し此の缺陷を除去せんが爲めに社會的に生産分配の經濟方法を整理せんとするものなりと云ふものにして能く此主義が歴史上に發現せる必要及動機を示めすに足ると同時に廣義能く各種の社會主義を網羅し得べし然れども斯く廣義に釋定するときは謂ゆる其「整理」の手段に關して各種の流派間非常なる差異あることを區別せざるべからず現存の國家をして之を實行せしむると然かせざるものとの差異も素より重要な區別なるが其れよりも更らに根本的の區別は私有制を存すると存せざるとの差異に在り私有制を存する上の社會主義は改良に過ぎざるも私有制を存せざる社會主義は改造と云ふべし嚴正に社會主義と稱すべきは此の社會改造を目的とするものにして社會改良に止まるものを含まず別に之を社會改良又は社會

政策と稱するもの多し獨逸のゾンバルト氏は社會運動の定義を下して「或一定の社會階級が現在の社會秩序(生産分配等)を自己階級の利益に適合せしむべく原則的(根本的)に變形せんとする努力なり」と云へるを見るに徴するも其狹義に依れるを知るべし。

此意義に於ける社會主義の起源を尋ぬるにプラトン共和論及トーマスモアの理想國に遡るものあるも多數の歴史家は其の起源を夫の「人類は本來悉く平等なりしが歴史上社會制度發達の結果として不平等なるものとなれり此の不平等は其の源を私有財産の制度に發せり」と喝破したる佛人ルソー (Rousseau) 一派啓蒙哲學の平等說に歸せり此の過激なる思想は遂に佛國大革命を演出したる爲め一世の戰慄する所となり漸く其の形を變じて歐洲諸國に傳播し諸種の社會主義を派生するに至れるものなりと認めらる。英國に於ける最初の社會主義は概して道德的の社會主義にしてゴッドキン、ロバート・オウエン、ウイリヤム・トムソン及びモーリス氏等の主唱せる所な

り就中オーエン氏のニューモラルオーダー新道德世界(一八二〇年)及びモーリス氏の基督教的社會主義(一八四八年)は最も重要視せらる。

オーエン(Owen)氏は蘇國ニユーラナクの工場主にして實際家なりしが其説に依れば神は善なり人と人との社會は善ならざるべからず社會の調和と人類の幸福とが神意なり神意は自然の秩序なるが今ま此の自然的秩序は人爲に依つて妨害せらる、須らく之に對して教育と生活の改善とに依り神意の靈妙を開明すべし個人自利の爭奪的競争に代ゆるに平和的和睦協同の共產、共働、社會を設置し成るべく之を個人的指導の下に置き各團體をして團員の必要品を生産せしめ團員の勞働に對しては勞働時間に應じて勞働手形を交付し此の手形の持參に對し其の需要する用品を配與し教育を奨勵し道德を涵養し以て有徳着實の人のみを以て組成せる圓滿の社會たらしめん云々と論ぜり氏は又た勞働時間に關し八時間制を提唱し當時一般に十三、四時間制なりしに對し自己の工場には十時半を實行せる

に其能率は却て他一般よりも加増せりと證言せり。

モーリス(Morris)氏の基督教的社會主義に依れば自由競争に基く經濟上の不正不義、貪婪及之より生ずる勞働者の不幸、究迫及失望を矯正改善するの途は唯だ基督教の主義に依り博愛同仁の組合的結合を以て社會の基礎となすの外なし先づ一個の勞働者生産組合を設立し漸次之を他の勞働者に及ぼし各組合間互に其生産物を交換し互に消費を融通し併せて各團員の内心に起る道德進歩の結果に依りて團員の位地を改善し漸次其實を擧ぐるに従ひ農商工一切の産業を組合的原則の下に包括せんとす。

兩氏共に實行に着手したりしと雖も成功を見るに至らずして廢滅したり此等の失敗に見て勞働者は政權獲得の上にあらずれば目的を達するに由なしと認め政黨的運動を開始せるものあり第一は千八百三十八年の勞働協會、第二は千八百八十四年の社會的民主同盟、第三は千八百九十二年の獨立勞働黨の如き是れなり然れども皆現行制度に對する根本的の改革を

目的とせず選舉方法、課税方法、及び労働者保護法の要求を主とせり。

●佛國の社會主義は空想的の社會主義にして生産及分配の組織を社會的に改造せんとするに存し主としてサン・シモン伯(一七六〇—一八二五)の新基督主義メソール、パリシヤール・フーリエオヤニズム氏の新産業世界ルイブランワロイ、モンテ、アント、ストリヤル氏の労働組織論オヤニズム(一八四四)及ブルードン氏の經濟矛盾論(一八〇九—一八六五)が主唱する所なり

サン・シモン(St. Simon)は新基督教主義に於て労働者は今日社會の最大多數者にして最貧階級たり中等階級及富裕者は嘗て相結んで封建的階級を倒し彼等の自由を獲得せしも其の自由は彼等有産階級のみ自由にして労働者に採りては何等の益なく彼等今尙ほ古來の封建制度に在ると選ぶ所なし然るに労働者は總て富と進歩との原動力なり全社會の主權は當然此の徒の掌裡に歸せざるべからず本來基督教は此等下級人民の幸福及道徳を進め其の天賦の自由を發展せしむるを本願とするが故に此宗教の同胞主義を以て鬭争制度に代へ總ての人は労働するを要す斯くて各人各々

其の能力に従て労働し其の労働に應じて勞銀を得る如き組合新制度を作り誕生に原因する特權就中相續權を廢止し國王監護の下に之を經營すべし云々と説けり。

フーリエー(Fourier)氏曰く文明時代は紳士閥時代にして自由主義の爲めに文明と正反對なる貧困を來せり自由主義は貧困と不幸とを増加せる原因なるのみならず工業上、農業上乃至生活上各人各家をして互に孤立せしめたり之が爲め勞力及貨物の徒らに浪費せられ生産の阻害せらるゝこと著し商業は其の實貨物分配の效多からざるに彼等自ら多くの富資を收むるより見れば其の四分の三は全然無用と云ふべし須らく個人的競争の結果たる軋轢と資力消耗とを避けて國民生産力を進め各人をして其實力を自由に發展せしめん爲め大規模の労働組合團(ファランジ)を組織し農工業を之に總括して經營すべし然るときは労働は元來人の天性にして愉快を感ずるものなるが故に各人が愉快に各ファランステール工場内家族共々

共住共働する結果として必ずや労働の効果増大し農工産物額益々増加すべし此生産總額より團員の必要生活品及共有貯蓄額を控除して殘餘の増加産額は労働に十二分の五資本に十二分の四技能に十二分の三の割合を以て之を分配すべし此分配は人民選舉の團長の手を以てすべし斯くせば各人の貢獻せる資本勞力又は才能に應じ相當に其の報酬を分與することとなり貧困と不幸とは消滅して各人皆幸福に浴すべし云々。

ルイ・ブラン (Louis Blanc) 氏は當時政治上の革命が人の權利を主張せる如く吾人は經濟上の革命として更らに労働の權利を主張せざるべからず國家は労働組合を組織して吾人に労働を與ふるの義務を有するが故に國家は公債を起して種々なる工業の大工場を設立し労働者をして茲に共同的の生産に従事せしめ國家自ら最大の資本家となりて充分に他の資本家と競争すべし資本家にして組合に加入する者あらば其の資本に對して利子を支拂ふべきも組合の利潤は唯だ労働者として配當するに止むべし斯く

して漸次加入者を吸収し組合労働者の連帶經營を擴張するに至らば有害なる自由競争は止み獨占の動機も滅亡して共同連帶の道念之に代り各人皆な労働者となり其の能力に準じて労働し其の欲望に應じて享樂すと云ふ組合精神を完成すべし云々氏は主義に従ひ巴里に國立工場を設けしめたるも失敗に歸せり又た氏の派にブランキ一の如き急派革命論者ありブランキーは秘密陰謀に依りて新理想社會を急設し黨首に至上の強制權力を與ふべしと主張せり。

ブルードン (Proudhon) 氏は國家的集中の社會主義に反對して別に自由主義の社會改良新案を提出せり其の説に依れば財産とは何ぞや財産の所有は盜賊なり私有財産制の下に於ては資本所有者之を以て労働者を絞取するの具となし労働者は自己の産出する貨物全部を收得する能はず斯の如く一國中主要の消費者たる労働者が其の購買力を絞取せらるゝが故に生産上の恐慌は時々發生し資本家の破産労働者の失業及究迫を來し社會に

百弊を流さざるを得ず然れ共此弊害を根本的に一掃せんとして根本的に個人の自由行動を奪ふは不可なり共產主義は弱者を以て強者を征服せんとするものにして強者を以て弱者を征服する現社會を共產社會に改造せんとするは暴を以て暴に代ゆるものにして何等の益なしそれよりも生産手段の平等使用と産物の自由交易とを基礎とする平等的の自由結社制度を立つべし之を行はんには先づ社會に一の大なる国立信用組合(国立銀行)を設け之をして生産者に必要の資本を無利子に貸付すべし貸付には組合の手形労働時間手形を以てし各員間に貨物を交換するときは必ず此信用組合を経由して之を行ひ銀行より生産者に對し貨物と引換に労働手形を交付し以て貨幣に代はらしむべし然るときは各員間何等の掠奪なく各人悉く資本家となり得べく從て資本家の特權は消滅して平等となり利子と地代とは跡を絶ち總ての所得は唯一の労働所得となるべし此制度の實行者には強制と權力とを使用する國家をして當

らしむべからず一切を組合各員の自由決定に委すべきなり云々千八百四十八年議會に国立銀行法案提出せられたるも大多數にて否決せられたり此外に佛國は尙ほビエールルル及ブランキヤ等著名の社會主義者を有せしが多くは佛國社會主義者の特色として政治運動を主眼としたるものなり彼の千八百三十九年の社會黨千八百七十一年の「コムミュン」黨及び千八百八十年後の獨立社會黨革命的労働黨並に佛國労働黨と稱するもの如き何れも極端なる共產民主社會黨たると同時に概して政權の獲得に狂奔せり

獨逸の社會主義は同國に於ける産業上の進歩が他に比して甚しく遅れたるものありたる爲め其の謂ゆる自由の淵藪たる國柄に似ず社會主義の勃興を見ること亦た從て遅かりき然れども既に千八百五年を以て國家的社會主義のロッドベルチユース先づ起り次いで千八百五十九年には科學的社會主義の白眉ハインリヒ・カール・マルトウス氏現はれ更らに千八百六十三年を以て

共和的社會主義のフェルヂナンド・ラッサーレ氏起りたり

ロートベルチウス(Rothertus)(一八〇五—一八七〇年)の社會主義は私有財産制度を漸次に廢滅せしむる漸進的社會主義にして且つ民主社會主義と異り國家を獨立の社會的組織體となし個人は社會的組織體の部分的生活體として柔順に全體利益の目的に従ふべきものなりとの根本思想を採れるが故に最近の獨逸國家社會主義即ち講壇社會主義なるもの、母原なりと稱せらる其の經濟説は勞働の生産物は彼等の自然的勞銀を成すとのアダム・スミスの説より敷衍したるものにして貨物の價値は其の生産に投下せる勞働時間を尺度として計算すべきものなり勿論此の場合には精練勞働と不熟練勞働との間に相當の區別を立て前者の短時間を後者の長時間と同一視するを要すべし斯くて各業毎に勞働の難易に應じ一定の標準的勞働時間を定め然る後、普通熟練勞働者が此の標準時間内に普通仕上ぐべき出來高を確定して之を標準的勞働量と爲し此の勞働量に應じて標準的

勞銀を支拂ふべし國家は此等の勞働條件を確定するの職分に任ずると共に全社會の各所に貨物受渡所を設立することを要す此の受渡所に生産の貨物を持參せる者には其の勞働量に應じて相當の勞働貨幣即ち勞働時間を額面とする手形を交付し以て其の生産に費せる標準的勞働時間數を證明し此の勞働手形受取人は之を隨所の貨物受渡所に持參して額面勞働時間に相當する丈の貨物を受取り自ら享樂に充つることを得べし斯くの如くするときは急激に私有財産制を廢止せざるも個人をして悉く直接平等に國家に従屬せしめ國家自ら總ての經濟的關係を整理し正義を基礎として貨物即ち自然勞銀を分配し漸次全國民所得中より有産者の享受する利益を減少し遂に私有財産制の廢止に達せしむることを得べし云々。

マークス(Karl Marx)一八一八—一八八三は千八百五十九年に於て經濟學評論を著はし千八百六十七年に至り資本論の名の下に經濟學上價値の原理を基礎として科學的の社會主義を主張せり其の價値論はスミスリ

カートの流を汲み労働即ち價值なりとせるものなるが其の結論は遂に自由主義に反對するに至れるは奇と云ふべし茲に氏の所論を録せんとするも所論該博透徹浩瀚なるのみならず從來の市民經濟學を根本より顛覆する科學的の新主義にして爾後各國に傳播し經濟思潮史上アダムスミス氏と共に而かも反對せる二大双壁を爲すものなれば別に民主社會主義とし本講上特別の位地を與ふるを至當なりと認め茲には單に氏の小傳を擧ぐるに止めんとす。

氏は一八一八年五月獨逸國ライン附近のトリエルに生れ父は法律家にして猶太人系に屬せりと云ふ幼年時代より文藝思想に深く親み十八歳にして伯林大學に入るや始め法律學を修め後ち哲學を研究し又た古典、自然科學、歴史に耽けり成績は拔群に非らざりしも學識及語學は八面的該博なりし一八四一年伯林大學を出て、同四十二年へーゲル學徒の發刊新聞ライン紙の主筆となり反政府の旗幟を明にして退社し獨逸を去りて巴里に

赴き經濟學の研究及社會主義に熱注し茲にフリードリッヒ・エンゲルスと友誼を結び巴里を逐はれて一八四五年に白耳義に入りエンゲルス之に隨ひ共に有名の共產黨宣言(Manifest der Kommunistischen Partei)を出版し共產黨結社に備へ一四八四年白耳義を逐はれて再び巴里に立戻り獨逸に歸り三度巴里に走り更らに終生の地たる英京に逃れたり茲に於て一八五九年經濟學評論を出版し爾後一八六七年に「資本論」第一卷を上梓し第二卷以下は生前に出版せられず憾軻病貧の内一八八三年三月十四日遂に異郷倫敦の客舎に病没したるが資本論第二卷は草稿に依り一八八五年にエンゲルス之を出版し第三卷は一八九四年エンゲルス之を編纂して出版し別冊餘剩價值論史は一九〇四年より一九一〇年までにカウツキー氏に依り完成出版せられたりと云ふ。

以上此等の書に依りマルクス學派の構成的論旨の要目を擧ぐれば略ぼ左の如し。

- 一、唯物史觀論
- 二、勞働價值論
- 三、餘剩價值論
- 四、資本集積論
- 五、階級闘争論
- 六、民主、共產論
- 七、國際社會主義論

此等は後段別に詳述評論すべし。

フリードリヒ・エンゲルス氏は (F. Engels 一八二〇——一八九五) はマルクスの門下兼共助者にしてマルクス死後獨逸に於ける社會主義の最著なる學術的支持者なりと傳へらる。氏は企業者階級の出なるが既に一八七五年に於て共產主義的集會に入り反政府的活動を開けりマルクスと共同して有名なる共產黨宣言を發表し其著作としては英國勞働階級の地位最も顯

著なり。氏は此等の書に於て家族制度を評論し家族を社會基礎として最も重要なりとする諸説を論破し其他現社會現制度に對する破壊的批判を以て充てり但し現制に代るべき新組織に關しては抱負の披瀝貧弱を極むと稱せらる。

ラサール氏 (F. Lassalle) はマルクスの學術的思想的指導者なると相對し政治的實行的社會民主主義運動の指導者なりと併稱せらる。人なり千八百六十三年創立せる獨逸總勞働協會は實に氏の組織に係り獨逸勞働者に階級的自覺と熱心及氣概とを注入せるの效最も大なりとせらる。氏が所説の論據はリカード氏の創見に基く「勞銀鐵則」(Ehernen Tolmgesetz) に在り即ち勞銀は常に最必要生活維持點に固定すと云ふ慘酷なる法則ありて獨逸人民の八九割は此法則に支配せられ之が爲め彼等勞働者は國民生産に對し自己に屬すべき分前を受くるを得ず故に勞働者は自己に不利なる「勞銀方式」の改造を要求すべき權利を有す此の改造は生産組合の組織を待つて始め

て可能なり然れども労働者は自身に貯蓄なく又た信用を有せざるが故に國家は組織に要する資本を労働者に無利子貸與の義務を負ふ此組織に對し一億タールの資本を無利子に貸付くべし然るに國家が現在階級の手に存する間は此の職分を履行することなかるべし依て労働階級は先づ政治的權力を獲得し社會改革の目的を達するの要あり之に最も近き手段は一般直接選舉權を確立するに在り云々氏の民主社會主義は國民的なる點に於てマルクス等の國際的なるものと異なる所ありとす。

以上社會主義の主張は多岐に亘ると雖も中に就き論據の最も學理的にして條理の最も徹底せるものはマークス及ラサーレ等一派の民主社會主義なりとす。

第十五章 民主社會主義及運動

マルクスの學術的、ラツサーレの實行的指導に依つて發育したる獨逸の民

主社會主義は既に千八百四十九年に於て白國ブルツセルの共產黨宣言を發し世界各國のプロレタリアトをブルジョアジに對する階級争闘に突進せしむべく試みたり斯くて共產主義争闘思想及社會強制改造を高唱し次いで千八百六十四年に於ては國際的労働同盟 (Internationaler Arbeiterbund) をも倫敦に創設し千八百六十九年に於ては社會民主黨大會をアイゼンナツハ (Eisenach) に召集し後ち分裂を生じたるも千八百七十五年に至りゴター (Gottin) の大會に於て再び之を統一することとなり一時千八百七十八年の社會黨撲滅法等に依り衰退を來たしたるも千八百八十年瑞西ワイデン (Weyden) に於ける民主社會主義大會は復興の勢を示めし千八百九十年後は運動益々活氣を加へ遂に千八百九十一年エルフルター (Erfurt) の獨逸民主社會黨大會に至りて新綱領を決議し私有撤廢、社會生産の最終目的を宣明し主義の決定的社會化を完成したり斯て其主義は種々の形に於て露、佛、英、米各國に潛入し抜く可らざる勢力を扶殖せり是れ獨りマルクス氏等一、二者の力に依りて然るものにあらず

と雖もマルクス氏の學術的論據が勢力の根底を成せること疑なき所なるを以て余は冗長を省みず先づマルクス所論の大綱を縷述し之に必要の批評を試みんと欲す。

マルクス氏の經濟學評論、資本論及共產黨宣言に依り氏が論旨の大綱を求むるに既記の唯物史觀論、勞働價值論、餘剩價值論、資本集積論、階級爭鬭論、民主共產論及國際社會主義論の數者なるが故に以下順次に之を説述すべし。

第一 唯物史觀

唯物史觀は歴史の發達を唯物的に説明すべきものとする觀察にして哲學上の唯物論の上に立てること論を俟たず唯物論は唯心論の反對にして唯心論は精神を以て唯一の獨立せる實在と爲し物質の世界は獨立の實在にあらず單に精神の發展に伴ふ精神の投影に過ぎずとす之に反して唯物論者は物資こそ唯一の實在なれ吾人人類の五官に知覺し得る物質界が唯一の眞實の世界ならざるべからず精神は唯物界の反映に外ならず一切の

もの一切の現象は物質なり物質の運動なり人間も亦是れ物質のみ生命は分子集合の結果なり蛋白質物體の存在状態のみ是以外に心靈なるものあるを得ずと爲すものにして由來哲學上の二大流派を成し今尙ほ勝敗の決せざる所なるが「マルクス」氏は此間に處して唯物史觀を採り其著「經濟學評論」の序文に於て左の如く言明せり。

人類が生活支持の手段として社會的生產を爲す時は彼等の意思より獨立せる或種の必然的關係を成生せん是れ生產關係にして此關係は其時代に於ける物質的生產力の發達程度に相應して成立するものなり此の生產關係の結果は社會の經濟的組織を形成し社會は此の經濟的組織の形成に伴ふて其の上に種々の法律的政治的組織を造築せしめられ又た之に相應して或種の社會的精神をも發生せしめらるべし此の如く物質的生活上の生產形式(方法)の異同は總ての社會的、政治的及精神的生活方法を決定すべし人類の思想が人類の生活を決定するにあらずして其

Socialism 1934
24日 23日
17日

反對に人類の生活が人類の思想を決定するものなり。

然れども又た社會の物質的生産力は其發達の或る程度に進むときは其現在に於ける生産關係と相容れずして矛盾衝突を來すべし換言すれば此の生産關係を法律的に表示する所有關係と矛盾することゝなるべし即ち此所有關係は從來生産力發達の形式なりしも今は一變して生産が防碍の一形式とならん茲に於てか社會革命の時代は始まり經濟的組織の基礎變化すると共に其上に構造せられたる法律的政治的及精神的組織の全部も亦或は徐々に或は急激に革命を來さん是れ實に自然的決定的の運命なり云々(氏の物質的宿命説と稱せらる)

第二 勞働價值論

氏は資本反對の戰闘準備として根城を經濟學上の價值論に築かん爲め資本論第一卷に於て先づ財の價值は財の生産に要せる勞働にして勞働量に依り其程度(價值量)を決定せらるゝものなりとの學理より出發せり其要

旨左の如し。

資本制生産の現社會に於ける富は巨額なる商品の集積にして個々の商品は富を組成せる分子に該當す此の商品は外界物にして人類の慾望を充たす物體なり生活資料(直接充慾)としてか生産手段(間接充慾)としての利用ある物體なり此の利用ある物體例へば紙又は鐵の如きは總て性質と分量とに依る二重の見地より觀察せらる。

利用は物體を使用價值にす其利用は空中に浮び居るものにあらず商品を作成せる物體の特性に含まる故に商品物體其自體が使用價值即ち財なり商品の使用價值たる此性質は人類が其利用の取得に費す勞働の多少に依らず確定せる商品學上の固有的材料性にして商品の使用又は消費に於てのみ實現す(即ち商品の自産自用—否な正言せば商品ならざる場合のみに使用價值は獨立の實現を爲す)故に使用價值は社會形式(私有又は共有)の如何を問はず富の素材内容を成し而して現在の社會形式(私

此共通物自體は上衣にもあらず麻布にもあらず或る第三物即ち労働にして此の労働が價值を表現し、労働量が價值量を計算す而して此労働量は労働時間に依り計算し労働時間は一定の標準時間を以て其尺度とす。商品價值即ち交換價值が生産期間内に費されたる労働量即ち労働時間に依りて決定せらると云ふときは人間の愚鈍又は不熟練に依り製作に多くの時間を要する場合にも其價值大なるやの疑を生ぜざるにあらざるも其は然らず價值の實體を爲す労働は等しき人間労働即ち同一人の労働力と見らる商品社會に現はるゝ社會の總労働力は多數の個人労働力より成るも價值に於ては一即ち同一の人間労働力と見られ斯る個人の労働力は社會的總平均労働力と云ふこととなる、従つて商品の生産に於ても平均して必要なる労働時間即ち社會的、必要労働時間を要するに過ぎず此社會的必要平均労働時間は生産條件が通有にして労働の熟練及密度ともに社會的平均を有する場合に或る使用價值に要する労働

時間を意味す。

斯くて價值量を決定するものは社會的必要労働即ち使用價值の生産に關し社會的(普通)に必要な労働時間なり此の場合に於て個々の商品は平均見本(標準)に考へられる、故に等しき労働量を含める商品又は同一の労働時間にて製作し得る商品は同じ價值量を有す一商品の價值と總ゆる他の商品の價值との關係は一商品の生産に必要な労働時間と他の商品の生産に必要な労働時間との關係に等しきものとす即ち商品は價值としては皆な之に注がれたる労働時間の定量に外ならざるを知るべし。

物體は價值(交換價值)なくも使用價值たるを得べし其人類に對する利用(使用)が労働の仲介に依らざる場合例へば空氣、處女地、天然牧場、野生の樹木等の如き即ち之れなり又た物體は利用あり且つ人間労働の生産物たるも價值なきことあり例へば自己の生産物を以て欲望を充たす者は

使用價值を獲得せざるなり商
品を生産するには管に使用價值を生産(生産の意義危し)するのみを以て
足れりとせず他人に對する使用價值即ち社會的使用價值をも生産せざ
るべからず(商品たるには交換に依つて其生産物を使用價值として使用
する他人に之を引渡すことを要すの意)又た最後に物體は使用(利用)の目
的物にあらざれば價值たるを得ず物に利用なくば其中に含まるゝ労働
も亦利用なく利用なき労働は労働にあらず(然らば利用が價值の主因に
あらずや)労働ならずば價值を構成する能はず労働が價值となつて表現
するものなるを忘るべからず。

第三 餘剩價值論

氏は更らに左の主旨を述べ以て餘剩價值の論斷に達せり

以上労働價值論の原則は總ての商品價值に適用せらる、否な此等商品
の源泉たる労働自體亦た一つの商品にして資本家及労働者間に賣買せ

らるゝが故に同一原則の適用に服しつゝあり而して労働體が商品とし
て如何に其の價值を定めらるゝやと云ふに労働の産出に費す社會的必
要の労働量に依りて定まること勿論なるが労働の産出に要する労働量
と云ふは畢竟労働者の生活を支持する生活資料を生産するに要する勞
働量ならざるべからずして一日の労働の價值は結局労働者一日の生活
維持に必要な生活資料の労働量即ち價值と同一なり是に於て資本家
は労働者より此労働力を買取り其代價として此生活資料の價值を労働
者に支拂ふものなるが此の價值の貨幣に現はれたるものが労働銀なりと
す而して既に資本主に買取られたる以上其労働力を如何に使用するや
は資本主の自由にして労働力は其の交換價值即ち労働銀に依りて資本主
の手に買取られたる後ち資本家に使用價值として役立つことゝなる然
るに其場合に於て使用價值が交換價值より大なるを常とす換言すれば
労働の使用價值即ち資本家の使用に役立つ労働量は大なるに其れより

も労働の交換価値労働は小にして労働力の産出に要する生活資料生産の労働量に依つて定めらる、此の大小労働量即ち使用、交換兩価値の差額は資本主の取得する利益母體にして是れ即ち餘剰価値なり彼の企業利潤利子及地代の如きは皆な此の餘剰価値より分生する各資本主の不勞所得に外ならず。

例へば今ま一人の労働者が一日の生活費に要する物資を普通六時間の労働を以て産出し得べく而して同量の労働時間は三麻克の貨幣に價すとせよ茲に資本家ありて一日三麻克の労働として労働者を傭入れ之に自ら購入せる生産手段例へば紡錘及び綿花の如きものを交付し以て或る生産物例へば綿絲を製造せしむる場合を考ふるに此場合に於て棉花一斤の産出に労働時間二時間を要し紡錘一基の産出に労働時間二十時間を要したるものとすれば棉花一斤は一麻克紡錘一基は十麻克の價格なるべし斯くて綿絲を製造するに當り一斤の棉花より一斤の綿絲を

得るものとし之れが爲めに紡錘の損傷すると百分の一にして一人一時間間に二斤の綿絲を製出するものと計算し資本家が六時間の間労働者を使役するものとせば資本家の得る綿絲の量は十二斤にして其價格は棉花七十二片の代價十二麻克と紡錘損傷の費額即ち紡錘全價百分の十二たる一麻克二十片と並に六時間の労働三麻克との合計即ち十六麻克二十片なるべし斯る程度ならんには資本家たるもの單に支出の回收のみにして何等の利益する所なしと雖も若し否な現實の如く資本家が労働者を一日として十二時間の長きに使役するとせんか資本家は二十四斤の綿絲即ち價格三十二麻克十片を得べく而かも彼れが之に向つて支出する所は棉花二十四斤の代價二十四麻克と紡錘損耗費二麻克四十片と労働三麻克との合計二十九麻克四十片に過ぎずして差引三麻克の餘剰を得べし此の三麻克は六時間の労働量に該當する價值にして資本家が労働者生活費以上、長時間使役するに依りて搾取せる餘剰価値なりとす。

要するに労働者が一日中働きて産出する生産価値(資本家に役立つ労働の使用価値)は彼れの労働を産出する一日の生活費に依つて定まる所の労働の交換価値即ち労働よりも著しく多大なるを常とす例へば労働者一日の生活費は一日六時間の労働の使用価値と匹敵す即ち一日六時間働かば以て彼れが一日の生活費を得るに十分なるに資本主は労働者に十二時間の労働を強い十二時間より六時間を差引ける剰餘の六時間は労働者をして無駄奉公に服せしむることとなる其結果資本主は労働に依る總価値の半分を自己に壟斷す是れ即ち剰餘価値なり故に例へば $A-B-C$ なる一線を以て十二時間の労働を示めし B は之を二等分するの點なりとせよ $A-B$ は労働者の生活に必要な六時間の労働を示めし $B-C$ は剰餘価値として資本主を利用する六時間の労働を示めすととなる而して資本主は成るべく $B-C$ 線を長くして剰餘価値を増さんとを計り労働者は成るべく $B-C$ 線を短くして無報酬の時間を減ぜん

と希望す是に於てか労働者對資本主の争は常に絶へず労働時間の短縮、勞銀の値上等現下労働者の一齊に資本家に要求しつゝある所なり而かも資本主義的經濟組織の現制に於ては如何に労働時間の短縮、勞銀の値上を叫ぶも剰餘価値の絶滅を期すべからず即ち此の剰餘価値なるものは當今の資本制度が其の形質を革めざる限り之を絶滅すべからず而して當今の資本制度は歴史的に成立し自働的に自ら保存する能力を有し益々累積加勢して存続すべきも其の累積加勢するに従つて結局自己を破るの運命に在るものなり。

第四、資本集積論

氏の論は進んで資本集積論となり資本主義の諸弊を痛論せり其要旨左の如し。

剰餘価値は利子、地代、利潤等の名義を以て各資本主の手に收められ資本主の富を益々増加せしむ資本主は此の増加せる富を投じて再び生産

を支配し又た其餘剩價値を累ねて之を集積し利殖するに依り富は總て資本化し資本主義的經濟組織の成立となる。

資本主義的經濟の特徴は一方に資本を所有して之を集積する有産階級と他方に全く資本を所有せず僅に勞働を賣りて生活を維持する無産階級との對立を見るに在り而かも資本の集積益々多きを加ふると機械の發明及技術の進歩とに依り愈々資本主義を助長し其の勢力を高めるに從ひ不統制なる企業競争と相俟つて生産過剩及恐慌を頻發せしめ小企業の潰滅續出して社會は益々鋭く小數の大資本家と多數の無産者とに分裂すべし。

且夫れ資本は之を價値として見る場合に於て不變的價値と可變的價値との二種より成る、不變的價値(固定資本)とは生産手段にして建物機械類之に屬し可變的價値(流動資本)とは勞働生計費即ち勞銀に該當すべし而して資本の集積益々其多きを加ふるや生産手段の改良發達盛に利用

せらるゝが故に不變的資本の割合は可變的資本の割合よりも増加し從つて全資本中勞銀として仕拂はるべき部分減少せざるを得ず左なきだも小企業の潰滅並に人口の増殖に伴ひ勞働階級の膨脹益々甚しきものあり益々勞働者各個の勞銀を低下せしむべし而して勞銀の低下は直ちに益々餘剩價値の増大するを意味し資本主義の根底愈々堅きを加へて勞資の階級的利害更らに鋭く相反せざるを得ず是に於てか勢の趣く所遂に勞働階級の自覺的團結を誘發し階級闘争の避くべからざるを見る。

第五、階級闘争説

マルクス及エンゲルス兩氏共述に係る共產黨宣言(一八四八年) Communiste manifesto 中に存在するものにして第一節「有産者と無産者」と題する部分に於て略左の如く言明し居れり。

從來の社會の歴史は總て皆な階級闘争の歴史なり自由民及奴隸、貴族及平民、地主及農奴、傭主及職工即ち壓制者と被壓制者とは從來相互反目し或

は公然或は陰然に不斷の戦闘を續け其の結果或は社會全體の革命的改造となり又或は相争ふ階級の共倒となりて終る所の争闘を續けつゝありしなり。

遠き昔より社會は複雑なる各種の階級に分かれしこと各國の歴史に明かなり古代の羅馬に於ては貴族あり騎士あり平民あり奴隸あり又た中世には封建の諸侯あり家臣あり「ギルト」の親方職人及徒弟あり農奴あり且つ此等の階級の各個は又た皆な夫々の階級に分かれ居たり。

近代の「ブルジョア」社會は元と封建の社會より進化したるものなるが亦た階級的反目の存するを免れず但し其の設けたる階級の新しきと壓制の條件と闘争の形式の亦新しきとが異なるのみ然れども「ブルジョア」本位の時代たる吾人の時代は此の階級的對峙を簡單化せる特色あり即ち全部としての社會は愈々益々此二の大なる對峙の階級に分裂しつゝあり一は「ブルジョア」市民階級にして他は「プロレタリアット」(賃勞者階級)

是なり

要するに階級闘争は人間の歴史を通じての事實にして現今は資本階級と勞働階級との對立争闘時代に當れり而して此二階級の争闘は必ず後者即ち勞働階級が勝利を得べき運命を有するが故に勞働階級の勝利に依つて將來の社會組織は必ず社會主義的の社會となるべきを疑はずと説く。

惟ふに現今の資本主義的經濟組織は自ら既に社會主義的組織に必要な構成要素を包含し徐々其發育完成を遂げつゝあり即ち資本主義的組織は其自ら有する矛盾性に依りて必然的に自ら覆没すべし恰も親を産褥に死せしめて新に生じ出づる子の如く新組織は舊組織の胎内より生長し社會は徐々社會主義化しつゝあり而して此の社會主義化の大勢を助長するものは勞働階級の自覺に基く社會的運動なり此の社會的運動は階級闘争の手段に適當す謂ゆる同盟罷工の如き直接行動に依らず社會的運動に依りて勞働階級に政權を獲得し政治的方法に依りて社會主義的社會の發現

を期すと云ふが氏が所論の歸結なりと解せらる。

第六、民主共産論

マルクス氏に依れば資本主義發達の結果、中等階級は崩壊して社會は生産手段の所有者たる所有階級(Bourgeoisie)と何をも所有せざる無産階級(Proletariat)とに分れ此兩階級の對立に於て資本集積及搾取の結果、無産階級の數益々膨脹し之に反して所有階級の數は益々減少す而して無産階級の膨脹と其究迫との結果は此尤大なる階級の自覺を誘ひ其の一致團結を堅ふし多數に依り政治的の階級争闘に於て勝利を占むること疑なし是に於て無産階級は資本階級を倒して彼等自身に政權を奪回し自ら支配階級たる國家を組織し新なる労働政府の手に一切の生産手段を集中するに至るべく亦實に其必要あり(共産黨宣言に依る)

斯くて「マルクス」派の社會主義的國家は民主の名に於ける労働國家となり此の國家の名に於て土地、資本及生産機關一切を労働階級の共産となし

労働者自身の手に於て生産を經營し分配し統制し私有制度及貨幣は撤廢せられ労働手形に由りて労働銀は全酬を受け剩餘價值消滅して各人貧富の別を絶つべき理想の社會主義的經濟組織を見るべしと唱へらる。故に氏等の社會主義は民主社會主義、共産社會主義又は政治的社會主義の別稱あり但し「マルクス」氏は後ち労働者專權論を拋棄し總ての階級に參政權を平等分配する眞正の民主的國家説を採るに至れりと云ふ。

第七、國際社會主義論

マルクス及エンゲルス氏の共産黨宣言に依れば「労働者には國家なし國境なし又た祖國なし」とあり國家なしとは現在の國家なしの意味にして將來の國家を否定するものにあらず國家は古昔に於て市民の國家にして中世には封建諸侯の國家となり現代に於ては資本家の國家なるが故に労働者の國家なしと云へるのみ既に自家の國家なし故に國境も祖國もなきに均しきを感じざるを得ず茲に於てか當然に思を國際に馳するの傾向とな

る、恰かも國家の保護干涉を否定する個人自由主義の經濟學者が經濟に國境なしと爲し國際經濟又は宇宙一家主義を高調せると一般當然の結論なりとす且つ彼等は現在の國家を否認するのみならず之を倒壊して新なる國家を樹立し勞働階級自身の主義を徹底し一切の資本主義に對抗するの要ありとせり是に於てか彼等は又た其國內に於ける勞働階級の結束團結を高調すると同時に其の勢力を強めんが爲めに國際的の同盟を主張し國際社會主義大會又は國際勞働會議等を提唱し且つ之が實行運動を起せるなり故に氏等の社會主義は又た別に國際社會主義(International Socialism)の名稱を附せらる。

右重要の諸點に關し余の疑義及評論を左に試みんとす。

(一)先づ唯物史觀に就いて之を視るに人類生活の全歴史を唯物觀の支配に歸せんとする「マルクス」の見解は素より當を得ず假りに之を社會的人生的經濟史に限定して觀察するも吾人の經濟生活は單に物質的要素に因りてのみ

支配せられず精神的要素に因りても支配せらるべきは疑を容れず故に人類の經濟生活史と雖も決して「マルクス」の唯物史觀を以て取扱ふべからざるを知るべし然れども亦た近時流行の唯心論の如く總ての社會生活史も經濟生活史も皆な自我唯心の正射及投影に外らなすと論了するは決して正當の見にあらず要は物心二元の互に他を變動せしむる交互作用に依つて發達進歩するものなりとするを當れりとすべし。

然れども經濟生活は飽まで物質的生活なりとする唯物觀は不當にあらず決して之より廣義なる社會生活と混同すべからず但し其の物質生活は時に従つて變化發達すること多言を要せず而して其の變化發達の原因に至りては單に物質的原因のみならずして精神的原因も存することを忘るべからず即ち物質生活其物と之れが發達の原因とは之を混同することなきを要す

(二)次ぎに勞働價值論に就いて之を視るに「マルクス」氏が先づ價值を分つて使用價值と交換價值とする一般の學說を認めたるは善し然れども氏は大體

に於て價值を主觀に意識せずして客觀に看取し價值と物體自體とを隨所に混用し居れり殊に使用價值に關しては所有者が自己の使用及消費に於て獲得する利用の價值なるが如く説明する所あるも多くは全然之を物體又は商品の自然的實體と同一視し居れり既に物體自體なりとする以上は別に之を使用價值と稱する必要なく物體は物體の名を以て稱すれば可なるにあらずや之に反して價值なりとする以上は縱令へ使用價值の名を以てするも主觀的の意義を存せざるべからず既に主觀的意義を存すとせば純客觀的の物體自體なりとするの誤れるを知るべし勿論氏は使用價值は性質の問題なりと云へるが故に物體自體と云ふは物體の性質を指示するに外ならずと解するを得べし然れども物體の性質は均しく是れ客觀的物質的の要素に過ぎず之を認識し利用する主觀的的意思的の要素の之に加ふるにあらずんば主觀的意義を存すべき價值を意識すること能はざるにあらずや然るに氏は使用價值を以て純客觀的に物體自體と爲せるのみならず確定せる固有的材料なりと

説明し且つ交換價值と異り時と所とに従ひ變動なきものゝ如く見做せり而も氏は利用ある物體にして勞働の仲介に依り獲得する使用價值あるを説けり人の利用は時と所とに依り變動あるべく獲得不獲得により偶然的に生滅すべし果して然らば使用價值と雖も單純なる不變の物體即ち商品學上の固_有材料其者にあらざること明白なるにあらずや少くとも氏が見解は此點に於て既に矛盾せりと云はざるを得ず。

「マルクス」氏の價值は結局唯一の交換價值なりき其交換價值も概して純客觀的に物體自體と同義に使用せられたり交換の目的を以て生産(勞働に依り)せられたる物體(利用ある)を商品と稱し商品即ち交換價值なりとせり而して氏は此商品即ち交換價值の關係のみを以て經濟の範圍と限定せるが故に人生に利用ある物體と雖も純自然物及自產自用の人爲物は其使用價值と共に全く經濟の範圍より除外せられ經濟は之が爲め單に交換關係の事項と同義たらざるを得ざるに至る。

併かし氏は商品には價值として又た使用價值と交換價值との二面ありと云へり使用價值は商品の性質面にして交換價值は一の使用價值と他の使用價值との交換せらるゝ場合に於ける割合即ち數量面なりと爲したるが而かも二種以上の商品が交換せらるゝ場合には使用價值即ち商品の性質如何に種々相異なるも其種別は全く空滅して無差別に歸し唯た相互商品の數量的差別のみが残さるゝことゝならん換言すれば商品の交換は性質別に始まるも交換の行程中に性質別即ち使用價值は消滅して之れと獨立せる數量別即ち交換價值のみ存在するを見んと力説せり然れども是れ果して性質別より獨立せる全然無關係の數量別なりと斷ずるを得べきか同一性質の商品は交換せらるべき理なきを以て交換の數量別は決して空なる無意義の數量にあらざるや論なし少とも其の數量別は一の性質實體の數量と他の異なる性質實體の數量との比較たるに相違なきなり果して然りとすれば商品價值即ち交換價值と雖も使用價值と獨立する能はず畢竟一の使用價值と他の使用價

値との數量的關係に過ぎずして兩方の使用價值即ち利用を空滅せしむること能はず從て又た經濟及價值の範圍より使用價值自然物及自產自用品を除外するの誤れるを知るに足るべし。

其は兎に角も氏の所論はプラトンの「イデア」論に酷似せる巧妙ありて卓見たるを失はず故に余は以上の氏が所論に對し大體に於て敬意を惜まざるべし然れども氏が更らに論歩を進めて直に「此數量別は交換に於て一の數量が他の異なる數量に相均し」例へば上衣一着と麻布二十尺と」の方程式を以て表はさるゝものなるが故に商品價值は兩者に共通なる相均しき、抽象的人間労働の量差に外ならず從つて此數量別を以て表はさるゝ交換價值即ち價值は商品の生産に要せられたる労働量に過ぎず此意味に於て價值は労働の結果なり」と斷定せるに至つては餘りに突飛的の速決なりと稱せざるを得ず惟ふに純客觀的に交換價值を表示すれば一つ使用價值の數量と他の使用價值の異なる數量と相均しとの方程式を爲すものなること氏が所論の如しと

das arbeitlose Einkommen

雖も其の相均しと云ふ共通物が何故に此の兩物を生産するに投じたる労働量に外ならずと斷定し得るや客觀的に交換の數量別ある所以は主觀的に兩物に對する利、用、(主觀的使用價值)の相異なるものあるが爲めに於て數量の相異なるに而かも其の價值相均しと云ふは兩物量の利用相均しきが爲めにあらざや果して然らば謂ゆる其共通物なるものは寧ろ此の利用其物にありと云ふの當れるを知るべし而して利用即ち主觀的使用價值は實體の自然的及人爲的性質と人の意思的要素とより成り單に人爲的労働のみの結果にあらざるが故に此利用差異を表する數量別に過ぎざる即ち交換價值は之を單に労働のみの結果とすべからざるや明かなりとす。

を以て労働者を

は全部を擧げて労働者に歸屬すべし」とするアントン・メンガアの労働全酬權にまで導き到らんとする論法を採れり是れ即ちマルクス氏の労働價值論なるが之を實際に照らして如何んの適用を見るやを考察するに其の適用せらるゝ範圍は先づ第一に交換の目的を以て生産せらるゝ商品に限定せらるゝこと勿論なり氏は今日の資本主義的分業經濟に於ては生産品の最大部分を擧げて皆な交換の爲めの商品なるが故に此法則は殆んど經濟全部を支配するものゝ如く主張すと雖も事實に就いて詳密に之を講究すれば其商品中の一、小、部、分、の、み、が、僅、か、に、此、法、則、の、適、用、を、見、つ、ゝ、あ、る、に、過、ぎ、ざ、る、を、發、見、す、べし即ち商品中

先づ第一に古稀品及び獨占品に屬するものゝ交換價值は決して之れが生産に要する労働量のみを以て決定せられざること明かなり第二に農産物に屬する商品の交換價值は土地毎に異なる生産費(労働量を含む)に依りて決せられずして各産物の性質及利用に依りて決定せらるゝが故に是れ亦た此法

則より除外せらるべく第三に工業品と雖も主として機械の作用に依りて生産せらるゝ機械工業品の交換価値は労働のみの結果なりと爲すべからざることを勿論にして其の価値度も決して労働時間のみに依りて定まるものにあらず、マルクス氏は同様の機械工業を社会的に平均して之れと俱に活動する労働者の必要労働時間を以てすれば之に依りて其価値度を測定するを得べく又た然かく決定せらると説くと雖も機械の應用は時に依り所に依り規模に依り變化最も甚しきものあるが故に同様の器械工業に於ける普通労働量を平均すと云ふ如きは到底爲し得べきにあらざるのみならず假に之を可能なりとするも器械製品の価値が如何にして労働量のみを以て決定せらるべきや若し然りとすれば機械及原料の効果は全然価値の上に現はるゝに由なかるべし是に於て眞に、マルクス氏の労働価値法則を適用し得る範圍は僅かに第四として、手工業品に限らるゝことゝなるべし手工業品は實際に人の手勞を以て生産せらると云へ得るものなるが故に其の交換価値も労働の結

果にして而かも自由競争の完全なる場合に於ては其の価値度や概して生産費に依りて決定せられ其生産費中労働が最大要部を占むるが故に其価値は労働量に依りて決定せらると云ひ得べきの理由あり勿論此の場合に於ても交換価値の決定は利用(性質と人意)に依ること誤まらざる所なるも其の利用は結局生産費によりて支配せらる傾向あるが故に労働費量に依りて交換価値を決定すと云ふこと敢て不可なし要するに、マルクス氏の當時は既に機械工業の稍々盛んなりし時代ならんに、マルクス氏の着眼が機械と原料(自然状態物)とに依りて生産せらるゝ機械製品よりも殆んど手勞の結果に依りて生産せらるゝ手工的製品に多くを投ぜられ商品と云へば何んとなく直ちに手勞の生産物と云ふ如く直覺せられたるにあらざるやの感あるは氏の爲めに惜しまざるを得ず斯くの如き觀察の結果を以て商品の交換価値は皆な労働の結果なり其の価値度は之を生産するに費せる労働量に依りて決定すと論斷したるものとせば機械工業旺盛の今日に於ては氏が法則適用の範圍益々

收縮すべきや論を俟たざる所なるべし。

(三)餘剩價值論に就いて「マルクス」は「價值は労働の結果にして労働者は之れが全酬を受くべきの理氏自身に明言せざるも推理上なるに労働自體亦一つの商品とせられ價值の二面を有す一は資本家の使用する労働實體の使用價值にして他の一は此の労働量を生産する生活資料即ち賃銀を以て表する交換價值なり而して資本主義的經濟の實際に於ては労働量の使用價值大なるに労働量の生産費として資本家が仕拂ふ所の交換價值(賃銀)は小にして之に伴はざるを常とす斯くて此の大使用價值と小交換價值との差額は餘剩價值として資本家の搾取する所となるが爲め労働者は労働の全酬價值を取得し得ざるに了れり」と説くものなるが價值作成の根本に於て労働全酬論の取るべからざること前述の評論に於て明かなるのみならず常に生活費程度に決定せらるゝ賃銀よりも實際労働を使用する資本家の使用價值多くして資本家に其差額を掠奪せらると云ふは極端の論なりとせざるを得ず何となれば

若し果して然らんには資本家には損失失敗破産等の災厄なかるべき筈なるに事實に於て資本家の企業損失なるもの頻々發生するを以てなり資本家は産物を所有するが爲めに其の交換價值を獨占し餘剩價值を贏得すること素より少からざるも又た他面に於ては餘剩價值の反對に損失即ち負債價值をも獲得せざるべからず氏の所論は一方眼に偏せる非科學論なりと稱せざるべからず。

更らに「マルクス」氏は之を證明する爲めに假定過ぎたる引例を用ひ例へば労働者一日の生活費は一日六時間の労働の使用價值と匹敵す即ち一日六時間労働は彼れが以て一日の生活費を得るに十分なるに資本家は労働者に十二時間の労働を強い六時間の餘剩労働に相當する餘剩價值を搾取すと説明せり然れども先づ第一に一日六時間の労働を爲さば彼が一日の生活費を得るに足るの假定は疑もなく事實に根據なき妄断にあらずや少くとも其の六時間は絶對不變の假定にあらざるべく七時間なるか八時間なるか乃至十二

時間を要するやも判然せざるべし此の前提の變化如何によりては剩餘時間の有無すら覺束なきにあらずや。

且つ餘剩價值は物の所有に基く不勞所得にして單に物の生産行程に於ける勞働使用の程度に依りて生ずるのみにあらず寧ろ多くは物の交換行程に於ける價格決定に依りて生ずべし故に實際資本家に餘剩的不勞所得の生ずる場合は生産中に於ける勞働の搾取の外、交換中に於ける機械原料の效果、社會自然の需要並に僥倖的原因に基く價格高騰等をも之に含むものにして此等總ての清算に於て餘剩價值決定の存否及多少の決定するものなれば餘剩價值の全部を以て勞働搾取の結果に歸せんとするは是れ亦議論の正鴻を缺けるものと評せざるを得ず但し資本家が所有制の結果として獨り勞働者のみならず社會及消費者の利益を搾取し依て餘剩價值を僥得するの多き傾向あるは吾人之を争はず。

(四)集積論及闘争論に就て之を考ふるに生産行程に於ける勞働價值の搾取

及尙ほ夫よりも更らに大なる交換行程に於ける自然的僥倖的理由に基く各種の不勞利得に依りて餘剩價值は資本家の貯蓄する所となり更らに資本化して益々少數の資本家に集積するの傾向あるは争ふべからざるの事實なり勿論此の傾向に反對する事實として恐慌の漸減、小企業の復興等なきにあらざるも大勢が資本集中の傾向に在るは洵に「マルクス」氏の所説の如し然れども其原因は單に勞働價值の搾取と云ふ如き資本家の責任のみに歸すべからず其根本は實に所有權制度に在り此制度を單に弊害のみより片眼的に觀察して全廢すべきや否やは別とし兎に角其の根本原因が此制度の存在に在るや疑ふべからず。

又た氏は資本集積の結果は資本家の數益と減少し勞働者の數益と膨脹して勞働者の自覺と勢力の反撥とに由り資本主義は自ら倒潰すべしと云へるも此れ事實に吻合するの理論なるべきか是れ氏一流の政略論にあらざるか若し然らずして氏眞に然く確信せりとせば氏は何故に特に階級闘争の進軍

Philosophie
Deutschland

明かなり。

(五)民主、共產制に就て先づマルクスが政府を認め無政府主義を採らざりしは思慮ありと云ふべし然れども彼れが期待する新社會の政府は民衆の名に於ける労働階級の政府にして労働專制の國家組織なり氏は後ち此論を抛棄せしと雖も階級闘争に依りて政治的に革命せらるゝ以上は必然労働專制の國家たるべき運命に在るを免るべからず斯の如きは結局平等にも自由にも反對矛盾する結果に陥らざるを得ざるべし。

次に「マルクス」は改造せんとする新社會の組織に關して如何んの具體計畫を有せるや精確の要領を得ざるも原則として私有制及貨幣制度を廢止し一切の産業を公營して生産分配を社會的に統制せんとするにありしは想像し得べし唯だ夫れ氏の私有廢止は原則にして例外あり人身に附屬する日常用必需品は之を人身の一部として身體と共に私有を認めたりと云ふ既に幾分の私有を認むる以上賣買貸借を認めざるべからず従つて貨幣に代用すべ

を必要として懲慫せるや氏は大勢を促進する爲めに争闘戰を説くなりと云ふも何故に促進するの必要あるや人之を氏の矛盾なりと稱するもの多きを如何んせん其は兎に角も「マルクス」以後約七十年の大勢は既に氏の説を裏切り人或は大戦後露獨其他の革命を以て「マルクス」の豫言的中せる如く信ずる者あらん然れども露獨此等の革命が敗戦に原因せるや明かなり勿論社會主義運動の之に關係せるは疑なきも革命が英米の如き自由制度の資本主義國に起らざるより見れば氏の豫言の的中にあらざるを知るを得べし。

氏は自家豫言の的中を信ぜざる爲めか労働者の團體を結束し階級争闘の爲め突進すべきを提唱せり元來人類の争闘は共同的社會生存の本義に反することと言ふまでもなし争闘を説くは文明を呪ふものなり唯だ目的に達する手段のみとは此徒の政略的口吻なるも階級反目の争闘は必ず復讐的政治とならざるを得ず復讐は復た必ず復讐を呼び復讐に繼ぐに復讐を以てし反覆絶ゆる期なく手段は終に目的となり其儘ま永く目的自體として存すべきや

労働手形の廃止

き労働手形を使用するの意思なりしが如し氏以後の民主的社會主義中には明かに一切の私有制及貨幣の全廢労働手形をも不使用を主張するもの少からず惟ふに同主義者が唱ふる資本主義の諸弊及缺陷は結局所有權制度の存在に胚胎すること疑なきを以て彼等が其根本たる私有制に向つて斧鉞を加へんとするは理論として洵に徹底せりと云ふべし然れども理論の徹底は必ずしも正當にあらざり疾病の根源は生命に存し生命を廢すれば疾病を絶ち得べきこと明かなるも疾病を絶たんが爲めに生命を廢するは如何なる藪醫と雖も豈に之を敢てせんや此問題に關しては今茲に於てするの不適當なるを認め敢て詳論せざるも問題は個性自存の根本要件たる私有制が果して永く全廢し得るや否やに始まり私有を全廢するも個人は嬉々として勤勞するや否やを問ひ結局する所遂に労働は愉快なるや犠牲なるやの判定に歸一すべし私有廢止を理想とする社會主義が労働の結果たる價值は労働者に歸屬(即ち私有すべきを主張するは皮肉なる自家撞着にして自ら既に理想の不實行

を豫證するものにあらずや必ずや一旦勢に乗じて決行に着手するも八面より諸弊百出し來りて遂に取消すの止むなきに至るか又は例外の範圍を益々擴大して新原則を顛倒し結局は稍々進歩せる制限的私有制に落付くにはあらざるか若し然りとするときは私有復活に伴ふ紛亂は又至大なるべく寧ろ始めより無妄危険の企圖を爲さざるの如何に優れるやを知るべきなり。之を要するに「マルクス」氏の所論は現在の社會組織に對し大に改むる所あるを教ふるの效績頗る偉大なるものあるを認むるも始め偏見を以て事物の缺點のみを指摘し毫も利點を顧念せず不公平なる着眼を命題として論理的に徹底することのみを生命とせる感あるは惜しむに餘ある所なりとす。左れど氏以後に於て氏の民主社會主義は歐米各國に潛入し獨逸に於ては千八百九十年代に於てペーベル(Pebel)カウツキー及リーブクネヒト(Liebknicht)氏之を復活繼承して益々其勢力を固めつゝありたり。

アウグスト、ペーベル(August Pebel)氏は獨逸社會黨首領の一人なり氏は其著

「婦人及社會主義」Die Frau und der Sozialismus に於て將來の社會主義的社會に關する一章を赤色に畫き理想の存する所を注意せり氏の所論は決して新奇なし諸先説の集編に過ぎざるも獨逸國民の最廣なる階級に對し然かく成功を以て社會民主主義の思想を吸込めるものは他に存せずと稱せらる氏は一定の時點に於て資本主義的經濟組織の諸弊は頂點に達し之が爲め人民の大多數をして最早や耐ゆべからざるに至らしめ全社會の根本的改造を要することゝなるべし而して其根本的全社會的改造は私有財産を撤廢して社會的財産に變革するに在り是れ社會の新基礎を爲すものにして國家は漸次に廢絶し之に代りて新秩序の社會は現出せん此新秩序の社會は私有財産撤廢後先づ第一歩として全人民の同一労働義務を定むべし次ぎには此労働と之に相當する生活料を各人に配與する爲めに社會一切の事業方面を包容する行政部を設くるの要ありと説けり此行政部の行政が中々の問題なるも氏は總ての理想的社會主義者と均しく極めて平滑に何等の難事なきが如く論じ去れり。

位地に於て氏よりも低く而かも聰明に於て其の名の高きものはケ、カウツキー K. Kautsky 氏なり氏は其著エルフルター綱領 Das Erfurter Programm, 1892 に於て民主社會主義的の原理を辯護せり氏の説亦た何等の新奇なきも政治的及經濟的闘争の本質に關して深刻なる見解を有し改造の經濟的可能不可能に關して冷靜なる評價を爲せり氏は各國の國家制度を以て單に勢力階級の利益を保障する器具に過ぎず政府は一種の資本主義的企業者のみ而かも國家は社會主義的組合に改造するを得べく然かするは労働階級を國家の勢力階級と爲せる時なりと論ぜり氏は更らに其の實現に關して論歩を進め改造の主要目的は國家を改造して自足的の經濟組合と爲すに存し之れが實現は先づ第一に大企業を社會的所有に移すこと必要なり其移轉は沒收に依るか辨償に依るか人の多く答へざる難問の一なるが氏は之に對して徵發沒收説を採れること勿論なり氏は之れと俱に小企業までをも徵發するの必要なきを力説せり若し大なる生産手段にして徵發せらるゝときは小手工業及小農

等の如きは自立する能はずして降を乞へ来るに至るべし故に大企業を社會有とすれば民主社會主義は實現すべしと辯ぜり産物の分配に關しても氏はペーベル氏より一步を進め明白に論じ居れり此關係に於て社會主義的社會は突飛の暴擧を爲すの要なく現狀に接續して進むべきのみ即ち今日の報酬形式の改進に依りて之を期するに在りとせり。

エルフルター綱領

一八九一年十月十四日乃至二十日に於てエルフルトに舉行せる獨逸民主社會黨大會は一の新綱領を發表せしが二部の要綱より成れり第一は即ち民主社會主義の正當及び資本主義的經濟組織の缺陷を決定したるものにして一般的且つ理論的の部分なり第二は民主社會黨が實際政治上の黨派として現在の國家に要求する事項にして終局の大目的に達すべき準備的の部分なりとす。

全部に亘りて之を觀察するに同黨既往の宣言に對して著しく變更したる

所あり例へばラッサール氏の勞銀鐵則勞働全酬權要求及生産組合の組織要求の如きは消失し其代はりに黨の最終目的は従前よりも一層の決定的社會主義化を表現せり。

綱領第一、部は此の最終目的を改正せるものにして最も重要なりとす其の要に曰はく。

市民社會ブツクツコヤアの經濟的發達は自然の必要を以て小企業の沈衰を導けり小企業の原則は勞働者自ら生産手段の私有者たるに在りしに今や經濟的發達の結果は勞働者を其生産手段より切離し彼等を無財産の貧民(Proletariat)に變ぜり而かも其の生産手段は比較的小數の資本家及大地主等の獨占到歸せり此生産手段の獨占到次いて巨大企業の脅威に依る分裂的小企業の崩潰となり器具は機械に發展し莫大なる生産力の増加を來せり而して此等の變化より生ずる一切の利益は皆な資本家及大地主等の壟斷する所となりプロレタリアト及沈下の中流階級は之が爲め却て生存不安苦惱壓迫奴隸的屈服及搾取の

増加を蒙れり斯くてプロレタリアトの數は益々膨脹し過剩労働者の軍隊は増大し搾取者と被搾取者との反對は愈々深刻を極めブルジョア對プロレタリアトの階級戰爭は益々激烈を加へたり是れ實に現代産業國全體の共通の表徴にあらざや惟ふに嘗て生産手段の私有制は生産者に其産物の所有を保證する必要の手段なりしが今は却て農夫、手工者、小商賈を搾取し労働せざる資本家及大地主を労働産物の獨占到置くの手段と爲り了せり故を以て今は唯だ生産手段即ち土地、鑛山原料、器具、器械、交通具等に於ける資本主義的私有財産を社會的財産に變改し並に商品生産を社會の爲め社會に依り經營する社會主義的生産に變改するの外如何しても然かく大企業の發達して生産力の増加するに對し此の増加生産を從來搾取に苦める階級の爲め利用し苦惱及壓服の源泉より最高の幸福及完全協調の源泉に豹變せしむることを得ず云々。

綱領の第二部は民主社會黨が直接に實行すべきものとして現在の國家に

對し求めんとする要求事項の一集にして其中に又た一般的要求と労働保護に關する特別要求の二大別を存す而して其概要左の如し。

一、一般平等直接選舉及投票權を一切の選舉及投票に擴張すること。

此と共に婦人及二十歳以上の人に選舉權を擴張すること、比例選舉制度の採用、選舉區及選舉人員數の法定、二年立法期間制、代議員報酬並に禁治産者以外政治的權利制限の撤廢等に關する要求。

二、提案權及廢棄權に由る國民の直接立法の要求。

此れと同時に帝國、國家、州、及自治體の自主立法、自主行政、國民に依る官憲の選舉、毎年租税の承認權に關する要求。

三、一般國防義務の養成並に常備軍隊に代ゆべき國民國防の制度。

同時に國民代表機關に依る宣戰講和の決定、仲裁裁判の方法に依る國際爭議一切の解決等に關する要求。

四、自由言論、結社及集會權を制限し又は壓抑する總法律の廢止。

五、婦人を公權及私權關係に於て男子に對し不利に置ける一切の法律を廢止すること。

六、宗教は私事として宣明すること。

七、學校を世界的ならしむること。

此れと同時に公共國民學校の義務的入學制度、公共國民學校及高等教育機關に於ける教育教具、養育の無料制度の要求。

八、司法事務の無料制度、國民選舉の裁判官に依る裁判及刑事召喚、無罪者告訴、拘留及宣告の賠償並に死刑の廢止。

九、醫術無料救助、死人無料輸送の制を立つること。

十、累進率の所得稅、財產稅並に相續稅を採用し並に間接稅及關稅一切を廢止すること。

以下は勞働者保護に關するものにして

一、最高八時間の普通勞働日を法定すること。

二、十四歳未満兒童の生産勞働の禁止、法定例外企業以外の夜業禁止。

一週最少三十六時間の休憩要求並に出來高勞銀制度の禁止。

三、總ての營業的企業に對し市及郡に於ける勞働事項検査及取締法に従ひ帝國勞働官、縣勞働官、勞働管區員及工業衛生員を設けて監視すること。

四、農業勞働者も家事婢僕も商工業勞働者と均しく法律的平等を與へらるること。

五、同盟權 *Koalitionsrecht* の保障を要求す。

六、總勞働保險を帝國に於て引受くること。

根本理想の外に現私有制下に於ける實行的改革法として此の要求案を主張するものなるが此の實行的改革要求案は後章に説述すべき社會改良主義の要綱と大同小異にして特に民主社會主義の色彩を有するもの甚だ甚きを以て茲には之が評論を省くべし。

第十六章 歴史派國民經濟主義

極端にして不實行なる共產的社會主義が自由主義の經濟說に向つて駁撃を加へつゝある間に於て自由主義の論究法に向つて強き反對を唱ふる者現はれ來れり是を歴史派相對說及び國民經濟主義の學說と稱す。

歴史派なる名稱はウイエルヘルム・ロツシエル氏が始めて唱へたる所に係ると雖も既にリカード派一派の隆盛なる時代に於て英國にリチャード・ジョン・ス氏(一八三一年著「富分配論」)獨逸にフリードリッヒ・リスト氏(一八四一年著「國民經濟制度論」)あり之を歴史派の鼻祖とす次いでウイエルヘルム・ロツシエル氏は千八百四十三年に「歴史的研究國民經濟學」を公にしブルノイ・ヒルデブラント氏は千八百四十八年に「現在及將來の經濟學」を著はしカール・クニース氏は千八百五十三年に「歴史研究經濟學」を刊行し斯て遂に獨逸經濟學の基礎を確定したり。

元來獨逸の經濟學は千七百年代の官房學に淵源し經濟を以て王侯財産管理術の一分科と看做せるものなり後ち久しくケネー及スミス派の放任自由主義盛に行はれ、ラウ、ネベニウス、ホフマン、チュウネン及びヘルマン氏等の自由學派輩出し經濟原理の討究大に進歩したりしが政府と産業との關係に關しては官房學風思想を以て自由主義に修補を加へたること少からず殊に獨逸關稅同盟の完成後は國民經濟的思想之に加はり歴史派的保守的の國民經濟主義を以て獨逸經濟學を特立するの素を成すに至れり。

獨逸經濟學者に於てもプリンス・スミス(Prince Smith)氏の如き自ら獨逸のマンチエスタア派と稱し伯林に經濟學協會を起して自由貿易主義を鼓吹し宛然たる一敵國を成せる一派ありしと雖も謂ゆる獨逸經濟學派として全盛を極めたるものは歴史派と稱する新學派にして其主張は英國經濟學派を目して絶對獨斷の舊學派なりと論評し經濟は人類正當の欲望を満足する爲めの秩序ある行爲なりとし經濟學の原則は各國各時代に於ける各種の事情に依

りて變化すべく決して永久絶對の原則なるものなし吾人の經濟生活は歴史
的のものにして斷へず有機的に發達するものなれば之れに關する法則亦從
て歴史的ならざるべからず時と場所とに應じて各國相對的に行はるべし個
人的又は世界的にあらずして國民的ならざるべからずと爲すものなり是れ
其の歴史派又は國民經濟主義派の名ある所以なりとす。

フリードリッヒ・リスト(Friedr. List)氏曰く國家は皆經濟上獨立の團體なり

各國皆他國の如何に拘らず自己固有の發達を遂げざるべからず國家の富
はスミス氏の唱ふる如く交換價値の總計にあらずして生産力の大と其永
久的效驗の多に在り一國の生産力は一方に偏すべからず種々の方面に於
て發達し以て永く生産を助けざるべからず富の生産力は富よりも遙かに
重要なり經濟上の法則は此の生産力の異同に應じ各國各時代相對的に之
を定めざるべからず今ま各國經濟生産力の發達沿革を見るに第一は漁獵
經濟時代にして第二は遊牧經濟時代なり第三は農業經濟時代第四は農工

業經濟時代にして第五は農工商業經濟時代なり苟くも温帶地方に於ける
各社會は何れも必ず斯る順序の經濟時代を經過せざるを得ず而して第三
の農業時代までは精巧品を外國に仰ぐの要あるが故に寧ろ農産物の輸出
と精巧品の輸入を容易ならしむる爲に自由貿易に由るを利とすべし然れ
ども進んで農工業時代に入りては工業既に漸く發達せるに拘らず尙ほ甚
だ幼稚たるを免れざるものありて之を保護することなくんば外國工業の
爲めに壓迫せられて技術の熟達を遂ぐるの餘地を得ざるべし故に自由貿
易に由るべからず更らに進みて第五の農工商業時代に達せんか精巧品を
外國に輸出し原料品其他農産物を輸入するの必要及利益多きが故に自由
貿易に由りて此等の交通を容易にすべく而かも決して他に壓せらるゝの
虞なし英國の如きは既に此の最後の時代に在り故に自由貿易主義を採り
て益々生産力を増進し富榮を加へつゝあり佛國は英國に近くして未だ之
に達せず之れに反して我獨逸國は然らず今尙ほ第四の農工業時代を脱す

ること能はず斷然保護貿易の主義を採らざるべからず之れが爲め國民の一部又は全部が消費上の利益を犠牲にせらるゝことあるも其は一時の犠牲にして國民生産力の發達を永遠に確保せん爲めには之を忍ばざるべからず而も素より永久の制度にあらず若し獨逸にして其の産業教育を完成し技術の熟達を確取するに至らば保護を撤去して自由貿易となさざるべからず云々。

ロツシエル(Toscher)氏曰く經濟學は社會の生理學なり其の目的及基本は人なり人の心には二個の衝動あり一は私利心の發動にして二は良心の命令なり人類社交上の生活に於ては此の私利心及良心の相互牽制的調和に因りて共同の利益を謀るの心意を生ず而して其の共同心は家族、社會、邦國、人類同胞心の基本にして此の地球上に天國を現出せしむるは獨り此心の然らしむる所なり且つ商業の爲めに各人の利害は蛛網の如く相錯綜反應し人の満足を助くるは即ち自己の満足を遂ぐる最良の手段と爲れり。

斯くの如く複雑にして變化極りなき社會の現象を數學の方式を以て論ぜんとするは到底能はざる所なり夫の英國經濟學派の如く想像的人を書き之に就きて經濟の理を論ずるは豫備的の講究として益なきにあらずと雖も畢竟是れ空想に過ぎずして眞正の研究法にあらず又夫の理想的の社會主義の如きも然り一國民又は一時代にこそ或は適合することあれ之を普通に各國民及各時代に適合すと唱ふるに至りては全く誤れり總てに適合する經濟制度のあるべからざるは恰も萬人に適する衣服なきが如きなり云々。

外にリストの前後に於ける英人トーマス・ツツク氏(一八三年著)クリスレスリー氏(一八七〇年著)ロージャー氏の歴史主義あり又リストの後に於て米人ケリー氏獨人エム・モール氏佛大統領たりしチエール氏の如きは保護主義に於てリストの學說を襲踏し獨人シモラー及ワグナーの兩氏は歴史主義及保護主義に於て氏の後繼者たりと稱せらる。

●●●
惟ふに●●●
研究法に對する歴史派の着眼は大に可なり社會の經濟的現象は歴史に出發して又た自ら歴史を成し而して遂に歴史に畢るべきは争ふべからず故に歴史派が經濟の原理及政策を研究するに當りて必ず歴史的事實及統計に依り歴史的事實及制度に考へ各國各時相對的の法則を立つべしと云へるは決して間然する所なきなり然れども總ての學問は事實と理斷とを以て缺くべからざる二要素とすることを忘るべからず然るに歴史なるものは如何に精密に事實を盡くすとすも事實に始まりて事實に終り事實は唯だ存在を證明するのみにして理を教ゆるものにあらず換言すれば歴史は甲の事實を甲の事實とし乙の事實を乙の事實とするのみにして甲と乙との關係を語るを得ず聞けども聲なく敲けども音なきものなり之れを敲いて音あらしめん爲には敲かるゝ事實の外に敲くべき物なかるべからず是れ即ち理斷なり歴史より吾人の得る智識は歸納的智識なるも理斷は因果の推斷に依る演繹的智識なり元を糺せば此の理斷も吾人の理性が歴史的经验に觸れて

抽象したる智識なるべきも此の智識の下に判定せらるべき目前の事實に關する智識とは獨立して既に豫め吾人の理性に存する別個の智識なり此の別個の智識を鍵として事實の智識に向ふにあらずんば歴史の門を開きて條理を抽出すること能はざるなり果して然らば歴史のみに依りて研究せられたる學問は不具の學問なりと云ふべし歴史に依りて研究するは斯く研究せざるものに比し素より優れりと雖も研究法の精粗よりも重要なるは最後の理斷の誤まらざるに在り研究法如何に周匝を極むるも理斷に至りて誤あらば豈に當に功を一簣に缺くの類に止まらんや學問たるの價值は全滅すべきなり

歴史派が此歴史觀に依り總ての經濟法則は皆な時と場所とに對し相對的ならざるべからずと云へるも亦理論として敢て不可なし經濟の原理中には頗る永く且つ廣く殆んど一般に適用せらるべき理法ありて必ずしも各時各地毎に修正するの要なきものありと雖も政策の方面は何れも各時各地の事

情に適應せざるべからざることに實に歴史派の言の如くにして間然する所なきを認む然れども彼等の説く所の如く口毎に「時と場所とに依る」と云ふのみにては何事をも教へざるに均しきの感あり斯の如き政策學は果して政策學と稱し得べきか寧ろ政策學なるものなしと云ふに均しきのみ何となれば時と場所とは常に變化し一つも同一なることなきが故に常に新なる政策を採らざるべからずして而かも其の新政策は如何に舊政策を修正して適用すべきかに付吾人は何物をも之れに學ぶこと能はざればなり。

歴史派の多數は其後尙ほ云へり英國は農工商業時代に在るが故に自由貿易ならざるべからず獨逸は尙ほ農工時代に在り故に保護貿易を利とす佛國は其中間に在りと是れ歴史派が時と場所とを具體的に教へ其の適用を示めしたる所ならん然れども何が故に獨逸は尙ほ保護を要すべき農工時代ににして英國は獨り自由貿易を要すべき農工商時代なりとせるか具體的なるが如くにして具體的にあらず自家の保護主義を自國に行はしめん爲めに故らに

斷定したるの嫌ひなき乎歴史自體は決して斯の如きことを教へざるなり英國は少くも千八百六十年の久しき以前より自由貿易主義を採りたるが論者は其當時より既に英國を以て農工商時代に在りしとするか然らば獨逸も其當時に於ては頗る永く自由主義の貿易政策を採り居たり而して生産力の發達著しき者ありしは歴史上の事實なり當時の獨逸は農工商時代に在りしが後の獨逸は却て農工時代に退きたりとするか且つ夫れ獨逸は其後尙ほ今日に至るまで益々保護貿易の政策を擴張して止むときなし知らず此國のみ獨り嘗て一たび農工商時代にありて其後は益々農工時代に逆退しつゝありとすべきか最早や獨逸も千八百六十年時代の英國程度までには農工商の發達したるべき筈なり獨逸の學者は英國の自由貿易を以て今日餘り有利ならざる如くに非難し英國も今や舊夢より醒めて保護貿易論盛に起れりと稱するもの多し歴史派が英國は自由貿易に依り益々繁榮すべしと豫言したるは誤りなる乎或は英國が事實今日に至りて農工時代に逆退せんとしつゝあるか

獨逸學派の學説は案外にも御都合主義なり(大戰前迄)。

新學派は經濟人の行爲は利己心のみならず良心の命令に依りても衝動すと云へり然り否な精細に講究すれば豈獨り利己心と良心の命令とのみならずや自負心、虛榮心、他愛心、信仰心、憤慨心、報恩心、復仇心に依りても吾人の經濟行爲は支配せらるゝなり故に英國學派が人の自利心のみを看て一切の經濟現象を此上に活動する者となせし如きは研究法の不備なると共に理斷の甚だ狹薄なる譏を免れざるべし然れども實際に於ける適用範圍と永續の時間より云へば經濟現象の大部分は此の個性自利心の活動に依りて支配せられつゝあること疑なき所にして此の自利心を重要な衝動として觀察するにあらざれば何等の原理も何等の政策も皆な見當違に終らざるを得ざるなり例へば政策として保護を加ふるも干渉を試みるも制裁を附するも獎勵を與ふるも個性自利心の活動努力を前提とするにあらずんば何ぞ其の實功を收むることを得んや原則と例外とは何事にもあり經濟學は此原則を主とし例外

を従として原理及政策の大綱を定めざるべからず。

歴史派も原理と政策とを混淆せるの嫌あり此の混淆は其實英國學派の所説に於て最も甚しかりき英國學派は原理に於て經濟現象は個性自利心の衝動を基礎的の原則と認めて其の因果關係を推斷したること敢て不可なかりしと雖も此の個性自利心が衝動する一切の行爲を以て必ず社會の幸福に合致すとなし之が自由非干渉を以て必然の良策となせるは原理と政策の混淆なりき原理は事實と理斷とに依りて事實と事實との因果關係を明かにするに止まり政策は此の原理以外に存する或る目的即ち社會的倫理目的より命令して其の之に達する方法を決定すべきものなり原理と政策との職分は斯くの如く全く相異れり此の區別は埃太利學派に依りて能く明定せられたるも獨逸の歴史派に至りては頗る疑はしきものあり彼等は歴史的研究に依りて原理の推斷を爲せると同時に其儘に此の歴史的事實に倫理的の是認を與へ嘗て歴史上に實驗せる方法を保守し之を將來の政策として提唱せんとせり

是れ歴史派が一般に保守主義なりと稱せらるゝ所以なるが畢竟は彼等が原理と政策との區別を混淆したるに職由せるものなり。

歴史派は原理論に貢献する所甚だ少なし此點に於ては英國學派と全く反對なり英國學派は原理論に於て殆んど總てを盡くしたるも制度及政策の講究に於ては貢献する所多かりしと雖も原理論に於て英國學派の上に多くを加へたることなし價值價格資本及勞力の原理の如き實に然り分配論に至りても所得決定の理法は既に英國學派の論定せる地代論勞銀論利潤論に従へること明にして唯た其の決定原因中に政治的社會的現象等を加へ其他用語の上に少許の補修を加へたる小功ありと云ふに過ぎず。

歴史派が熱心に鼓吹せる國民經濟の思想に至りては疑もなく一大進歩なりき此思想は英國學派に於てもアダム・スミスの如き既に之を認めたること明かなるも其の政策が自由非干渉の主義に出でしかば事實に於て集權を捨

て分權を重んじ其の説く所も個人的又は世界的の傾向多かりしなり然るに獨逸の歴史派は其源を昔時の官房學に發し始めより經濟を以て政策と意識したり更らに關稅同盟を完成して分立せる小邦を統一したる後は小なる經濟の範圍よりも大なる經濟範圍の多々益々有利なるを證明せられ茲に從來の州領經濟の限界を撤して更らに廣汎なる領土と更に多數なる同種の民族とを包擁せる最大の國民經濟を意識し之を維持するの思潮に傾けるなり一般の自覺既に斯の如し故に其の經濟政策は此の大なる國民經濟の利益を以て實行上の目的と爲し一切の現象を此の國民的見地より觀察し自由貿易及保護貿易の如きは目的にあらずして方法の問題なりと認めリスト氏の如きも理論としては其の何れを採るべきやを一定せず國民經濟的見地に於て自由貿易を利とせば自由貿易に依るべく保護貿易を利とせば保護貿易に依るべきのみ要は各國各時の事情に依り決定すべきものなりと云ふに在りき表面の論旨は誠に間然するところなかりき然れども裏面に於て既に國權萬能

の政治思想に囚へられ自ら豫め註文を懐にして萬事に保護干渉を試みんとし之を辯護するに歴史を以てし歴史上の重商政策を復舊して少しく之を修補し名義を一時と云ふに藉りて殆んど永久の保護政策を推唱しつゝあり其は兎に角も歴史上の領土及同民族を最大限界とせる國民經濟は海外發展の必要を感ずると共に最早や其の狭隘なるを感ぜられ舊時の金箔は剝落して復た更らに新なる大自覺に移らざるを得ざるに至れり。

第十七章 普佛戰爭及保護政策

佛國革命(三回)の餘亂を趁ふて各國の政治上に於ける民權主義及經濟上に於ける自由主義の活動は千八百七十年に至るまで國權擴張及び保護干渉主義に拮抗して頗る優勢を占め來りしが普佛戰爭後千八百七十一年獨逸新帝國の建設せらるゝに及んで徐々退却の歩調を示めさんとせり。

普國は千八百三十四年を以て獨逸各邦の關稅同盟を完成せるや獨逸の霸

權を其手に收め經濟の進歩と相待つて軍器の改良、軍備の擴張に努め先づ千八百六十六年時の勁敵たる奧國を破りて北獨聯邦同盟國の霸主となり勢を擁して佛國の侵略に妨害を加へ佛國が西班牙王位の繼承に關し普國の干渉を怒りて佛帝奈翁三世の名に依り千七百七十年七月普國に對し宣戰を布告するや茲に歐洲比年の小康を破つて大戰爭を開始せり。

佛國の輕舉は隣邦の同情を失ひ同年九月セダンの大敗に佛帝投降の已むなきに至り翌年一月巴里城頭白旗を掲ぐるやフランクフルトの和議に於てエルカス、ロートリンゲンの二州を割き五十億法の償金を約し次いで帝政の廢止となり新なる共和政の下に舉國一致、臥薪嘗膽の苦を忍ぶに汲々たりき。

普國は之に反し戰勝の餘威に乗じて一氣に獨逸統一の大業を完成し千八百七十一年一月を以て新なる獨逸帝國を建設し帝國憲法を制定し堂々歐洲を呑むの概あり次いで千八百七十七年バルカン問題に關する露土戰爭の終るを見るや之に干渉して柏林に講和會議を開かしめ奧國の利益に於て露國

の主張を排斥し一方に佛國の援助者を苦しめ他方に奥國の接近を誘ふの素を作り翌千八百七十八年更らに奥國と露佛に對する攻守同盟を結び次いで千八百八十三年を以て之に伊國を加へ茲に謂ゆる獨奧伊三國同盟の組織を完成せり。

何が故に奥伊兩國は此の同盟に加入するに至れるか伊國は千八百五十九年以來伊太利統一の戰爭に苦めり今や其業漸く成らんとするも羅馬は佛國の援護を受けて其の羈絆を脱せず千八百七十年佛國が獨逸に和を請へるの時遂に佛國の援護より羅馬を割取し伊太利統一の大業茲に完成を告ぐるを得たりと雖も國內の動搖尙ほ全く鎮定せず奥國は曩きに獨逸の聯邦より分れて匈牙利と合同し共同國の組織漸く成れるも尙ほ甚だ新なりき是れ獨奧伊三國同盟の成立が頗る容易なりし所以なりとす。

斯くて成立せる三國同盟の條項は今尙ほ秘密にして之を知るを得ずと雖も其の要旨は三國が新に獲得せる現在の狀態を共同的に確保するに存し之

に關連して共同の力に依り各國內に於ける革命及自由の運動を殄滅し極力國權の維持に努むべきをも誓ひるものと傳へらる是れ此等の三國に於て殊に國權主義の統一及保護政策が翕然として勃興し來れる所以の根本原因なりとす。

獨奧伊三國同盟に對して千八百九十一年佛國は露國と二國同盟を締結し復仇戰を叫びつゝ大に之が備を爲せしも兩同盟の勢力殆んど相若けるの有望なりしかば之が爲め歐洲は普佛戰後を以て再び平和を恢復するを得たり千八百七十五年英國が阿弗利加經營に干戈を用ひ千八百七十七年に露國が土耳其を侵略して多くの割地と償金三億留を取得したる等の事件ありしも歐洲大局の平和には著しき障害を與ふることなくして止めり然れども之れと同時に三國同盟と二國同盟と相對峙せる武裝的平和の下に國民經濟的保護主義の各國經濟戰は戰爭以上の熾烈を以て各國間に流行したり。

保護政策の復興は先づ獨逸に於て現出せり獨逸は武斷的統一主義を以て

自由主義の佛國に打勝つや歐洲外交上の中心となり列國の治安及和戰を左右するの霸權を掌握し埃伊を風靡して統一主義の感化を及ぼすに至らしめたるが彼が佛國償金の一部を利用して工業保護を促進すると共に千八百七十三年金貨本位制を實施したるの結果は金價の騰貴に依り物價一般の暴落を來たし戰時中過度に膨脹したる國內各種の事業に大打撃を與へ生産の過剩を來たし謂ゆる工業上の恐慌を現出したり而かも一方戰時の餘勢尙ほ收らずして外國注文の貨物は續々として輸入せらるゝの傾向あり是に於てか國內産物の販路を國外に求むると俱に外國よりの輸入を制限して國內工業及農業の保護を全ふるの必要に迫まり遂に新興の歴史派國民經濟主義に聽きて自由貿易主義を一擲し新なる保護貿易政策を斷行するに至れり此激變は千八百七十九年の保護關稅に於て發現し之より各國を驅つて保護的經濟戰の競争に没頭せしむることゝなれり

各國保護政策競争の第一は關稅戰爭なり獨逸が千八百七十九年を以て謂

ゆるビスマルク保護關稅を發表するや先づ伊埃兩國は之に倣ひて千八百七十八年に佛國は千八百八十一年に白耳義及ブラジルは千八百八十七年に皆其關稅率を増加し其他の各國亦相競ふて關稅を改正し外國品に重稅を課し自國の産業を保護し茲に各國間の關稅戰爭を現出せり例へば

千八百八十年頃に於ける米佛間關稅戰爭(千八百六十一一年の米國南北戰爭以來保護貿易主義の旺盛なりし米國は佛國の重要輸出品たる葡萄酒及絹布類に關し關稅を増徴し佛國は之に對し米國重要輸出品たる肉類輸入に關稅を増課し獨逸も亦た之に倣へり)

千八百八十一年に於ける佛伊の關稅戰爭(佛國は伊國の重要輸出品たる花木菓物野菜類の輸入を禁止し伊國は之に對し佛國葡萄酒及絹布類の關稅を増加せり)

千八百八十五年に於ける獨白の關稅戰爭(獨逸は白耳義の重要輸出品たる麻布に關し關稅を増課し白耳義は之に抗し家畜及肉類の關稅を増率し

澳獨兩國の間亦た麥類の關稅戰爭あり

千八百九十一年より同九十四年に亘れる露獨の關稅戰爭(千八百九十一年露國は獨逸の石炭及生鐵に重き關稅を設け九十二年に獨逸も之に應じて露國の穀物に重き關稅を課せり)

の如き是れなり其他千八百七十六年以後獨佛蘭白露の諸國間互に必死の競爭を以て保護獎勵したる砂糖輸出政策の如きは前記の關稅戰爭と相並びて保護貿易政策の狂劇なりと稱せらる

各國保護政策競爭の第二は殖民地獲得及擴張なり殖民地獲得に關する英佛米露の活動は必ずしも普佛戰後の新保護政策に基けりと稱すべからず特に英國の如きは位置及面積の關係に於て古くより海外發展の政策を國是となし歐陸紛争の際の如きは成るべく之に關係せず寧ろ此を好機として盛に殖民政策の進捗に努め居たり然れども此等各國の大勢に徴すれば普佛戰後の保護主義に基き國內産業の保護及充溢に伴ひ十九世紀後半就中普佛戰後

に於て各國競爭的殖民政策の著しく發展せることは事實の蔽ふべからざるものありとす

先づ英國は既に千八百十一年に於て南阿喜望峰の領有を確實にし千八百二十四年に海峽殖民地を獲得し千八百四十二年に香港を略し千八百五十二年に緬甸を徇ひ千八百五十七年に印度を直轄に移し千八百四十七年に南阿トランスバールを征服し千八百十九年には蘇士運河を開通したるが更に普佛戰後歐陸諸國同盟熱の渦中を外そに千八百七十四年には濠州殖民地を擴張し千八百七十八年には埃及の實權を收め千八百八十一年には南阿殖民地を擴張し千九百年には濠州本部聯邦の自治を認めて殖民政策を完成したり佛國も既に千八百三十年を以てアルゼリアを併合し千八百六十三年に於て交趾を占領したりしが更らに千八百八十一年に至るやチユニスを保護領としサワラを領有しマダカスカルを併合し千八百八十五年には東京を領有し千八百九十三年には暹羅のメンコ以東を割取したり露國も既に千七百七年

を以てカムチャツカを占領し千八百六十年には清國領黑龍江北一帯を割領し居りたるが千八百七十五年に於ける露土戦争の結果はドブルヂヤ以下多くの割地を併領し千八百九十六年には日清戦役の結果に干渉して旅順大連租借の密約を清國より強取し勢に乗じて彼が東方経略の雄圖を促進し來れり獨逸は對外發展の活動大に遅れ僅かに千八百四十四年に於て大平洋中のサモアを買収し居たるに過ぎざりしが普佛戦後の千八百九十年に至りて東阿に數多の殖民地を領有し千八百九十八年には海外發展の野心漸く動き露國の東方経略と前後して小故を口實に支那の膠州灣を強奪し彼れが東方経略の策源地を茲に設定したり露獨の野心斯くの如きを觀て之と對抗せん爲め英國は千八百九十八年に威海衛を租借し佛國も同年には廣州灣を租借し此等諸國相競ふて支那の利權を獲得し勢力範圍を協定し東洋侵略の鋒銳を發露し來れり米國は久しくモンロー主義の舊套を守りしも既にテキサスを併合せるのみならず千八百四十七年に於てアリゾナ及加州を割取し居たる

が保護政策に基く國內産業の充溢に伴ひ何時しかモンロー主義の假面を脱して千八百九十七年には布哇を併合して世界を驚かしめ千八百九十八年には米西戦争の結果としてポルトリコ、比律賓、マリアナ及グアムを割取し玳瑁の自治を奨めて保護の實權を獲取し更らにアラスカの買収を始めとして西班牙及丁抹領の買収を行ひ益々世界政策の辣手を振へり此等と相前後して白耳義の千八百八十五年に於ける公果國の併治(一九〇八年白國議會承認あり)又た伊太利の千九百十二年に於ける亞弗利加シレニカ及トリポリ割取伊土戦争の結果あり亦以て歐米の列強が主として普佛戦役後其相互間の戦役を熄め國民經濟的保護主義に基きて如何に未開的世界の弱肉を相争ふに至れるやの大勢を知り得べきなり。

各國保護政策競争の第三は國內に於ける資本的・合同なり各國保護政策に伴ひて發達し而かも同時に其保護政策の遂行に大なる助力を與へたるものは十九世紀の末葉に於て盛行せる各國內企業聯合及資本合同就中トラスト

組織の發達なりとす此のトラスト的組織には大要二種の別ありと云ふを得べし其一は歐洲大陸式の企業聯合にして比較的規模のもの多く、獨逸のガートルの如き之に屬し其二是米英式の企業企圖にして大規模組織のもの多く米國のトラストの如き之に屬すべし。

トラスト組織の起源は歐洲に於て埃太利に在りと稱せらる、同國が千八百五十三年刑法中に之が規定を設けて禁遏せんとしたる事實に徴するも當時同國內既に相當の發達を爲せるを知べし獨逸は之に次ぎ且つ歐洲中最も盛に發達したる所なり其原因は工業の急増に伴ふ生産過剩、競争劇烈を防止するの必要に在りしものにして概して其規模大ならず個々所在に發達して能く競争防止の目的を達し其弊害敢て甚しからざりしも米國式トラストに類するもの亦五六を算するに至れり其の中著しきものはライン、ウエストファリヤ石炭シンデガートにして米國石油會社の組織に類し少くも西獨地方の石炭業を左右せり其他獨塊展轉組合、化學工藝組合、鐵石油砂糖事業等のトラ

ストを存せり佛國は千八百八十年頃よりトラスト制度起り製鐵業大トラスト其他化學工業トラスト、鑛硝子砂糖精製の各トラスト及亞鉛トラスト等最も著名なりとす露國は貧民保護の政策に基き斯る聯合の發達を抑制せしも千八百八十五年の砂糖製造トラストを始めとし鐵工、火酒及石油等の大トラスト相次いで現出するに至れり。

米國は大トラスト國にして千八百八十年既に合衆國標準石油會社トラストの存在せるあり米國精製石油の九割を掌握し世界的の大勢力をも有するに至れること人の能く稔知する所なり其他銅業聯合のロックフェラー組合の如きハーヴェイメイヤー氏の砂糖聯合の如きカーネギー氏の鋼鐵シンデガート會社の如き費府の綿絲トラストの如き紐育の金屬管製造會社の如きシカゴの染料製造組合の如きミニヤポリスの米國製粉會社の如き其他土管製造綿絲製造綿花牛乳自轉車家具葬具業等の各トラスト亦た相繼いで興れるを見る英國に於ても千八百九十年以來資本合同營業獨占の傾向大に起り經濟

組織に革命を來しつゝありしが如し製造業に於ては自轉車、縫鐵機械製造業、螺旋釘、綿布糸、鹽、アルカリ及護謨製器具製造、新聞用紙、製造業等の聯合組合起り就中ボルミンガム金屬器具及鋼鐵鐵軌組合、アイムストロング會社、ヨークシアヤ染物工場組合及英國綿燃糸製造會社、マンチエスタア細糸紡績會社、オルダムの太糸紡績會社の如きは皆な數十の會社を聯合せる大トラストなり又た雜貨食品油類等種類の商業に於てもプリストン商會の如き倫敦藥種商會の如き大聯合團あり其他乗合馬車、小荷物配達及鐵道會社、航海業に於ても同盟規約を有する大合同組織のもの少からずと云ふ。

更らに各國金融事業の資本合同に至りては實に驚くべきものあるを認むべし是れ企業大聯合の大勢に伴ふ必然の事態なるが一面又た之れか爲め都鄙金融の隔絶をして益々甚しからしめたり。

先づ英國は千八百九十六年に於ける英威の普通銀行本店數百四十四行なりしに千九百十一年には僅に四十五行に減じ之に反して支店數は四千百十

六行より五千二百六十行に増加し獨逸に於ても千八百九十七年より千九百五年迄の間に柏林の銀行は合同して八大銀行に減少し其娘銀行に屬するもの六十九行にして支店銀行たるもの千四百五十二行となれり佛國も亦然り總數千九百十六個の本店と二千六百個の支店なるが其中巴里市に在るものは六十一個の本店にして其の地方支店數は二千二百七十五個の多きを算せり米國に於ても千九百年より千九百十二年迄の間に千七百三個の小銀行合同し資本の合同及集中的傾向頗る盛なりと云ふ。

以上の企業トラスト及銀行合同は單に各自國內に於てのみ其活動を盛ならしむるに至れるのみに止まらず益々其合同力の擴大するに伴ふて其支店及機關を海外の各地に設定し殖民地及屬地を伸繼所として世界各國との通商及投資關係を擴大し愈々世界的資本主義の跳梁を逞ふせしめたり。

斯くの如く海外經濟の伸張と相待つて保護政策の競争的煽動は各國内に急激なる工業の發達を促がし大工場及大機械の使用益々多きを加へ急増せ

る器械力の活動に依りて生産過剰及資本の固定と共に壯丁労働の需要を激減し分業の發達之に加りて老幼婦女の傭役を増加し延いて一般勞銀の低落を來たし幾多の労働問題を喚起したり加ふるに國權主義の擴張は教育衛生及經濟助長の行政を包擁し軍備及殖民の競争的擴張と相待つて各國國費の激増を促し之れが財源として各種の消費物に對し課税及專賣の制度を増設し從來の直税主義より間接税主義に變化せるあり下級民族の負擔俄然として増加し労働者の生活及居住益々貧困を告げ貧富の懸隔愈々顯著となり社會問題の解決は實際上の方案を要することゝなれり然れども一たび自由主義に反抗して起りたる舊社會主義は其餘りに空想的又は極端的にして實際上の方案と爲すを得ず一般の排斥する所となりしかば今や何等かの形を代へて此の極端的の舊社會主義以外に於て修正的實行的社會方策論の發現し來らざるべからざる情勢に在りき。

是に於てか各種の形を以て稍々實行的なる修正諸種の社會主義的學説は

起れり國權的保護主義を以て社會主義を修正する者は國家社會主義なり民主主義を以て漸次に社會主義を實現せしめんと修正する者は漸進的社會主義なり自由經濟主義を以て社會主義を修正するものは社會改良主義なり宗教主義を以て社會主義を修正するものは宗教社會主義なり此等と別に塊國學派と稱する學風に屬する社會改良説の主として塊米學者間に主張せらるるものあり以上此等の學説は舊社會主義と其名稱を區別せん爲めに社會政策又は社會改良等の稱呼を使用するも其の根本的差異は舊社會主義が現制國家及私有制の否定を本旨とし階級争闘を手段とするに此等修正的社會主義は現制國家及制限的私有制の保存又は暫存を是認し平和的改良を手段とすと云ふに存するものと云ふべし然れども斯の如きは大體の區別にして此等修正的改良的社會主義も各々其特長とする所を異にし著しき差違を有せり次章以下順次に之を説述し必要の批評を試みんとす

第十八章 國家社會主義

民主社會主義 (Demokratischen Sozialismus) と著しく趣きを殊にするものは國家社會主義 (Staats Sozialismus) なり、其の歴史的基礎は古るき既往に遡らざるを得ず、久しき歴史は各國民の經濟狀態が完全の統制を缺きて一般に秩序ある統制を必要とし殊に經濟的弱者の保護を要するの事情切迫せるを示めし居りしが此歴史上に成長せる私の特權階級の勢力に反對して現存國家形式の保存に於て廣汎なる社會的改良を遂げんとするものは是れ實に國家社會主義の根柢なりとす。

學說としての發達は革命的社會主義に反激して起れるを嚆矢とす先づイェル・フレイベル氏 (H. Fröbel) の如きは其最先者と稱せらる、氏は一八四七年の著『社會政策論』 (System der Sozialen Politik) に於て總ゆる社會改良の基礎は一切の財産上に國家社會の最高所有權を制定し此の國家所有權の一部を國家人

民の采邑として其の終身間割與するに在りと論ず此場合に於て國家人民は其の割宛てられたる財産を以て自由に經濟を營むことを得せしめ而して依つて得たる事業上の利潤は一部分公共の保護に對する累進的収益税として國家に徴すべし損失多き經營者は國家の給料者又は恩給者として之を取扱ふべし云々。

ロッドベルチユス・ヤゲツツォー (Rodbertus Tagetzwow) 氏は獨逸國家社會主義の學理的開祖と稱せらる (Soziale Briefe an v. Krichm-an 1852, Seudschreiben an d. Leondoner arbeiterkongress 1862) 氏が意見の根據は國民勤勉の結果に對し勞働者の分前最少にして而して現在の經濟組織に於ては尙ほ益々其の分前を減ずべし然るにも拘らず其の荷ふ所の國家的負擔に至つては最も多し是れ決して健全なる狀態にあらず健全の狀態は國家に對し勞働者の權利と義務と共に均しく認むるに於て始めて期すべし故に此の現在の不健全なる狀態を排除せんと欲せば新勞銀制度を確立して勞働者の爲めに國民所得に對する相當な

る分前を保障すべし之れが手段として労働者自ら寛容且正當の考慮に於て労働日標準労働時間及標準勞銀率を定め且つ之を平和的方法に依りて貫徹するに努むべく又た之に對して國家は斯る秀逸なる勞銀制度の實現に對し自家の權力を適用するの義務を有すと説けり。

決定的に有力なるはアール・メイヤー R. Meyer 氏なり其著「第四階級解放戰」*Der Emanzipations Kampf des vierten Standes* 最も著名なり之に依れば氏が説の根據は國家自ら正義を以て國民富力の分配を確定せざるべからずとするに存せり此の原則は既にアリストテレス及モンテスキュー之を唱へたり而して之に依り氏が社會問題解決の方針として建策せる所のものは一部は穩健なる社會改良主義なるも他の一部は不實行の若くは有害なりと評せらる。

國家社會主義は往々保守主義を容るゝの觀あり故に彼の神經家なる批判者(例へば白耳義 E. de Laveleye)は之を保守的社會主義と稱し其の名譽ある代表者としてビスマルク公を指示せり然り此の大宰相は事實に於て一大社會

改良家なり國家に労働階級向上の職分を明確に賦課し千八百八十一年大規模の労働保險法を制定して労働者の從業中に於ける不時災厄を救濟し死亡後の遺族を救恤する爲め國家にも元本の幾分を補助せしめ役員には官吏の外雇主及労働者の代表を加へて之を組織し以て社會黨の贊仰を博したるが尙ほ此外に鐵道國有及煙草專賣の如きをも敢てしたり然れども是は寧ろ政治家の政略に出たりと見るを適當とするのみならず其の施設する所も唯だ片々たる斷片的の國家社會主義的制度に過ぎず決して眞の國家社會主義と號すべき國家に依る國民經濟上の社會主義的統制の完全制度を爲すものにあらざれば主義上の批判を爲すの價値なし。

アドルフ・ワグナーは國家社會主義の完成者なりと稱せらる前記ビスマルク公及カニッツ伯穀物專賣の提案者之が援護者となりトード氏之が實際運動者として著名なり學說に於てはシモラー及コン氏の如き國家社會主義贊成者なりと稱せらる。

して夫の歴史的國家及私有制を否定するマルクス一派の民主的國家社會主義に對稱せらるゝ所以なり。

然れども國家社會主義は社會主義の一種とせず寧ろ廣汎なる國家主義の一分派とするを當れりとすと評せらる何となれば彼等思想の根本は歴史的國家説に存し國家は最高等の有機的組織體にして權力上及道德上の人格を有し機關にあらずして獨立の自己たり従て其利害は階級的及黨派的利害の上を超越し其爲す所總て正義なり個人は唯だ此國家に依りて始めて其倫理的な生活の目的を達し得べく確保せらるとする法理的國家説を基礎とし國家集權の範圍を擴張することを推唱し消極的職分の外に多々益々廣汎なる積極的職分を認め其中に産業助長及保護貿易の數項を加へたると同時に社會政策をも均しく國家の職分擴張として其一部に加へたりと云ふに過ぎざる感あればなり(アーベル氏、ワグナー氏、シモラー氏等の説)

唯だ夫れ斯の如し故に國家社會主義の主張する所は單に狹義の社會改良

策のみにあらずして頗る廣汎に亘り居れり今此派の多數の一致して要求する所の梗概を擧ぐれば左の如し。

- 一、私有財産制は歴史の健全且必要なる遺物なるが故に之を保存し自由競争を制限するに努むべきこと。
- 二、國家は正義の權化なるが故に其職分を制限せず多々益々之を擴張し特に利害相反の階級間に對し公平の地位に在るを利用し正義の調和を實行すること。
- 三、先づ銀行鑛山運輸交通等の事業は賠償法に依り私人の企業より之を國家の經營に移すべきこと。
- 四、衛生條件、建築物の監督、労働時間の制限、日曜労働の禁止、婦女兒童労働の制限、禁酒等に於ける政府の率先的施設を要すること。
- 五、交換經濟組織の弊所たる貨幣的資本の權勢に制限を加ふべく、投機的營利業には特に嚴重なる制限を加ふべきこと。

六、労働者及無産者の保護に關し立法及行政の手段を以て國家之を實行すること。

七、小農其他中流階級の維持に必要な保護干渉を爲すこと。

八、幼稚なる工業と共に衰頽せる農業を保護すべきこと。

九、社會政策及産業保護主義を課税制度の中に加味すべきこと。

要するに、國家社會主義は歴史上の國權擴張主義を復興保守すると同時に社會各階級間の争闘を最も廣義に解釋し特種産業の保護も事業の國有も争闘調和の一手段に外ならずとし以て歴史的保護主義と社會主義とを連絡したるものと云ふべし故に之に對する批評は二方面より起れり一は保護主義派にして貴族僧侶黨、農業黨及保守黨の側に於ける非難なり特に直税對間税の實際問題に關し農業保護主義と社會政策と相容れざる時に於て然りとす保護問題に關しても農業保護策と工業保護策と往々衝突して彼等の非難を受くること多く若し彼等の非難を受けざるが如き場合には概して他の勞働

黨、工業黨及自由黨の反對を受くること甚しきを常とす他の一は社會主義よりの非難にして彼等は此國家主義を以て先づ專制的なり保護的なりとし且つ國有政策に對しても其総合企業は依然として労働者の人格を認めず舊の如く賃銀奴隸とするなり單に私的資本主義を公的資本主義に改め資本家に代ふるに國家を以てするのみにして有名無實の新主義なり是れ必竟國家を改造して民主的社會化たらしむるの要あるを認めざるが爲めなりと痛撃しつつあり又一般としては斯の如くんば國家財政上の要求必ず強さを加へ總合産業に於ける労働者の優遇及改善も充分なる能はざるの缺點ありと非難するもの多し。

第十九章 漸進社會主義

漸進社會主義は現制國家を重しとせず文化的民主國家を理想とすること
に於て國家社會主義と區別せられ私有財産制の全廢を強調せざることに於

て民主社會主義と區別せられ而かも國家的總合産業の集中主義に於ては兩社會主義と其の方針を同ふし且つ秩序ある平和的方法に依りて漸次に民主社會主義的社會を實現せんとするの主義なりとす但し其中亦た自ら數多の流派を存すること勿論なるが其主要なるものは修正社會主義にして其外に殆んど同主義なる集産社會主義を數ふることを得べし。

第一、修正社會主義

「マルクス」派の唯物觀的民主共產主義に大修正を加へ後ちに正統マルクス派に代はりて一時獨逸社會民主黨を凌駕したる一種の社會主義起れり是れ「エンゲルス」氏の友人たる「エデュアードベルンシュタイン」氏(Ed. Bernstein)其人にして修正社會主義(K Revisionismus)又は進化的社會主義と稱す。

氏が一八九九年其著「新時代」(Neuzeit)に發表せる所に依れば其の主旨は略ぼ左の如し。

一、マルクスは社會の進化及人類の歴史的發展を以て物質的要素に支配せ

らると説くも此外に精神的要素の存在するを知らざるべからず而かも今日に於ては此精神的要素こそ却て物質的要素よりも社會進化の原因として多くの勢力を有せんとするの傾向あり少くとも科學、藝術及道德は物質及經濟に従屬すること甚だ薄らぎつゝあり故に社會の進化に對しては物質的經濟的要素に偏重するよりも精神的要素の勢力に依らんことを強調せざるを得ず。

二、「マルクス」の勞働價值及餘剩價值論は現實社會の事實論にあらずして一個理想上の抽象論に過ぎず之を論據として勞働生産物分配上の正不正を論ずるは妥當にあらず又た賃銀勞働者が生産物の全酬を受くると否とは科學的社會主義の基礎に何等關係あることなし。

三、「マルクス」は資本集積及恐慌頻發の結果中産階級崩倒して社會は小數の有産階級と多數の無産階級とに懸絶すと云ふも資本は然かく小數者に集中せず恐慌は然かく頻發せずして中産小企業者も益増加しつゝあり。

四、マルクスは無産階級膨脹及賃銀低落生活究迫の結果、彼等階級の自覺的結束となり階級闘争の政治的運動に依つて労働主權の共產的新社會を改造すと云ふも、勞銀は漸次昂騰の傾向あり社會の進歩は斯る政治的の大災厄を経ざるも漸次に且つ平穩に民主的の社會に進化するを得べし。

五、労働主權の社會は必ずしも完全の社會に非ず資本主權に代はるに労働主權を以てするは特に優れることなし依然たる低級文明に過ぎず云々。

然らば修正社會主義の主張は如何なる綱要を要するやと云ふに略ぼ左の數項に盡く。

一、精神的倫理的の理想的社會改良を強調すること。

二、民主的國家の干渉に依りて無産階級に有利なる改良施設を爲すこと。

三、共產主義の如く私有制の撲滅を主張せず唯だ國有及公有産業の擴張を高調すること。

四、産業組合特に消費組合並に労働組合の發達を圖ること。

五、選舉權を總ての賃銀労働者に擴張すること。

六、大所得に累進課税を設くること。

茲に謂ふ民主的國家とは資本主義的又は軍閥官僚專制的の國家組織と反對の意義に於ける民衆的國家の謂にして氏は急激の革命を経ざるも政治の進化に伴ひ漸次に發展するものと爲し此國家の干渉に依り社會の改良を行ふべし階級闘争の如き手段に依るべからずと云ふを以て此派の特色とす。

第二集産社會主義

修正派の一類にして特に國家の産業大集中に重きを置くものあり之を集産(總合産業主義)Collectivismと稱す英國のフェビヤン協會 Fabian society 及同國労働黨の主張の如き是れなりフェビヤン協會は千八百八十四年英國社會主義者の設立に係り其名稱は羅馬の名將ファビウスに採り待機忍耐以て強敵ハニバルを撃退し遂に成功を達したる古事に因み忍耐的漸進主義を意味するものなりと云ふ此の團體の首腦はシドニー・ウェブ夫妻(Sidney & Beatrice webb)

及ベルナード・ショウ (Bernard Shaw) にしてベサント、ウワラス及オリバア氏等之れを援すけ英國社會主義の特色を爲せり而して其の主張の大意は左の如し。

一、先づ所有の精神に代るに奉仕の精神を以てす。

二、マルクスの勞働價值論に反對して効用價值説を採り餘剩價值の社會公取論を提唱すヘンリー・ジョウジ (Henry George) (米人、一八八二年著進歩と貧困)の地代公取論を擴張し土地地代、資本地代、能力地代等一切の餘剩利得を公収すべしと爲す。

三、資本主義的經濟組織の打破は現代の大企業組織を捨て、昔時の如き小規模分權組織に引戻すか然らざれば此大企業組織を私的營利主義より公的社會主義に変更するか二者一に依らざるべからざるも第一法は文明の進歩を呪ふ所以にして到底採るべきの策に非ざれば第二法に依りて國家の手に大産業の支配を集中するの要ありとす。

四、右の主旨に依り土地及産業資本を有價的に國有となし社會全體の利益の爲めに國家自ら生産物の生産及分配を管理統制す但し個人的に必要なる財産及生活資料は私有に委す。

五、勞働者保護法、勞働組合、消費組合、都市事業、國有事業の擴張に依り漸次に個人主義の色彩を薄くし社會主義的色彩を濃厚ならしむるを期す。

以上の如くなるが故に此主義は文化的國家社會主義とも稱せらる。英國勞働黨はヘンダーソン氏の率ゆる所にしてフェビヤン協會の主義を採り一九一七年其の綱要 *New Social order* を發表せるが各種勞働問題の外に土地、鐵道、鑛山及電力の國有を記述し居れり。

第二十章 社會改良主義 *Die Sozialreformer*

十九世の初半は尙ほ英國經濟學者の感化に依りて經濟的自由主義の思想、滔天の全盛を極めつゝありて民衆の多數は未だ其積弊を指摘して彼等を戒

ひる多くの警世家を有せず従て彼等は何等の顧慮をも之に加へずして過ぎ往けり實際に積弊の明白に展露せる場合に於ても人は唯だ之を以て必然的不可避の運命のみ又は過渡的の経過のみと放念し居たりしなり然れども佛國及獨逸の學界に親める小數の博識者は當時既に稍々現代の謂ゆる社會問題の伏在し居れるを發見し居たるが如し吾人は此種の意見を個々の經濟學者、國家學者、政治學者及哲學者に於て認め得べし。

經濟學者中既に社會改良の必要を叫べる彼のゲンフ市人シモンド・デウ・シスモンデイ *Simonde de Sismondi* の如きあり氏は一八一九年に於て高遠なる人道觀に依り私有制、自由競争及資本優勢に對する論議を試みたり獨逸に於てもルエダア (*Lueder*)、グラーフ・ゾーデン (*Graf Soden*)、アダム・ミューラア (*Adam Müller*) 及フリードリッヒ・リスト (*Fr. List*) の如きありリスト氏が殊に國民經濟生活に對する國民的團結、努力及國家的保護の必要を唱へたること既記の如し、フオン、チエウネン、*V. Thünen* 氏も其の孤立國(一八二六年)に於て實物勞銀の難問題

を研究し又た英國ジョン・スチュアート・ミル *J. Stuart Mill* も其の著「經濟學原理」(一八四八年)に於て既に一定の社會主義的辯論を試み居たるは一般の知れる所の如し。

ケ、ハー、ラウ *K. H. Rau* 及モール *R. V. Mohl* 警察學(著者)及其他も又た白熱的に各當時の國家及府縣範圍に於ける社會狀態の改良に適すべき事項を論議し居れり。

然るに六十年代に入るや形勢は急轉せり廣汎なる範圍に於て新なる覺醒を見たり國民富力は過去十年間に非常の増進を爲せるに拘らず國民所得の分配は却て大なる失衡を呈せり其弊殆んど堪ゆべからざるに至れり是れを以て見るに國民經濟は單に富力増進のみを本義とすべきにあらず宜しく更らに其富力を人道的及正義的方法に依りて其生産の共働關係者に分配すべきのみならず分配失衡の爲めに腦める無產者及弱者の地位を改良する諸般の施設を爲さざるべからずとの覺醒は益々擴大せられたり。

此覺醒に基きて獨逸統一後獨逸に起てる先覺者は講壇社會主義の社會政策協會にして幾何もなく二派を生じ一派は國家社會主義を採りて進めること既述の如くなるが他一派は即ち社會改良主義者として茲に説かんとする所のものなり。

獨逸に於ける社會改良主義は主としてブレンタノー (Brentano) ナツセー (Nitzze) シェンベルグ (Schönberg) ヌスネル (Rissler) フォン・シエール (V. Scheel) サムター (Santler) マンホルト (Mangoldt) フォン・シエフナー (Von Schiffer) ヨツヒャーソンバルトウエバー及ノエマン氏の唱導する所に係り又た或る關係に於て宗教的社會主義の多數も之に屬せらるべし。

社會改良主義は社會の圓滿なる發達は社會各階級の調和せる一致結合に在りと認識し現行社會組織に存する各階級間の反對利害を調和し社會全體の利益を害せざる範圍内に於て此の調和に背馳する一方の勢力を制限し他方の位地を改良する一切の方策を是認するものなり之が爲め或る一定の事

項及場合に於ては國家の權力を要することあるも斯る問題の解決に對する國家の保護干渉は往々にして公平を欠き若くは然く感ぜられ却て益々各階級間の調和を害し鬭争を甚ふするの虞あるのみならず他人の力よりも自己の自覺を以て最も肝要に且つ最も有効とせざるべからざるが故に成るべく各人共同自助の精神に基ける相互組合の社會組織的活動に依りて此の問題を解決するを可とすと爲すものなり。

然らば如何なる事項及場合に於て國家の權力を要すとするや之に關しては此派中亦た幾多の説ありて具體的には一定せずと雖も第一に人類に固有なる自利心が不當に發達せる結果として社會共同の利益を害するものは其の自由活動を制限すべく第二に所有制度及自由競争は社會生産の發達上必要有利なりと雖も其の必要以上に馳するものは其の勢力を弱めざるべからず第三に所得分配の決定上公正を得ざるものは其の方法を變更し又は制限せざるべからず而して此等の場合と雖も必ず常に國權を要すと云ふにあら

ず唯だ國權を以て之れに干渉し得るの餘地を存し置くを可とするのみと云ふは殆んど皆な一致する所なるが如し。

社會改良主義が國家社會主義及漸進社會主義と異なる特長は(一)國家形式及其權力干渉を重要視せずして自力的の組合運動に依る改良を主眼とすること(二)總合主義の集産政策よりも分權的組合主義に傾けること(三)國際的普及連絡主義を採れること等に存す。

宗教的社會改良主義は社會内に於ける階級反目の状態を認むることに於て總ての社會改良主義に一致し唯だ之を緩和する最後の手段は教會をして社會上の支配者たらしむるに在りとする點に於て總ての他の社會改良主義と區別せらると雖も彼等も國家は其の本然の性質として一般公益上必要な場合にのみ個人の經濟生活に干渉すべきものにして社會改良に關する國家の活動は唯だ箇人の自治自助の活動が不充分なる場合に限り實現すべきものなりと主張するが故に大體に於て自助的社會改良主義の系統に附屬す

べきが如し此の派の元祖は舊教のケテラー僧正なるが現今は新教派と舊教派との二流に分かれ、シエツトエツカー、ヘルマン、ゴエール氏等の如きは新教派に屬せり佛國、瑞西、白耳義、英國に於ても宗教的社會改良派亦少からず。

然れども以上社會改良主義の方法に至つては諸派一定せるものなし何となれば各國社會上の缺陷は種々にして其改良亦自ら種々に計畫せざるべからざればなり而して各國既に多少の改良を實施し居れること勿論なるが多くは素より初步に過ぎず尙ほ流動的にして今後益々多くの改良施設及計畫の追加せられ結局完全なる社會主義的制度(土地資産の私有を全廢せず)に達するに至るまでは進歩止まざるものなり今や社會改良思想發現の最初より提案せられたる社會改良的條項をマークス・ハウホーゼル氏の近世社會主義と題する書に依り左に摘録せんとなす。

社會改良政策綱要

第一、憲法事項の改良

第二、經濟政策上の改良

- 一、總ての選舉に關する一般投票權の施行
- 二、選舉權を婦人に擴張すること
- 一、勞働及勞働者に關し
 - 1 勞働力の改善 即ち専門教育及國民教育制度の改良
 - 2 官公勞働統計及事情調査
 - 3 特別の勞働局設置
 - 4 婦女及幼工勞働の制限法制定
 - 5 勞働者保護法の設定 殊に日曜休及最高勞働時間等を入るゝこと
 - 6 國家強制保險 死傷、老年、衰廢に對するもの
 - 7 營業及工場裁判所 勞働者及使傭主の代表者を加へたるもの
 - 8 特別官吏の工場監督
 - 9 勞働者の團結を全然自由にすること
 - 10 監督ある強制職業組合の設立(是れは多數社會政策家の提言に係る)
- 二、資本及土地所有に關し
 - 1 相續法の改造 一切の傍系相續に對する國家相續權を認むるの意見強く又た私人相續權全廢の意見も少からず

- 2 土地兼併防止の農業政策 之に對しては小中農民階級を充分に保護するの要ありとすること
- 3 私有財産權を終身財産權に改變すること(是はフレイベル氏の意見)
- 三、交易に關するもの
 - 1 強制的に價格表を定む(一般は賛成せず)
 - 2 公害ある價格同盟の防制
 - 3 貧民階級の貯蓄及消費信用を便にすること
 - 4 交通機關を低安便利にすること
- 四、國民所得の分配に關するもの
 - 1 勞銀表 低給すべからず高要するを得ず
 - 2 最低賃率の制定 之には若し事業收益少なき爲め之を支拂ふ能はざるときは國家又は自治體に於て之を補助し若くは自ら一時之を使傭することを條件とす
 - 3 暴利制限法 不正の事業利潤を防ぐ
 - 4 企業利益に勞働者を參加せしむることを法律にて強制すること
 - 5 救貧制度の改良 其の保護額を高め且つ不名譽的の條件を附せざるを要す

6

失業に對する保障 勞働に對する權利の保證を先づ職工組合の義務とする事、但し此の組合は概して習業の組合員のみを世話するの傾あるが故に此の場合には國家及自治體の干渉を要すべし其の方法は左の如し

a

失業強制保險 此事は大困難ありて容易ならざることあれば他の方法をも採るべし即ち

b

地方勞働媒介所の設定

c

國家及自治體の臨時使備 但し自治體が如何なる仕事を此等失業者に依りて行ふべきかは自治體の經濟的性質及地方各種の事情に依る如何なる場合に於ても道路掃除土方の如き全然無着性の仕事のみを使用すべからず去れど又た特種職業的勞働の如何なる種類をも保障するの權利を與ふべからず

7

成るべく失業の爲め所得を生じ又は之を増加する如き一切の措置を避くること(メンガー氏の意見)

8

地代及資本利潤を一の國民階級より他の國民階級に移轉する一切の立法的措置を避くること夫の國費を以て抵當負擔を解除することは能く農民側の要望する所なるも力めて之を避くべきこと

五、消費に關するもの

1

貧民階級の住家難を住居法に依りて補助すること此の法に依り自治體をして勞働者住家制度の改良を負擔せしむること、自治體選舉權を改正し以て市中の貧民階級に市の行政に關し従前より一層強き勢力を與ふること、住家法執行監視の爲め衛生委員及國家的住家檢閱官を設くること、時としては自治體をして住家の建設及貸賃を爲さしむること之が爲めには自治體に有利なる公用費收權を與ふべし

六、人口増加に關するもの

1

外國殖民 殊に之を大規模に行ふときは露國、南米及亞細亞を目的とすべし或社會改良家は武力を以て殖民地例へば露國、小亞細亞を掠取するも可なりと辯ずるものあり故にイエンチュ氏は斯の如き殖民に關し更らに一層重大なる社會政策的方法を採ること獨逸帝國の爲め必要なりと注意せり即ち先づ二種の救濟法を行ふべし

2

國內殖民 此の方法は大都市及工業區に密集する人口を地方に分散せんとする時殊に必要なりとす之に必要なる土地財産を得る手段として總ての農業關稅及農業免稅を廢すべしと建築す之に依りて數千の莊邑地は公賣となるべし(イエンチュ氏)唯だ此場合に於て土地投機を防ぐのみならず政府會計官は倒産者と買手との間に入り且つ新農民財産に對

3 する投資を周施するの干渉をも必要とす
人口制限策として確實収入の證明及最低婚齡の高き法定に依りて結婚を制限すべし之を犯すものに罰を課すと云ふ如き古風の警察官が提示せる方法は近世の社會政策の廢棄する所とす

第三、財政政策上の改良

- 一、累進的所得税
- 二、累進的相續税
- 三、消費税中貧民の負擔を重くし且衛生上及道德上の理由(酒精税の如しを以て辯護し得ざるものを廢止す
- 四、公共使備の改良 國家及自治體は其の勞働使備に關し國庫目的よりも社會改良に重を置くの態度に改むべきこと
- 五、自治體企業機關を擴張し以て社會改良の財源を作るべきこと(火災及生命保險、不動産信用機關、公立藥種業、乘車業及自治體廣告板等)
- 六、市街地増價高税 之を行ふには一定時點の土地及建家價格を算定し次ぎに最後賣却及讓與の際に於ける價額を算定し竝に前後兩時點間に投資せる資本使用高を算出し之を其の増價より控除することを要す

第四、勞働階級の自由組織に關する方策

- 一、勞銀問題を規制する職工組合
 - 二、自由救助金庫の設立(國家強制保險なき場合)に依り死傷、疾病、老年、廢退を保障すべきこと
 - 三、消費組合を設け之を以て生活品低安取得の機關とする而已ならず經濟的生計法の教習所となすこと
 - 四、生産組合及勞働者持分會社の設立
 - 五、使備主の公益施設 例へば利益分與、勞働者委員會、勞働者住家の建設、及び養兒院、工場病院、工場學校、給食所、浴場等各種幸福機關の設置
 - 六、公益建物會社を設け安價にして體裁ある勞働者住家を建築せしむべし
 - 七、勞働者子女の家政教育を興ふべきこと
 - 八、勞働者教育協會を設け之に教室、病室、講演所及び讀書室を附置すべし
- (以上八項はヘルクナア氏の提案)
- 國民の宗教的及道德的革新は自由主義者保守主義者又は宗教主義者たるを問はず多數の社會改良家の必要とする所なりと雖も自由主義の社會改良家をして斯る改善の道を開かしむること尤も困難なる事情あり就中例へば富裕階級の道德的品行、彼等一切の不道德的奢侈を廢去すること、努めて一切の人道的運動に自ら參與すること、學校教育、倫理及國民教育協同を完全にすること殊

に愛國心及道念を高むること等の如き尤も至難なり保守主義の社會改良家は唯だ國民を頑迷に教育し警官に對し使備主に對し軍長に對して叩頭屈讓のみを知らしむ之に反して最も容易に道德的革新の道を開くものは宗教的の社會改良主義者なり彼等は既に自然に信仰の復興、基督教的抑遜に於て並に基督教的博愛の犠牲慣行に於て社會的疑問を解決すべき有効の手段を熟知し居れるに由る

社會改良問題の講究及實行は獨逸以外に於て頗る盛にして而かも其の傾向は自由的社會改良の方法に依るもの最も多し就中英、獨、佛、米、澳に於ける自由勞働組合の發達は頗る驚くべきものあり。

勞働組合はブレンタノウ氏の定義に依れば同一職業關係業も含むならんに使備せらるゝ勞働者の自助團體にして勞働契約の締結に當り組合員の利益を保護し勞働者失業の場合に救済を與ふるを目的とするものなるが英國に於て最も發達し獨逸之に次ぎ米、澳、伊、白等亦之に次ぐと云ふ有様なるが如し此組合の目的は右の如しと雖も其の實際は同盟罷工の準備を謀り並に強

制加入を擴張し以て益々其の争闘力を養成する者多く又た獨逸等に存する或る過激の組合に在りては更らに共同生産の勞働國を理想とし資本家の事業を彼等の手に奪はずんば止まずとするシンデカリズム又た少なしとす。

各國內の形勢斯くの如くなると共に國際的の講究的新運動も起れり千八百八十九年に瑞西國バーゼルに國際勞働局なる者設立せられたり此の機關は私立に係ると雖も支部を獨、英、佛、伊、澳、白、米、殆んど總ての重要國に置き講究の交換に依り其貢獻頗る大なる者あり此は常置的の機關なるが更らに千八百九十年には文明國政府の主張に基き柏林市に國際勞働者會議を開き十五國の列席員を集めたり後ちはチューリヒに千八百九十七年は白耳義ブリュッセル府に之を開催し其の議決せる勞働問題に關する規定を各國に通報し之が實行普及に資しつゝあり。

予は茲に主として自助主義の社會改良派に關する短評を加へんとす是れ總ての社會主義的思想中最も廣く各國に行はるるものなればなり。

惟ふに自助的社會改良主義の論據及方針は大體に於て妥當を得たるものなりと云ふべし殊に(第一)彼等が社會と國家とを區別したるは最も可なり彼等の觀念に於て人類は各自の小經濟に孤立するよりも互に相依り相集りて大なる經濟の社會を結成するを以て始めて能く自然を支配し人類の發展及向上を期する所以なりとせるは既に歴史の證明する所にして架空の論據にあらざるのみならず同時に能く社會の成立が主として人類經濟上の關係に存するを示めすは正當の見解と云ふべし彼等は此の社會觀より出發し經濟上の關係に依りて成立する社會と政治上の關係を主として成立せる國家とを區別し兩者全く別箇の觀念なるが故に社會の範圍と國家の領域とは必ずしも一致せず社會の範圍は經濟上の關係が連絡する限り縱令國家の領域を超ゆるも相及ぶものなり之れと同様に依り縱令同一國家の内に於ても職業又は生活の異同に従ひ相異なる社會を現出すべく是れ即ち社會の階級なるものなりと爲せり斯る社會的階級は財産及所得の分配其宜きを得ざること

あれば益々利害の衝突を來すべし否な縱令へ實際に於て財産及所得の分配當を失せざる場合と雖も既に職業の相異なるあれば人情の自然として何れも自己の職業を價值ありとし他人の職業を經視するの傾向あるが故に此の自負と分配とを比照して茲に相互の不平及反目を來すに至るなり各階級の反目は社會の調和を弱め團結及平和を害すべし是れ自然を制して人類生活の發達を計る所以にあらざるが故に社會全體の利益の爲めに此の反目を除去せざるべからざる結論に到達したるは論理極めて明白なりとす是れ主として國內に對する方針なるが社會は國外にも連結するものなるが故に彼等は此の國內政策のみを以て満足せず更らに(第二)之を擴張して國際上の社會改良政策を講究することゝなせるなり例へば勞働條件の變更の如き失業に關する救濟制度の如き資本課税の設定の如き又は勞働組合の活動を有效ならしめんとする聯合の如き國內の社會に於てのみ之を行ふも隣國の社會に於て社會改良の初歩と稱すべき方策だも講ぜざる如きことあらんか到底其

の目的を達するに由なきのみならず却て之が爲め社會改良的進歩を阻害せらるゝの虞あり是れ國際經濟關係の發達に伴ひ益々國際的社會改良の講究を必要とする所以にして彼等の用意亦大に其の當を得たりと云はざるを得ず次ぎに(第三)彼等が其の政策を考ふるに當りて先づ所有制度自由競争及び自利活動を經濟發達の最大要件なりと認め社會改良の原則を自由自助の組合主義に採り殊に保護貿易主義を排斥し努めて國家權力の干渉を避けんとしたるは是れ彼等が國家社會主義と異れる所にして亦た實に其の特色を認むるに足るべし而して(第四)彼等が獨占を以て社會階級間の争闘を甚しからしむる所以なりと認め之を國家又は自治體の公營に移さんとせるは一見自由主義に反するが如しと雖も彼等に於ては獨占を以て小數個人のみの自由となし完全なる自由競争の反對なりと認むるが爲めにして彼等が此の獨占を廢して公營とするを主張するは決して彼等の自由主義と矛盾せず否な完全なる平等的自由の恢復なりと信ずるものにして理路の整然たるを失はざ

るなり。

以上は大體上より社會改良主義の論據及方針を論許したるものなり然れども其の方策に關する列記提案の各項に至りては今茲に詳論するを得ず予は唯だ其の實行に關して二三の注的評論を試むるに止めんとす。

先づ第一に彼等の提案を通覽するに何人も其の甚だ經綸の雜駁にして寄木細工に類するの感を禁ぜざるべし是れ其の本旨が現行制度の缺陷を補綴するに存するが爲めにして素より已を得ずと雖も尙ほ此外に類似の事項幾何を存するや殆んど其の限界だも明かにするを得ざるの感あるは此主義の根底尙ほ甚だ幼弱なるものあるを證せずんばならず第二は生産技術の進歩に伴はずして斷行するの早計なるものあるを注意せざるべからず婦女幼工の制限と云ひ各種教育及文化機關の設備と云ひ又た勞働保險の設定と云ひ、工場委員會勞働組合の承認と云ひ利益分配の制と云ひ勞働時間の短縮と云ひ皆な大體に於ける適當の方策なりと雖も何れも此が斷行には企業生産費

の増加を來さざるを得ず労働時間の短縮は最も注意を要する所なりとすブレンタノウ氏其他多數の學說に依るに労働時間の短縮は却て労働の生産力を増加すと云ふと雖も氏等が之を立證せん爲め援用せる統計は素より限時的且つ部分的のものにして他に幾何の反證あるやを省みず器械工業と手工的工業又は時間労働制と産額労働制との差異あるを考へざるが如く斷定の基礎は極めて不確なり斯る机上の保證は以て安心を買ふに足ざるが爲め夫の國際的労働者保護法制定の必要彼等に依りて唱へらるゝを見るなり若一國が生産技術の進歩を察せず獨り自ら斯る方策を實行せんか生産費のみ増加して産額之に伴はず若くは外國市場の競争に落伍して企業衰頽を告げ失業又は低銀の結果を來たし却て益々各階級の争闘を甚しくするの危険ありと云ふべし第三に少とも政策の實行には緩急の事情に従ひ前後の別を立てざるべからず先づ成るべく生産費の増加を來たさず又た能率の減退を來さざる政策を施行し他は成るべく其後を俟つて施行すべきが如し例へば消費

税の廢減利益の公平分配、住居費及生活費低減の如き一般的又は能率増進的政策を先きにし労働條件變更の或る者の如きは成るべく其後に於てすること是れなり第四に社會改良の手は社會の最大多數なる無資産者全體に及ばざるべからざるも事實は概して然る能はずして工場労働者のみに重きを措き他の無産者を省みざるの傾向あり今ま、ゾンバルトの計算に依るも獨逸に於ける無資産者と認むべき者の數は總人口の三分の二に達すと云ふ之を五分の二とするは誤りなき所なるが完全に労働保護法の適用を受くべき労働組合員の數に至りては(約二百二十萬人)甚だ少しし労働時間、休日及夜業禁止の制の如きは工場労働者以外商店及家内工業の使傭人に適用する國多しと雖も其他の保護制度は此等のものにすら適用せらるゝこと少なし況んや地方教員、下級吏員、屋外労働者、交通機關労働者、小農夫等に於ておや而して無資産者中單に少數の或る労働者のみに對し保護を與へ他に對する保護は之を與へず若くは薄く保護するの結果は其間亦た利害の調和を失し争闘の因

を激成するに至るべし第五は社會教育及道德の發達を促進せざるべからず自由改良主義の本旨は専ら各人の先見、自覺及公德心を持つて始めて有效なるものにして政府の干渉を要する場合と雖も各人の自助自制を骨子とせざるべからざるは論なし而して此等精神的の要件は社會教育及道德發達の促進に依りて之を完ふするの外なし若し此要件なからんか無知不愼の勞働者は氣徒らに驕りて自我的權利のみを強調し益々貧婪の企業者と衝突し互に社會奉仕の謙抑自制を欠き低級の生活に墮して向上の期なきに終らん第六に勞働組合は本來自助的の自由團結なるべきに其實際は強制加入に依り階級争闘の勢力を擴張し同盟罷工を頻發して企業及社會を脅威するの弊あり公益及社會を害するの準備及行動には嚴重の制限を設けざるべからず且つ夫れ第七階級反目は職業別の存する以上如何なる方法を行ふも到底之を根絶するを得ず職業種類の増加と共に益々多くの階級を生じ階級毎に又た階級を生ずと云ふは到底免るべからず政策は唯だ實際否な外見に於て多少之

を緩和することを得るのみに過ぎざるがごとし故に是れ亦た教育及び道德の普及促進に依り漸次内面的に緩和するの手段を講ずるの外なきを知るべし。

要するに社會改良主義は主義として尙ほ甚だ流動的にして其の方策は餘りに補綴的中庸的なるが爲め主張の熱度及徹底力を缺き何れにも充分の満足を與へざるは疑なき所なり然れども其代りに社會の缺陷に對し局部手術を以て足れる治療に全部切開を爲すの危険を含まず且つ異種の黨派及職業階級の利益に對し平等の役立を爲すの特色を有するが爲め實際に於ては最も多くの將來を期待せらるるが如し。

奥太利學派は千八百七十一年國民經濟學原理を著はしたるカール・メンガー氏を以て起りベーム・バウエルク(一八八九年著資本及資本利子論)ウキーザ、イザクス、ヒリボーキツチ氏等の同國人均しく之を唱へ英國のジエボンヌ、マ

ーシャル氏伊國のコツサ佛國のブロック米國のクラーク、アンドリュエ及バタ
ーン氏等之れと相應じ學術上に於ける現今の雄鎮を成せり。

此學派は先づ歴史と學理とは全然獨立して別個の基礎に立つものなりと
し歴史を固守する獨逸の歴史流を痛撃しつゝ學理に關しては英國舊學派の
如く永久不定のものとなせず經濟の發達と共に新現象を生じ新現象に關して
は新原理を生ずと爲すものなり斯くて經濟學の研究法は歸納と演繹との併
用に在りと主張するも其説は概して原理論に存するが爲め論法は主として
演繹的なりとす是れ此派の演繹派なりと稱せらるゝ所以なり學理に於ける
特色は主として價值及價格論に存し英國ジェボンスの最終效用説に類せり
特にベム・パウエル氏の限界利用説最も著名なり此派が次ぎに特色とする
所はジェボンス氏が心理學に重を置けると相對して多く數學的の説明を爲
せる點なり此風殊に英米の學者に於て多く見る所なり故に亦た數學派の稱
あるが如し其他の特色は社會政策の主張に在り而かも其の社會政策は自由

自助の政策にして全體の經濟論説は自由主義に近かしと稱せらる。

第二十一章 過激的社會主義

以上の社會主義は何れも國民議會制を無視するものにあらず期待する制
度の改革も施設の改良も國民議會の立法手續を経由せんとするものなるに
茲に全く國民議會を無視し又は敵視して之を経由せざる直接行動又は更ら
に一層亂暴なる手段を以て新社會を創造し創造後の新社會に於ても全國民
的議會制を復活することなきを主旨とする過激なる一種の社會主義あり無
政府主義、サンヂカリズム及ボルシェウキズムの如き即ち是れなり。

第一、アナルヒズム (Der Anarchismus)

無政府主義の先驅者は佛人グラキユー・パブーフ (Gracius Babeuf) なりと稱せ
らる氏は佛國革命史上の一元兇にして恐怖政治瓦解後に共產主義的徒黨を
結び其の目的は政府、寺院、國家、學者及財産を廢止し市邑を破壊し工藝及教育

を絶滅し一切を平均し一切の人を平等に無學ならしむるに在ることを明告せり而して此の狂亂的平等論は一種の戰慄すべき陰鬱的慘酷的狂暴的の氣調に充ちたりしが氏は此の理想の爲めに其友人「ダルト」(Darthe)と共に死刑の宣告を受けて一七九六年遂に刑場の露と消へ去れり。

パブーフ氏の死後四十餘年にして氏の理想は蘇生せんとせり巴里に現はれたる平等労働者協會(Travailleurs égaux)なるもの即ち是れにして之に依り極端平等のパブーフ主義を再興し特に結婚家門及町村の廢止論等頻りに宣傳せられしがパブーフ主義は最早や多くの從屬者を得る能はざりき然れども彼れの辯護者たるカペー氏(Cabet)は架空的共產黨(ikarischen Kommunisten)と稱する政治的及經濟的黨派を設立するに成功せり氏が思想の根本は財産労働及教育の共有に依りてのみ國民の幸福を作成し得べく決して權力にあらず唯だ同胞的慈愛のみ能く改良的狀態を助成し得べしと云ふに存せり氏に依れば現在の國家は單に過渡的國家形式に過ぎずして總がて確定的財産共

有社會の續いて來るべきを信ぜしめんとせり。

無政府主義の特色は一切の強制組織に反對するに在りて總て強制を排す而して法律制度は必ず強制を含むと云ふの理由を以て之を排斥せり。

以上は實行方面の無政府主義者なるが理論的學說的の無政府主義者は佛國の「プルードン」(P.L. Proudhon)氏及獨逸の「ステルナア」氏(Max Stirner)なりき然れども兩者とも單に思想家にして他より孤立したるが爲め遂に流派を爲すに至らざりき。

現今に於て無政府主義と稱するものは二派に區別せらる、其の一は共產的無政府主義にして社會主義と最も濃密なる共通點を有し他の一は個人的無政府主義にして社會主義との關係最も疎薄なるものなり。

(一) 共產無政府主義(Kommunistische Anarchismus)。此創設者は露國の「バクーニン」(Bakunin)及「クラポトキン」(Kropotkin)兩氏なりとす此派は一切の法律的強制を悉く皆な権力行爲なりと見做し此の権力行爲には亦た権力行爲を以て對抗す

るの権利ありと断せり、彼等は「行爲の宣傳」(propaganda der That)なる暗號を作成し、戦慄行爲を以て文明世界を表心状態に陥らしめ、現在の法律的及國家的制度の反對に無法律なる同胞的共產主義の自由組合制度を樹立せんと期したり、共產無政府主義は最早や國家制度を認めず、總ての政府形式を否定するものなり、而して其經濟的原則は曰く、汝が好む所を爲せ、一切の財産は共有なり、汝が消費する所のものす、此共有財産より得べしと云ふに在りて、亂暴なる偷盜經濟なりとす、此等最新無政府主義の誕生所は一八七八年に於ける「ベルン」の無政府主義者聯合會なりと稱せらる。

上記の外に尙ほ無政府主義者と稱せらるゝものエリゼー (Elisée) レクルズ (Reclus) ホールブルーツセ (Paul Brousse) イヤンコフスキ (Janakowsky) イギロウーム (I. Guillaume) サルビオニー (Salviotti) 及イグラープ (L. Grave) 氏等あり、現存者たる此徒の中に屬して而かも最も顯秀なるものは前記のクラボトキン氏なりとす、特に氏が其書に於て「總の爲めの幸福状態の権利」を宣言したるとき號叫せる

左句の如きは明白なる狂謬なりと云ふべし、曰はく總ては總てに屬す何となれば總てが之を必要として總てが其の意識を以て勞作せるものなればなり、而して各自は其の自ら善しと考ふる所のものを總ての中より取得するを得べしと是れ實に此經濟組織を以て全然之を原始的未開的の野蠻の原野に戻さんとする妄想にあらずや。

(二)個人主義的無政府主義 (Individualistische Anarchismus) 此主義は前記の共產派と反對にして其最有力なる代表者はツツカー (Tucker) 及マツケー (Mackay) 氏なりとす、此個人主義的無政府主義は理論に趣味を有し且つ「行爲宣傳」を容認せざるが故に共產派の如く然かく一般的危険を有せず、寧ろ漸次に人類の悪性を改善するの効あり、其結果として遂に一切の國家的及法律的權力を無用とし、人は人らしく調和、自由及一致自制に於て生存すべしと信ぜしむ、此派は社會主義を非難して人性の極愚なりとせり (Letzte Universal dummheit) (R. Stamm ler; Die Theorie des Anarchismus) 此主義は極端に高進せる自由主義に外ならずし

て同時に從來未だ地球上に存せざる同胞的、慈愛的、及經濟的の思想を鼓吹せりと稱せらる。

第二、サンデカリズム(Syndicalism)

佛語「サンデク」(Syndic)は組合の義にして二百年前は單に英國の労働組合(trade unions)に類する職業組合のことなりしが一八六六年佛國に於ける純マルクス主義の首領たる佛人ジュール・ゲード(Jules Guesde)が革命的手段に依り政權を獲得して共產的社會主義を主張し十月の里昂労働組合大會に於て有産階級の掠奪を防ぐ爲め且つ進んで有産階級を侵撃せんが爲めに労働階級の結束を要すと決議するに至つて労働組合は佛國流の革命的特色を鮮明ならしめたり此頃より佛國の労働組合は二種に分れ一は「労働協調を旨とする舊來の穏和なる改良的黄色組合にして他の一は「マルクス」の階級闘争を生命とする新鋭の過激なる革命的赤色組合なりとす而して佛國のサンデカリズムとは實に此後者たる革命的労働組合主義を稱するものなり。

此革命的労働組合主義は普通の労働組合に對して一時其勢力之に及ばざりしが千九百二年に至り労働總同盟(Confédération Générale du Travail)に労働媒介所聯合(fédération des Bourses du Travail)とを合併して新労働總同盟(C.G.T.)の成立を告ぐるや爾後非常なる勢力を有するに至れり。

「サンデカリズム」に關する理論家の代表者としては先づジョルジ・ソレル氏を以て其最とす氏はマルクスよりも寧ろブルウドン氏に近き方なるが自ら稱して新マルクス主義者(neo marxist)と云へり其代表作「暴力に關する熟慮」(Réflexions sur la violence)に於て左の如く説けり。

今日の資本家階級は社會の寄生蟲なり彼等は拱手以て資本の利子及配當に衣食し遊惰無爲に生死なるのみならず放逸の結果社會に害毒を流布すること佛國革命前の貴族の如く無用且つ有害の動物なり吾人は第二の佛國革命として今後は此經濟的貴族を征伐し之れと闘はざるべからず即ち腐敗せる資本家文明を撲滅して健全なる無産階級の文明を以て之に代へ

ざるべからず之が闘争は決して妥協すべからず妥協せんか必ずや腐敗に
感染して自ら腐敗すべし故に妥協せざる決戦に依りて害毒を絶滅すべき
のみ。

尙ほ理論上の指導者としてエリユアル・ベルト (Einar Berth) 及ハベルト、ラガル
デール (Hubert Ingardelle) 氏も亦著名の人なるがベルト氏の如きは國家を以て
高等の寄生蟲 (le Parasite par excellence) なりと稱し國家議會も政治も民主主義も
皆な敵なる如く極論し居れりラガルデール氏も今日に於ける國家及議會
の魔力は最早益々稀薄となれり故に吾人の「サンデカリズム」は自力に於て満
足を期するの外なしと叫べり要するに佛國の革命的組合同盟主義即ち「サン
デカリズム」は一種の無政府主義に相違なきも而かも左の特色を有するもの
とせらる。

一、同職的労働組合に依らず、各種の職業を網羅する産業的労働組合に依り
て聯合的活動を爲すこと。

二、階級闘争を高調するを以て主義の生命とす而も其方法は政治的手段に
依るにあらず又た個々の勞資對抗方法にも依らず主として組織的總組
合同盟に依り一舉に社會の經濟的活動を停止せしめ社會を脅威し社會
の戦慄に乗じて労働者の手に經濟支配權を獲得せんと期すること。

三、國家議會資本家及智識階級の存在を無用有害なりとすること。

四、労働組合の聯合會議を唯一の政治形式として認め此以外に國家及政府
を認めざることを。

五、中央集權に反對し分權的に労働組合を以て直接の産業管理に任せしむ
ること。

六、労働組合に依る産業自治の外政治を要せずとし新社會は經濟生活及勞
働事務のみを以て足れりとすること。

七、現存の私有制は全廢し組織的労働者の共有とすること。

米國の「サンデカリズム」は「アイダブリュー、ダブリュー」即ち世界的産業別勞

働同盟(The Industrial workers of the world)と稱する秘密團體に依りて代表せらる
其の領袖は炭坑業委員長ブルースター氏及米國坑夫組合長ルイス氏にし
て最近に至り頭角を現はし米國労働組合聯合會長「ゴンパース」氏の威望をも
往々凌がんとするの勢力を示めし來れりと云ふ其の採る所の主義は殆んど
全く佛國「サンヂカリズム」に同じく政治的國家を否認し産業的なる労働組合
聯合に依りて新社會を組織するを目的とし階級闘争の手段としては政治的
行動を排し議會主義を採らず産業別總同盟の直接行動に依りて政府、社會及
資本家に對抗し斯くて現在の資本主義を顛覆すると共に職業別技術別各個
組合主義を否認し普通の労働組合に反對し之を破壊して全然新なる基礎單
位即ち産業別労働組合に依りて全國的の總聯合組合を組織し以て労働者産
業自治の理想を達せんとするに存す唯だ少しく佛國「サンヂカリズム」の母體
と異なるところは其の組織の秘密的なると及び世界的に産業別の組合大聯
合を作成し世界を階級的に横斷して世界的の階級闘争を試みんとする點に

在るが如し。

第三、「ボルシエヴィズム」社會主義(Bolshevism)

此主義は「マルクス」派に淵源する露國社會主義なり「マルクス」資本論は一八
七二年に於て露語に翻譯せられたるが當時露國には「土地と自由」と稱する虚
無黨團體ありて一八七九年に迨び此虚無黨團體は急進、溫和の二派に分れた
り急進派は社會革命黨となり溫和派は社會民主黨となれり此社會民主黨中
に「マルクス」研究者の「ジョルヂ・プレハノフ」氏(George Plechanoff)なる者あり氏は
瑞西國に亡命して「マルクス」主義を研究鼓吹し其著「無政府主義と社會主義」及
「ゲルフェツィゴルバ」及「マルクス」論等に依り一世を風靡したるの概ありき後
ち一九〇三年に至り此の社會民主黨も又た二派に分裂したり一派は比較的
穏和なる議會主義の小數派(Menshevik)にして「プレハノフ」氏等之に屬し他の一
派は極端なる非議會主義の多數派(Bolshevik)にして「レニン」(Nicholai Lenin)及
「トロツキー」(Trotsky)等之を率へり此の多數派即ち「ボルシエヴィキ」を稱して

今ま之を過激派と呼ぶ、マルクスの本系に最も近きは議會主義のブレハーノフ小數派たること勿論なるが多數派も素是れ社會民主黨にして其終局目的は「マルクス主義にあること」レニン氏等の聲明せる所なれば今日の過激派を社會主義として「マルクス派の系統に屬するものと稱するは不當にあらざるも多少虚無黨的血液を含めるは疑ふべからず且つ夫れ千九百十七年の革命後は「レニン」及「トロツッキー」の下に社會革命黨も社會民主黨も一致して勞農政府を組成したれば主義亦多少の複雑を來たし今や露國特種の「ボルシエヴィズム」を形成するの傾向ありとす。

「レニン」氏の著譯 (Soviet at work) 及宣言並に「トロツッキー」氏の著譯 (History of Russian Revolution; our Revolution; Proletariat & Revolution) に依り露國過激派即ち社會民主黨の思想内容を見るに大體左の如し。

一、所有階級は人民にあらず人民の敵なり故に之を政治に参加せしむべからず。

二、人民は無産階級なり無産階級の選舉より成れる勞兵會を以て國家とす (無政府主義と異なる)

總ての權力は勞兵會のみに屬す。

三、勞兵會の選舉權は生産的勞働者兵卒及農民のみに之を與ふ。

四、勞兵會政府は一人者の主宰權により中央集權を完ふす。

五、國民議會、常備軍、及警察を廢止す (議會廢止は「マルクス主義と異なる點」)

六、各勞働者は賃銀勞働者として勞働するの義務を有す (サンヂカリズムと異なる)

七、土地及資本は勿論一切の私有及私的産業の廢止、共有公營を勵行す。

八、宗教を破壊し文化教育を普及し且つ萬人の共働共遊を徹底せしむ。

此主義は「レニン」政府成立後實際に臨むに當つて種々異變を生じたるのみならず實行後種々の障害に依り大に改修する所あるに至れるも「レニン」政府成立前に於ける彼等主義上の主張は略ぼ以上の如かりしなり。

第二十二章 二十世紀及國際的經濟思想

歴史的の領土及民族を限界とせるリストの國民經濟主義は十九世紀に於て遺憾なく發揮せられたるが最も強く此主義を墨守せる歐洲大陸の諸國は分離の民族を統一して専ら國內充實政策に腐心し漸く富力の潤溢して彼等が經濟の範圍を國外に延長せんと思付けるの時英國は既に早きより狭き國民經濟主義を突破して専ら海外膨脹政策を精勵し植民地を増加し世界の各地に經濟的勢力を普及し米國は絶大の富源を擁して南北戦争(一八六一年)の後頓に富力を充溢し逆に其販路を歐洲市場に競はんとするに至り大勢斯くの如くにして歐洲大陸の舊世界も今や一般の思潮大に改まり國民經濟よりも更らに大なる國際經濟に其の範圍を擴大するの氣運となれり。

此の時に當りて東西兩洋の經濟を連絡すべき重大の事件は起れり是れ即ち廿世紀の最始に於ける日露の大戦役なり蓋し日本は夙に千八百六十八年

以後西洋經濟に接觸し爾後長足の進歩を遂げて千八百九十五年には日清間の決勝戦を経、嶄然其の頭角を現はしたりと雖も其の結果は東洋内に限れる經濟に變化を與へたりと云ふ迄にして此間支那の敗類に乗じ西洋諸國の強制的租借及利權の侵略等ありしに拘らず未だ東西兩洋の經濟間には密なる連絡を結ぶに至らず寧ろ北清團匪事件となりて大なる疎隔を來たしたりき然るに千九百五年に於ける日露戦役は全く其趣きを異にせり。

日露戦役は素より其戦地を東洋内に限局せりと雖も其互に費消せる約五十億圓の戦費は其の殆んど全部を擧げて西洋經濟の資本に依れり西洋の充溢せる富力は日露戦役の名の下に東洋經濟に消費の途を開きたるものと云ふべし換言すれば日露戦役は其實歐米富力の東洋に於ける争闘なりしなり是れ予が日露戦役を以て東西兩經濟の大接觸なりと稱する所以なりとす。

日露の戦役は其自體既に東西兩經濟の大連結を意味するのみならず其の結果は更らに著しき効果を西洋經濟の上に開けり先づ第一は歐洲列國間大

露の位地の變化にして、第二は東西金融及交通の益、密を加へたる共通なり而して其第三は世界經濟的思潮の變化に一の刺激を與へたることは是なり。

日露戰役前に於ける歐洲の外交は三國同盟と露佛同盟と相對峙し其實獨逸の新勢力に對抗せる露國の勢力に依りて列國權力の平衡を保ちバルカン問題の如きも伯林會議一八七七年露土戰役の和議以後の小康を繼續するを得たりしなり然るに此戰役に於て大露は鼎の輕重を問はれ日本が千九百五年の八月に於て日英同盟の舊交を擴張したるに反し露國は同年十月佛露獨の干涉的協商を企て、成立せざりき大戰費の負擔は露國の大に對し著しき打撃を與ふることなかりしも夫の國內革命の氣運は一時に勃興し同年十一月に於て既に芬蘭革命運動起り次いで各地の動亂となり之に加ふるに各種の同盟罷工所在に起り恐慌に次ぐに恐慌を以てし千九百六年に國會を開設せるも忽ちにして之を解散し新選舉法を發布し國會を改選して諮詢機關となし專制的君權を恢復したりと雖も爾後久しく政治上の動搖絶えず自ら中

歐に手を入るゝの餘力を存する能はざりき是に於てか歐洲列國の權力均衡は漸く傾き獨逸の勢力は隆々として高く佛國の孤立は僅かに英國の隠れたる好意に依りて扶持せらると云ふに過ぎず土耳其は獨逸の籠絡する所となりて露族のバルカン諸邦も動搖を始めたなり獨逸は此機に乗じ英國の覇權を殺がんが爲めに海軍の擴張を企圖したるのみならず三國同盟の舊交を温めて澳伊兩國に海軍の建設を慫慂し土耳其にも海軍を新設せしめ之と關連して彼れは千九百九年に於ける澳國のバルカン二州併呑に策應し千九百十一年に於ける伊國の土領トリポリ占領をも默可せり此舉や前者は露國外交に對する譟弄にして後者は佛國の阿弗利加政策に對する威嚇なりしに露國は怨を吞んで屈服し佛國はモロッコに關する前約の爲めと稱し局外中立の態度に出でたり之れと前後して獨逸が挑みたる佛國のモロッコ事件は佛民の金融力と英相の明言せる援助とに依り獨逸自ら主張を讓步せる爲め僅かに大事なきを得たりと云ふ形勢なりき。

中歐に於ける列國の權力均衝は斯の如く破れて獨逸の同盟國たる埃伊兩國は恣に活動を開始し土耳其領の形勢益々非なるに露佛之を如何ともするなく英國は自ら危みて觀望せりバルカン殘存の小邦亦た何物の爪牙に觸るるやも知るべからず彼等自ら起つて別に大なる同盟を組織するにあらずんば竟に亦た前二州と均しき運命に遭遇せざるを得ざらんこと明なり是れ去千九百十二年の秋季よりバルカンの三小邦相共に蹶起し希臘と共に獨立戰を土耳其に對して宣言したる所以にして歐洲土耳其は之が爲め殆ど瀕死の癡類を告げ僅に獨逸の庇護に依る青年土耳其を以て餘瀝を保つの有様に在りき而して此等バルカン小邦の優勢は獨逸の意料に反し英露の期望に合せ所なればバルカン小邦の跳梁するに従ひ獨逸と英露との利害は益々顯著の間隙を來さんとせり。

東西金融の共通は日露戰役に於て大飛躍を爲せり露國の戰費は主として佛獨の資本に依り日本の戰費は英佛米獨の資本に頼れり管に戰費の供給に

止まらず兩國戰後の經營も大部分は之を歐米の資本に仰げり而る後ち借替に利拂に又た屢々金融の共通を繰返し居れり西資一たび東洋に共通せられて歐米の資本家は益々東洋放資の有利なるに垂涎し更らに著しく支那シャイヤム及比律賓に向て傾注せられたり殊に支那革命一九一一年後に於ける各省個々の借款を始めとし千九百十三年の締結に係る五國借款の如きは其の最も著しきものにして其後も益々西洋金融の東洋經濟に融通せらるゝもの莫大なるを示めし正さに世界金融上に一生面を開展したり。

世界的金融に次いで而かも之に劣らざるの發達は夫れ世界交通の進歩に在らんか日本は日露戰後直ちに私設の大鐵道を國有に移したると同時に南滿鐵道及朝鮮鐵道を連結するの企圖に出て千九百十二年十一月には安奉線の開通に依り北滿長春及首都東京間の鐵道を完成し長春ハルビンを經由して茲に陸上の歐亞大連結を竣功し更らに敦賀浦鹽間航路を開通して之を補充し而して既に歐米に對しては定期の巨舶を増航して海上の交通を全ふし

更らに其後濠州航路の獎勵をも計れり是れ又た日露戦役が及ぼせる結果の一なりき斯くの如くして既に世界の交通は海陸共に完全なる一周を畢へり加ふるに千九百十三年を以て中米巴奈馬運河の開通せられ東西の交通は更らに海上に於て大なる速力を加へ兩陸經濟の接近に著大の變化を來せり而して其の結果は亦た是れ世界的經濟の進歩を促せるや大なり。

世界的經濟の大勢として最も驚くべき發達は寧ろ東洋よりも西洋に在り歐米に於ける交通金融及社會生活上の共通は十九世紀の後半より二十世紀の今日にかけて絶大の進歩を爲せり海底電線の布設、無線電信の交換は全世界を綴合し大陸間を往復する空前の大船は恰も陸上の如き感あらしむ航空機關の利用は豫定の目的を達するに近く交通上の變化測るべからざるものあり交通の方面既に斯くの如し更らに歐米間資本及企業の方面を見るに倫敦の權威は尙ほ決して衰へずと雖も紐育及伯林は新たに金融の中心を成し巴里は此等の中心に對する中心となれり四大都に於ける有價證券の取引は

各國に於ける旅館の裡坐ながらにして相呼應し各國內に勃興せる工業株は各國公債と均しく他國人の手に流轉し殆んど歐米各市場に於ける取引は内外の區別なき迄に共通せるを見る。

取引既に世界的に共通して資本は内外互に相交錯し工業亦之に従て國民的性質を失ひ殆んど各國の保護關稅をして無意義たらしめんとするの概ありき英獨米の鐵鋼工業は世界到る所に代理機關を設置し露米の石油工業は五陸到る所に石油タンクを建設し海陸連絡に伴ふクック社の旅行設備及ブルマン會社の車輛廻送は世界一家の理想を實現せしむるの近きを感じしめたり。

斯の如くして世界の經濟は利害相密接し何れの國の豐況も總ての國の相慶する所となり何れの地方の凶厄も總ての地方の相吊する所となる人は人の爲めに必要にして國は國の爲めに有利なりとの確言は今や漸く一般の思潮を支配せんとするに至れり世界的經濟政策の講究起らざるを得ざるなり。

各種の萬國會議は既に屢々開かれたり、郵便電信會議、船舶會議、社會政策會議、貨幣會議、手形法會議、砂糖會議、紡績會議、統計會議の如き即ち是れなり殊に數度に開かれたる砂糖會議は砂糖に關する各國の保護政策を制限し紡績に關する千九百七年の諸國會議は米國の獨占棉業に對抗する爲め諸國の適地に棉花栽培を強制することに決し國際的獨占到痛棒を加へたる者と稱せらる、千九百十二年の第五回萬國通商會議は幾多の國際的經濟問題を議したる外小切手の統一在外銀行の各國協助及び物價、生活費の調節に關する萬國協力問題を講究せり米國カーネギー氏平和基金協會の提唱に係る千九百十一年ベルンに於ける國際經濟學會議は重要十二ヶ國の學者を集致せる純粹の學術會なりしが戦争と經濟の關係及び軍備問題の研究の外に國際共同生活を促進する勢力如何の問題を提出し世界的經濟政策の講究に力を用ゐんとを示したり。

學説は此等の事實に遅れたりと雖も米國の方面より現はれたり千九百二

年に米國大學教授ラインシュ氏の著、世界政策の如き是れなり次いで千九百七年に於て米人ポールス氏の著、新國際主義なるもの亦た現はれたり前者は政治的にして後者は經濟的なる差あるも國民主義の偏狹なる盲動を難じ各國共同的利益を高めんとする各國の努力は前途に多望の曙光を認むと云ふに一致せるものゝ如し。

遂に獨逸の學會にも國際經濟政策の講究者は勃興したりルードルフ・コバアツチユ、ハルムス、ゾンバルト、及びウエバー氏等の如き是れなり彼等は概して歴史派シエモラー國家社會主義派ワグナー氏の門下たりしが今や此等の主義及政策に満足せずキール大學を研究の中心として活動を開始せり其説く所に依れば歴史研究法は獨逸特有の遲鈍なる國民性に基くものにしてシモラー氏の著書より、斯く發達せりの一語を除けば何物をも殘すことなし現今に於ける獨逸經濟學界の低氣壓は實に國家社會主義に在り國家社會主義者の見解は片眼的なり單に労働者の狀況のみを見て出發せる抽象論なり真

の弱者は今や却て他の方面に存せり經濟學は此等をも研究すると同時に世界經濟の組織的研究を爲さざるべからず其の講究は歴史に囚るゝことなく極めて自由なるべく同時に比較的攻究を努むべし富を目的とせず人類の生活を目的として世界的の原則に到達せざるべからずと云ふに在るが如し彼等が提供する所未だ新なる珍珠なしと雖も其の漸く世界的經濟の方面に着眼せるに至れるは時代の趨勢如何に進展しつゝありしやを知るに足るべし。然れども一方斯の如く國際的經濟思想の著しく進展したるに拘はらず他方に於けるバルカン問題の暗闘は獨逸と英露とを其渦中に捲込まざれば止まざらんとするの形勢あり此間何人の豫想的中すべきノルマン・エンゼルの平和論誤れるにあらずベルン・ハルゲーの戰爭論も當れるにあらず客觀的に事實は事實として進展し戰爭論が先きに、的、中、して、平、和、論、が、後、に、的、中、せ、り、と云ふべきのみ而も前後の的の中は主觀的の豫言の效力にあらずして客觀的の事實が當然に産出せる成果に外ならず其は何事ぞ曰はく驚くべき最近の

歐洲大戰即ち是れなり。

第二十三章 歐洲大戰の勃發

歐洲大戰の原因は素より複雑なりと雖も先づ(一)千九百五年に於ける日露戰役の結果、大露の勢威頓に失墜して中歐に於ける國勢の權衡漸く破れ巴爾幹半島の風雲俄かに動搖を來すに至れることは確かに其の遠因たるを疑ふ能はざるなり然れども其主因は(二)千八百七十年普佛戰爭後、中歐に覇業を興したる獨逸帝國が爾來新銳の勇を以て政治上の軍國主義と經濟上の保護政策とを提げ、資本主義的富強内に充溢せるの餘り千九百年後其眼を海外に放ち、國際領土不平均の現狀に激して國際的現狀打破の野心に炎へ、世界統一の妄想を夢みて先づ伯林・バクダット間B・B縦貫政策を遂行せんと期したるに二回の巴爾幹戰亂(一九一二及一三年)は却てスラブ民族の勢力を牢固にし多大の障害を我が中道に横へ來れるを以て獨逸自ら此障害を除去せんとし

たるに在り之に反して(三)英、佛、其他の老成的資本主義國は久しく其國防を開却し外交は只管無爲を希ひ國內の社會問題に惱み社會政策の達成に腐心し居たりと云ふ事態なりき是れ亦た誘發的又は間接的の一因なりとせざるを得ざらん然るに(四)獨逸の厭くなき禍心は奥匈國を煽動し三國同盟の舊交を温め遂に奥匈國をして千九百八年に巴爾幹の小邦ボスニヤ、及ヘルツゴビーナの二州を塞爾維の勢下より併奪せしめ塞爾維其他スラブ民族の總後見たる露國の權威を蔑視し塞爾維の運命を脅威したるを以て(五)茲に端なくも千九百十四年六月二十八日ボスニヤ州の首府サラエヴォに於て塞爾維國一學生の爲め奥國皇儲フランツフェルヂナンド大公及同大妃の爆殺せらるゝを見遂に奥塞事件の葛藤を惹起するに至れり此の小事件が直接の動機となりて同月三十日以後先づ露奥間、露獨間、次いで佛獨間の國交斷絶となり相互の宣戰布告となり獨逸の白耳義中立侵犯となり遂に英國の參戰布告(八月四日)となりて戰火忽ちに全歐を蔽ふことゝなれり。

●戰局の擴大 前記外の歐米列國は相前後して局外中立を宣言したるも日本は既に日英同盟の義に依り且つ東洋平和の爲め獨逸に要求せる膠州灣引渡問題の聽かれざるを理由とし八月二十三日對獨宣戰の布告を發して參戰せり歐洲中土耳其は由來獨逸と親交の間柄たるのみならず且つ利害の一致する所ありしを以て當初より親獨的態度を採り居たりしが遂に十一月獨逸側に與みして起てり然るに爾余の巴爾幹諸邦は自ら現戰爭の發源地に存在すると同時に地理的理由に依り戰局に密接の關係を有し到底中立を嚴守する能はざる事情にありながらも一方英佛露の聯合側が對敵封鎖政策の必要上此等諸邦を自己等の與國たらしめんとするに際し他方獨逸の同盟側も亦た封鎖政策破壊の必要上盛んに誘引策に努むるあり彼等は其間に彷徨して頗る去就に迷ひ態度甚だ鮮明を缺けるの觀ありき其後千九百十五年五月伊太利が久しき觀望より立ちて英佛側の援助及條件を約し來るに動き驟然三國同盟の空鎖を脱して英佛側に左袒し奥國に對して宣戰せるありと雖も此

時獨逸側の戦況は頗る良好にして破竹の勢なりしを以て巴爾幹諸邦は尙ほ觀望的態度を保持して動かざりしのみならず、牙利は同年十月有勢の獨軍が塞爾維に殺到し來るを見て忽ち其態度を一決し獨逸側に左袒して起てり是に於て英佛聯合側に對する巴爾幹の形勢甚だ非なるを知り英佛側は極力希臘及羅馬尼を起たしめんとしたるも獨逸の旗色優勢なりし爲め容易に動くの模様なかりき然るに翌千九百十六年三月英國の與國たる葡萄牙は獨逸に向つて宣戦するあり其後獨軍はヴェルダン攻撃に五十萬兵を失ふて更に進捗することなきに露軍はガリレヤ方面に於て稍々成功を博せるあり遂に羅馬尼も蹶起して八月下旬獨逸に對して宣戦せり希臘は後ち英佛聯合側の最後通牒を受け同年十一月國王退位後の假政府に於て勃牙利及獨逸に對し宣戦の布告を發せしが國王再び出でて態度頗る誠意を缺き聯合側より封鎖を宣言せられ國內亦た動搖を極めたり然るに翌千九百十七年二月には獨逸の無警告商船撃沈通牒に接して、米國が國交斷絶を獨逸に宣し米國より他の中

立國に對し獨逸と國交斷絶の勸告を爲せるあり三月十六日には露國に大革命起り政府顛覆し幾分聯合側に不利なりしも此時(十九日)獨軍は西部戰場に於てアラス、オアズ間全線の陣形を拋棄しランスより大退却を爲せるあり又た四月七日を以て米國は遂に獨逸に對して宣戦の布告を發するの運となれり希臘も國王全く退位して七月一日遂に獨逸及其同盟國と斷交し次いで八月には支那政府も日米の勸誘に従ひ獨逸兩國に對して宣戦を布告するに至れり其他此の大勢に従ひ獨逸に對して單に國交斷絶を宣するに止めたるもの又は進んで宣戦を布告するに至れるもの亦た少からず斯くの如くして遂に英佛聯合側二十四ヶ國に對し獨逸側は土物を加へたる四ヶ國に止まり合計交戦國數は二十八ヶ國の多きに達し實に世界的(世界的)大戰となりしなり。

斯く戦局の擴大する毎に多くは英佛聯合側の味方を増加し獨逸側に對する經濟封鎖政策は英國海軍の北海に於ける武力封鎖と相待つて完全に行はれ食糧兵器及兵員の缺乏は補充の途なく戦期の延長に伴ひ疲弊甚しく軍閥

の約束せる獨逸の勝利はマルヌ河畔の一戦に躓きヴェルダンの強襲に大兵を喪失せし頃より獨逸國內に於ける社會黨は革命氣分に充ち始めたり其後聯合側の陸上封鎖を破らん爲露國に革命を煽動すれば之れが爲却て自國內に革命的氣運を傳波し更らに海上封鎖の苦痛を脱せん爲に無警告商船撃沈を開始すれば却て米國を激せしめて反對側に參趨せしめ殆んど孤立の一國を以て世界全體を敵とする形勢となり勢の究する所最後の運命を賭して千九百十八年三月以後西部戦場の總攻勢を採りたるも先づ四月アミアンに失敗し更らに五月再攻撃を開始せるに米佛軍の活躍に依り七月にはランス方面に大敗し九月はフランダース方面に於て英佛軍の撃退する所となり之れと前後して既に埃勃兩國は大敗し休戦の已むなきに至り遂に十月獨逸も埃國も瑞典政府を経て米國大統領に對し講和の提議を爲せり此より各方面とも獨軍の大退却となり國論は沸騰し十一月キール軍港の海兵及勞働者先づ革命を起し遂にウイールヘルム二世は迫まられて同九日退位を宣し革命政府

の名に於て十一月十一日休戦條約に調印するを見たり。

第二十四章 露獨其他の革命

露國は千九百十七年に入るや戦局漸く振はずドブルヂヤに於て獨軍の破る所となれり而かも食糧の缺乏は其極に達し政府の配送其宜きを得ず露都の究民不穩の舉を起せり三月十六日露都司令官が暴民射撃を兵士に命ぜしも兵士は人民に應援して命に應ぜず議會も亦た人民に左袒して政府に反對せり政府は議會を停會せしも遂にゴリケン内閣の辭職を見たり乃ち議會は出陣地の皇帝に打電して臨時委員會を設け秩序を恢復し次いで三月十五日下院議員ケレンスキ等の議院内閣を組織すると同日に皇帝は出巡地の兵士に迫まられて退位の詔勅を發するに至れり新政府は政變を各國に通告し舊條約を遵守し聯合軍と共に共通敵に當り極力其討滅を期すべきを誓ひしかば三月二十二日列國はケレンスキ等の新政府を承認せり是れ革命の第

一なり次いで七月に入り露軍ガリシヤに大敗して大潰亂を來たし叛逆者續出し頽勢挽回すべからず九月獨軍リガに迫まるに及んで主戰のケレンスキ
一内閣は自ら維持する能はず當時瑞西亡命中の露國社會民主黨員レニン
及トロツキ等相繼いで露都に入りケレンスキ内閣の假政府を倒して九
月十五日非戰主義の露國共和政を布き十一月七日レニン等の下、勞兵會の
名に於ける過激派の手に露國の主權を握り逐次共產主義の諸政策を發令し
たり同二十二日には獨逸と、ブレスト、リトウスク條約の單獨講和を開始し二
十四日全交戰國に對して休戰を提議したるが聯合國大使は過激派政府の不
承認を決議せり翌年二月露國過激派政府は戰爭休止を宣言し三月九日政府
諸機關を莫斯科に移し七月には勞兵會兵士の手に依れる前帝及皇太子の銃
殺を傳へらるゝに至れり。

獨逸は戰初に於けるマルヌ戰の蹉跌及ザルダン強襲戰の大損害に依り國
内社會黨の離叛を促がしたること尠からざりしも東南兩部の戰場は破竹の

勢を以て戰線大に張り西部戰場も尙ほ深く敵地に在りて陣形を崩すに至ら
ず一九一六年十二月(十二日)獨逸の名を以て米國に對し講和の提議を強いた
る頃はカイゼル全盛の秋なりしなり然るに其後獨逸の煽唆に依りて翌一九
一七年三月露國に革命の起るあり殆んど同時に西部戰場に於ける獨軍の敗
ぶれてアラス及ランスより大退却を爲せるあり次いで同四月七日には米國
の激して對獨宣戰を布告せるあり既に露國革命の餘波は宣傳と共鳴とに依
りて獨逸の全土に傳播し四月末に伯林市は軍需品工業に對する二十五萬人
の同盟罷工を現出し七月には露獨社會黨大會のストツクホルムに開かれて
氣勢を加ふるあり越へて翌一八年一月下旬には伯林に大暴動起り二月上旬
伯林市に於ける七十萬人の政治的同盟罷業を先驅として革命的烽火は漢堡
其他の諸市に延焼し六月下旬には奧國首都に於ても不穩の群集動亂を起し
食料と平和を要求するに至れり更らに同九月に迨び西部戰場の獨軍頻りに
敗退して國內の形勢益々惡化し獨帝は遂に國論統一の目的を名として社會

民主黨の首領シャイデマン等を入閣せしむることに急決し之を起用して無任所大臣と爲したるが之に反對する急進派カウツキー及ベルンスタイン等は此時民主黨より分裂して新に獨立社會黨を組織し徹底的革命を固唱せり四圍の形勢斯くの如く究迫し政府は最後の運命を賭せん爲め同十月末獨逸艦隊を突出せしめて英國の海上封鎖政策を破るの血戦を試みんとしたるに十一月四日キール軍港の海兵は斷乎として之を拒絶し軍港労働者と共に革命を叫んで露國式の勞兵會議を組織したりしかば政府は之を鎮壓せん爲め司令官としてノスケを派遣したるにノスケ氏は忽ち海兵に擁せられて革命軍に投じ赤旗を翻してキール軍港を獨逸革命の本營となせり折柄共產黨のアナリヒ・ミューサム及リープクネヒト等の活動熾烈を加ふるあり形勢急轉して社會黨大臣の辭任及労働者總同盟罷業に依り皇帝の退位を脅威し遂に十一月九日を以てウイールヘルム二世は退位を宣し十日を以てシャイデマン大統領の下に社會民主黨エベルト氏首相となり獨立社會黨首ハーゼ氏等と

の聯立内閣を組織し同時に獨逸共和國新憲法を制定するに至れり。埃●匈●國●も●同●十●一●月●に●都●市●市●街●戦●起●り●共●和●設●立●の●運●動●と●な●り●埃●帝●は●維●也●納●を●蒙●塵●し●て●十●一●日●退●位●を●宣●し●勃●國●王●も●之●に●次●い●て●退●位●し●兩●國●共●に●忽●ち●共●和●政●を●布●く●に●至●れ●り●其●他●之●に●倣●ふ●て●歐●洲●諸●國●中●相●繼●い●て●共●和●政●を●布●き●た●る●も●の●亦●甚●だ●多●數●な●り●き。

第二十五章 世界經濟の激變

參戰關係の範圍は東西二十八ヶ國(交戰十五國)に亘り交戰の期間は四年三ヶ月を數へ戦費の總額約四千億圓と稱せらる。之を近世の大戦たる奈翁戦争の戦費百二十五億圓に比すれば三十二倍に達し又た之を列國戦前の普通歲計額約百億圓なるに比すれば四十ヶ年分の支出に該當す亦以て如何に此歐洲大戦が前古未曾有の規模なりしやを知るに足るべし斯る巨額の戦費を支辨するに當り交戰列國の採れる財源を見るに大様紙幣増發戰時公債及戰時

増税の三種に外ならざるが紙幣の増發は約五百二十一億圓にして戦前數に五倍し戦時公債は約三千三百八十四億圓にして戦前數に六倍し戦時税は百七十一億圓にして戦前數に二倍餘せり而して戦後に残れる各國の歳計は之が爲め戦前に比し約九倍の膨脹を見るの激變を來たし之に對して戦後又た更らに巨額の増税を要すべきは必然の勢なりとす。

大戰に伴ふ列國財政上の激變以上の如し之を運行せる列國經濟上の變化亦た自ら激甚ならざるを得ず故に大戰の勃發するや内は各國の市場大恐慌を現じ外は海上の交通杜絶を來せり敵愾の民意極度に緊張して非戦の社會主義も聲を潜め交戦各國の政府は軍事動員の外に經濟的大動員を開始し工場及機械は徵發せられ鐵道及船舶は政府の管理に移り支拂延期令 (moratorium) は發せられ有價證券も動員せられたり物品及金銀の輸出入は政府の統制を受け物價及賃銀は公定せられ食料及燃料の消費も嚴格なる制限を受け總ては宛然たる動員經濟の光景なりき。

更らに戦局及戦期の擴延して物資の缺乏益々甚しきを加ふるに當り戦費に要する紙幣愈々増發せらるゝや通貨價值の低下と物資の缺乏とは相俟つて一般物價の奔騰を激成したり而かも戦時公債の増發は民間の事業資金を枯渴せしめ戦税の増徴は生活及産業の負擔を加重したるを以て普通の事業は閉止し一般の生産は萎微を極め爲めに交戦國の貿易は輸出なき輸入の片貿易となり國際貸借の關係著しく變化し英佛獨等從來の債權國は債務國となり日米及中立國の如き從來の債務國は債權國となり國際間資本の移動は全く其潮流を一變したり。

國際間資本の移動改まりて國際的貧富の關係急變せるの狀勢以上の如くなるが各交戦國內に於ける社會的貧富の浮沈に至りては更らに一層の懸隔を示めせり先づ戦禍は未曾有の慘烈を極め工場及園圃の爆破に於て壯丁の死傷又は囚虜に於て商品の海難に於て事業の失敗に於て一家の離散に於て急激に各國究民の増加を來たせり加ふるに戦時公債及租税を以て一般國民

より徴收せる巨額の戦費は其の散布に依りて物價の奔騰を激成せると同時に其支出に於て軍用品關係の大商工業に暴利を與へ彼等が資本の偏集をして益々其大を加へしめたるに反して労働者は自ら戦争支持の主力を以て任ずるに拘らず物價の一般的奔騰の爲めに戦時増給の賃銀を奪ひ去られ多大の生活難を訴ふるの境遇に在り戦利と戦禍——豪奢と凍餓——此顯著なる對照は戦争の長引くに伴れて深く人心を刺激し、戦争は必竟資本家の爲にする労働者の犠牲に過ぎずとの社會主義的思想に雷同せしめたり此思想や戦時中一般の結束的緊張に依り僅かに其崛起より抑止せられ居たりしも戦時の疲勞益々加はるに従ひ隨所に反撥し遂に抜くべからざる大勢となり敗戦の露獨塊には革命を起し、戦勝の諸國にも休戦と同時に改造運動の頻發を見たるが是れ蓋し必然の成行なりと云ふべし。

以上大戦の至惨なる經過及之に伴ふ各國經濟の激變は各國の思想界に對し國際平和主義と社會改造主義との勃興を促せり。

第二十六章 國際平和聯盟論及聯盟規約

戦争の慘禍は戦後に國際平和同盟論を喚起すること常なるが今次の歐洲大戦は戦局廣汎にして且つ國際法を無視し戦員非戦員の別なく而かも戦術は慘酷を極め空中戦水中戦及毒瓦斯使用等頻々に行はれ死傷俘虜前古無比なりしかば休戦前既に一般は戦後永久平和同盟の確立を翹望するの聲に満てり。

元來人類生存の眞意義は平和的生活に在るべきこと疑を容れず故に國際間の戦争を防止し平和の永續を期するは世界人道の正理にして此思想は古くより學說として現はれ又た其の實行も幾度か試みられたる所なりき古代に於けるソクラテスの世界國プラトンの理想郷ルツソの天國論の如きは博愛同胞主義の神學的原則を基礎とし具象的の制裁を具へざる宇宙一家的空想論なりとするも近世に於けるサンピールの歐洲永久平和案(一七一三年)

は武力制裁を備へカントの永久平和論(一七九五年)は制裁を自然に委せしも規約條件は具象的に準備條件と解決條件との二者を兼備せるものにして單純の空想論にはあざりき。

實行の先例としては奈翁戰後一八一五年七月の神聖平和同盟が露帝の發議に由りて形成せられたるも單に將來努めて戰爭妨止に協力すべきの申合たるに止り條件も制裁も具備せざる不完全のものなりき次いで一八八九年に至り均しく露帝の發議に依り治安平和會議なるもの海牙に開催せられ解決機關として常設仲裁々判所を海牙に設置することとなりしも單に解決條件を定めたるに過ぎざるのみならず其の權限は狭小にして僅かに法律的爭議に對してのみ此裁判を受くることゝ爲せるに過ぎず後ち一九〇七年に至り第二次の海牙會議を開き之に對し米國の提案として權限の廣き一般的國際裁判所案を見るに至れるも遂に成立するに至らずして止みたり。

以上の先例は何れも皆な國際爭議の發生を豫防するに必要な準備條件

を缺き唯だ爭議の起れる後に於ける解決條件のみを定めたりと云ふに過ぎざるのみならず此解決に服せざる場合に處すべき制裁に至りても何等權威ある方法を備へざりき。

然るに此歐洲大戰後の國際聯盟論は米國大統領ウィルソン氏が正義、人道及平和を標識として提唱せる所にして稍々面目を新にせる所あり其準備條件とも稱すべきものは一九一八年一月八日米國議會に發表せる教書十四箇條中に包含せらるゝ秘密外交の廢止、航海の絶對自由權、國際經濟的障壁の撤去、軍備制限及民族自決等なりしに惜しむらくは英佛兩國と交渉の間種々の障害ありて民族自決の外は成立せず愈々國際聯盟規約となつて一九一九年四月二十八日巴里の豫備講和大會が採用せるものは人種無差別の提案を排して却てモンロー主義の承認條項を挿入せられ、不用意なる民族自決の承認と相俟つて將來に於ける爭議の素因を遺こせりと雖も解決條件と制裁方法とは略ぼ其の形式を具備するを得たり。

第一、ウイルソン米大統領の教書十四箇條

一九一八年一月八日米國ウイルソン大統領が同國議會に發表せる教書の十四ヶ條は即ち左の如し。

一、講和談判を公開し外交の秘密を廢止すること

二、航海の絶對自由權

三、出來得る限り總ての經濟的障壁を撤去すること

四、軍備制限

五、自由且公明なる精神を以て植民地問題を解決すること

六、露國全領土より軍隊を撤去せしめ露國を其人民の自ら選定する制度の

下に自由國民團體中に歡迎すること

七、白耳義の完全なる回復

八、佛國の領土回復及アルサス、ローレン問題の正義的解決

九、伊太利の國境は民族主義の規則に従て改定すること

十、埃匈國諸民族に自主的發表の機會を與ふること

十一、羅馬尼、塞爾維及黑山國を回復し塞爾維に自由安全の港口を得せしめ

又た巴爾幹諸國の相互的關係は民族主義の原則に依りて決定すること

十二、土耳其帝國は土耳其民族の居住する地域に限り其治下に在る他の民

族に對しては生命の安全及其自主的發展の機會を與へ、ダーダネルス海

峽は永久國際保護の下に各國民の船舶及通商に對し自由航行を許すこ

と

十三、波蘭を獨立國と爲すこと

十四、各國の政治的獨立及領土的保全を相保障する爲め廣く各國の間に特

殊の條約を締結すること

第二、國際聯盟規約(修正)

一九一九年四月廿八日巴里の豫備講和大會は何等の修正なく國際聯盟委員會の修正國際聯盟規約二十六條全部を公式に採用したり今其の綱要を摘

述すれば左の如し。

頭文 國際間の論議を干戈に訴へて解決せざるを承認し國際間相互の協調を緊密にし且つ國際間の平和と安全とを確保せん爲め聯盟各國は當規約に同意す。

第一、加盟規定 國際聯盟は當規約署名の各國及無條件を以て當規約を承認したる各國を以て其創立加入國とし此聯盟に加入せんとする國は當規約實施後二ヶ月以内に聯盟書記局迄加入宣言書を送致すべきものとす總て加入國は二年前に豫告を發し當日迄に當規約に遵ひ脱退に關する義務を履行したる場合には聯盟より脱退することを得(一條)

第二、聯盟機關 當規約の下にする聯盟の行動は常設書記局を有する聯盟會議及執行委員會を通じて執行すべきものとす

聯盟會議は加入國代表者を以て組織し定期及臨時に聯盟本部所在地又は他地に開催す執行委員會は米、英、佛、伊、日及聯盟會議の選定する加入四

國の代表者を以て組織す。

聯盟本部所在地は「ゼネヴァ」とす本部所在地に聯盟常設書記局を置く(二

三四、五、六、七條)

第三、國防縮少 加入各國は平和維持の爲め國家の安全に適應すべき程度に於て國防を最少限度に縮小し共同行爲に依り國際上の義務履行を強制すべき要あるを認む。

執行委員會は加入各國の地理的形勢及狀態を參照して軍備縮少の計畫を立案し數箇國政府に對し其考慮と實行とを求むべし右計畫は少くも十ヶ年毎に再考且改修するの要あるものとす(八、九條)

第四、外冠防禦 加入各國は聯盟加入國の領土保全及現存政治的獨立を尊重し外敵の侵入に對抗して之を保有せしむべき途を講ず聯盟は各國の平和を保障せんが爲め賢明且萬全なりと認る如何なる行動をも取るべし(十、十一條)

第五、國際紛議 加入各國に國交斷絶の虞ある紛争發生したるときは其間
題を仲裁々判或は執行委員會の審議に附し且つ仲裁裁判の判決或は執
行委員會の報告發表後三箇月を経る迄は如何なる事情あるも戦争を開
始せざることを協諾す(十二條)

聯盟加入國間に争議發生し國交の破綻を來さんとし而して同争議を前
條(十四條)規定の如く仲裁裁判に附し居らざる場合加入國は之を執行委
員會に提議することを協約す(十五條)

加入各國の一にして十二條十三條又は十五條の規約を無視して戰の舉
に出づるときは之を以て聯盟加入の各國に對し戰爭行爲に出でたるも
のと宣言し其國に對し直に通商又は財政上總ての關係を斷ち聯盟各國
民と破約國民との間の凡ゆる交渉を禁じ聯盟加入と否とに拘らず他の
國民との財政、商業又は個人關係を悉く防遏する方法を講ず斯の如き
場合に際し聯盟規約の保護に用ゆべき兵力に對し關係諸政府は有力な

る陸軍又は海軍を如何に分擔提供すべきかを按排計畫するは執行委員
會の義務なりとす(十六條中)

聯盟加入の一國と加入せざる一國との間に又は何れも聯盟に加入せざ
る兩國間に争議を生じたる時は執行委員會は適當と認めたる條件の下
に前記の一國又は二國に對し争議の目的に關し聯盟加入國としての義
務を承認せんことを勧告すべし若し此勧告に應じたる時は同委員會は
其必要と認むる改訂を施して規約十二條乃至十六條を適用すべし。

右委員會の勧誘を受けたる一國が争議の目的上加入國としての義務承
認を拒絶し加入國に對して開戦するときは其國に對し尙規約十六條の
條項を適用す若し又た争議關係兩國が勧誘に應ぜず加入國としての義
務承認を拒絶する時は執行委員會は開戦を回避し且争議を解決すべき
方法を取り且斯かる方法を献策するを得(十七條)

第六、國際條約 聯盟加入國の爾後締結すべき條約及國際約定は悉く直に

國際書記局に登録すべし右登録を了する迄は效力を生せず(十八條)加入各國は聯盟規約に抵觸する國際間の義務又は秘密了解を廢棄するに同意す(二十條)

當規約に規定せる所は平和維持遂行の爲めにせる仲裁裁判條約或はモンロー主義の如き局地的宣言に對しては其效力に影響せざるものと認む(二十一條)

第七、委任統治 大戰の結果從前之を支配せる國家の統治を離れて獨立し得ざる植民地及領土は資源、經驗及地理的位置の理由に依り適任者たる先進國の委任統治に附し委任統治國は聯盟加入の他の國家に對して通商貿易上均等の機會を附與すべし(二十二條中)

第八、勞働規程 聯盟加入國は

(イ)自國及自國と通商產業的關係ある他國の男女小兒に對し公平且人道に協へる勞働狀態を設定し之を維持するに努め此目的の爲必要なる

國際機關を設置し且つ維持すべし。

(ロ)加入國の支配に屬する領地土民の爲め公平なる待遇を獲得する様運動すべし。

(ハ)婦人小兒の賣買及阿片其他危險藥品の賣買に關する協約の實行一般監視を聯盟に依託す(二十三條)

第九、聯盟加入署名國 聯盟創立加入國及講和條約署名國名は左の如し。

米國、白耳義、ボリゲイア、伯刺西爾、英帝國、加奈陀、濠洲、南阿弗利加、ニユー、サウスウエルズ、印度、支那、玖馬、チエツク、スロヴァツク、エクスアドル、佛國、希臘、グアテマラ、ハイチ、ヘツジャス、ホンデユラス、伊國、日本、リベリア、ニカラガ、巴奈馬、秘露、波蘭、葡萄牙、羅馬尼、塞爾維、暹羅、ウルグアイ

此規約の條項は對獨講和條約中に講和條件と俱に記載せられ千九百十九年六月二十八日を以て佛國ベルサイユ宮に獨逸新内閣の派遣代表者と會接し無事双方の調印を了せり但し上記記名國中支那は山東問題を構へて調印

せざりき其後約六ヶ月間に於て調印各國の批准を交換せるも聯盟の主唱者たる米國は共和黨の反對に因り批准案を否決せられて今尙ほ其儘となり居れり。

對獨講和條件は獨逸が殺人的條件なりとして一度は絶望し後には遂に泣服して調印を了せる所なるが頗る峻烈且廣汎にして今茲には其大要だも録し難たし唯だ(一)アルサスローレン(二)州の佛國還附(三)歐洲外獨逸領及特權等一切の抛棄(四)戰爭犯罪者獨帝以下の糺問(五)陸軍十萬人の制限(六)賠償金一十億馬克の分割支拂(七)船船大部分の引渡等は其最も顯著なるものとす。

國際聯盟規約及對獨講和條約の各條果して能く實行せらるべきや否や調印後に於ける諸國の實情及紛糾に徴すれば大なる疑問の存する所なるも時の經過に伴ひ遲漸的に且つ曲折的に實行せらるゝに至るべく又繼續する國際聯盟會議に依り今後の戰爭勃發を幾分か延期せしむるの效あるは疑ふべからざるのみならず平和思想を助成すること決して少からざるを信ず。

第二十七章 改造經濟の思想及運動

至慘なる戰禍の一面は國際平和聯盟に其の對策を見出したるが他の一面は社會階級間の利害を著しく懸絶せしめ戰爭は資本階級の爲にせる勞働階級の犠牲なりとの跡歴然として蔽ふべからず之れが對策は社會制度の根底に反想して新なる經濟組織の改造を求むるの外なしとの思潮既に戰時中より澎湃たるものありしなり而して其の如何に改造すべきやに關しては各國の國情如何に界り急漸自ら相同じからずと雖も概して戰敗國の思想は過激に走り戰勝國の思想は穩和なる傾向に在りき過激の改造は政治に向ひ穩和の改造は經濟に止まる、一方はマルクス派の革命的共產主義に急化し他方は勞働者産業管理論に漸進す是れ亦た自然の勢なりと云ふべし彼の露國に敗戰後逸早く爆發したる革命的過激派ソビエト制度の實現は此のマルクス主義の突進に外ならざりしなり。

第一、露國の過激派共產制

露國ソビエト政府は一九一八年七月を以てレーニンの下に勞兵會共和國憲法を完成發布せるが其實質は一九一八年一月の第三回全露ソビエト議會の認めたる「勞働者の權利宣言」と同年七月十日の第五回全露ソビエト議會の決議せるソビエト共和國憲法の合併せられたるものにして全部六篇十七章九十條より成り第一篇は勞働者の權利宣言第二篇は憲法總則第三篇はソビエト政治の組織第四篇は選舉及選舉權第五篇は會計第六篇は軍服及國旗に關する規程なりとす。

第一篇に於ては産業制度を改革し勞働者を資本家の抑壓より開放するを目的とすと稱するものにして其の要綱略ぼ左の如し。

一、一切の天然資源(土地森林鑛山河川等)及開拓具、交通機關及製造機關等を國有とす。

二、最高國民經濟委員會を設け産業政策の實施に當らしむ。

三、舊帝政々府地主及資本家の起興せる公債一切を破棄し及一切の銀行を沒收し之をソビエト政府に引渡さしむ。

四、全國民は總て勞働の義務を有す。

五、勞働者は武裝して社會主義赤衛軍を組織し資産階級は武裝を解除するを要す。

六、土地は總て國有なれば農民は總て前所有者に賠償を要せずして土地を使用收益するの權利を有す但し其分配方法は各人の作業能力に應じて之を定む(以上第三條)

七、資本及帝國主義より人類を解放する爲め秘密條約を破棄し敵國の勞働者及農民と結託し、非併合、無賠償民族自決の大主義に基きデモクラチック構和の締結に努力す。

八、少數國の資本家は亞細亞殖民地及一般小弱國に於て幾億萬の勞働者を奴隸たらしめつゝあるも斯る「ブルジョア」文明の野蠻的政策は之が絶滅

を期す。

九、芬蘭の完全なる獨立、波斯よりの徹兵、及アルメニヤの自決權を承認す。

十、現時勞資決戰の進行中は資本家に對しソビエト政府内何等の地位をも與へず、權力は總て勞働者及其の全權代表者たる勞兵委員に專屬す(第七條)

第二篇に於ては憲法總則として先づソビエト共和國の理想、次ぎに主權の所在、統治の大綱、人民の權義及び外國人異民族に關する規程を存し其の要領略ぼ左の如し。

一、ソビエト共和國は社會主義的社會の建設を以て最終の目的とす。

二、國家主權は人民即ち勞働者に存す、資産階級は人民にあらず、從つて憲法上何等の保證を有せず。

三、從來の形式的平等は之を破棄し富の生産及分配に關する全人民の實質的平等を實現せしむ。

四、勞働せざるものは飲食すべからざるの原則を勵行す。

五、勞働者は悉く軍事教育を受くるの義務を負ふ。

六、外國人と雖も勞働者たる限り國內に於て露國人民と同様完全なる政治的權利(選舉權とも)を享有し(第十四條)容易に歸化することを得、政治上及宗教上の亡命者は充分なる保護を與ふ(第二十一條)

第三篇は中央及地方の政治組織を規定するものにして大要は略ぼ左の如し。

一、地方的政治機關に二種あり一は代議ソビエトにして二はソビエト會議なり。

(甲)代議ソビエトは市と町村とにあり市は人口千人に付一人の割合を以て町村は人口百人に付一人の割合を以て各全有權者より之を選出す此選出せられたる代議員の任期は三ヶ月にして彼等は各自市に於ては三名以上十五名以下の行政委員町村に於ては五名以下の行政委員

を互選す此行政委員の招集又は代議員半數以上の請求に依りて代議員會を開催す此開催は市部は一週一回町村は一週二回に限らる。

(乙)ソビエト會議は村郡縣州の四種あり村勞兵會は村落ソビエト議員中より十人に付一名の割合を以て選出せられ郡勞兵會は人口千人に付一名の割合を以て村會より選出せられ縣勞兵會は村落人口一萬人に付一名市部有權者二千人に付一名の割合を以て選出せる議員により之を構成す。

州會は郡人口二萬五千人に付一名市部有權者五千人に付一名の割合を以て村落及市部代議員より選出せられ又は同割合を以て村會より選出せられたる議員を以て之を組織す。

此等四種の地方勞兵會は各行政委員を選挙す州縣は各々二十五名郡は二十名村は十名とす會議は州會二回以上縣郡會は三ヶ月毎に一回村會は毎月一回當該行政委員の招集に依り之を聞くの定めなり。

代議員會及地方勞兵會の權限は上級機關の命令の執行、教育及經濟の開發、地方主要問題の解決、地方勞兵員の行動援助等とす上級機關は下級機關を支配する權理を有す。

二、中央政治機關亦二種あり一は全露ソビエト會議にして二は全露中央行政委員會なりとす。

(甲)全露勞兵會は市部選舉人二萬五千人より一名、縣住民十二分五千人より一名の割合を以て選出せらるゝ市部勞兵議員及縣勞兵議員を以て之を組織し其中より二百名以下の全露中央行政委員を選出す後者は少くも年二回必ず前者を招集開會するを要す。

(乙)中央行政委員會は立法行政監督の最高機關にして二百名以下の委員中より十八名の人民委員及人民委員長を選挙す此の人民委員は各省長官にして省は外務、陸軍、海軍、内務、司法、勞働、公産、文部、郵電、治安、財政、交通、農務、商工、食糧、保健及最高國民經濟評議會の十七とし委員長は、レニ

ン氏之に膺り獨裁的專權を把握す。

第四篇は前項中央及地方政治機關等の選舉及選舉權を規定せるものにして勞働主權の本旨を遺憾なく發揮せるものと云ふべし即ち左の如し。

一、宗教、民族、住所及性の如何を問はず選舉の當日滿十八才に達したるもの、内下記の露國社會主義聯合共和國の人民は勞兵會選舉權及被選舉權を有す(第六十四條)

- (1) 生産的且社會有益なる勞働に依り生活手段を得つゝある總ての人々及び此等の人々をして生産的の仕事をして爲さしむる爲め家政に従事する人々即ち工業、商業、農業等に使用せらるゝ全勞働者及被用人並に利潤の目的の爲めの使用人を有せざる農民及コザツク農業勞働者
- (2) ソビエト海陸軍人
- (3) 前二項に屬するものにして勞働能力を有せざるもの
- (4) 外國勞働者にして露國に住居するもの

二、下記の人々は前記の種類に屬すと雖も選舉權及被選舉權を有せしめず

(第六十五條)

- (1) 私益を増進する目的を以て賃銀勞働者を雇ふもの
- (2) 仕事を爲さずして收入あるもの例へば資本よりの利益又は財産よりの收入に衣食するもの
- (3) 私的商人、職業及商業上の仲買人
- (4) 僧侶、僧職
- (5) 帝政時代の警官、憲兵、皇帝の秘密探偵、使用人及勤務者並前王統の人々
- (6) 法律上の無能力者
- (7) 利己的又は不名譽者として勞兵會より市民權を剝奪せられ其剝奪期間中の者

第五篇は財政に關するものにして第七十九條に於て、ソビエト政府の財政根本策を示めせり即ち左の如し。

一、資産階級及資本主義の絶滅を期す。
二、官の生産及分配に關して一切の人民を平等ならしむるに必要な準備及施設を期す。

三、豫算は半歳毎に之を作成す。

四、國家の費用は公産の資金を以て之に充て租税は之を地方「ソビエト」の政務に使用せしむ。

第六篇は軍服及國旗に關するものにして軍服には「露國社會主義聯合勞兵會」共和國世界の勞働者よ結合せよの文字を書せしむ。

因に産業組織改造の大眼目たる國有公營事業の制度大要を茲に附記せん。「ソビエト」政府は共産的産業制度として周到の組織を仕組たり先づ第一に經濟最高評議會を設けて農工業の生産統轄、産業全部の高等政策及國有企業の統一監理を司とり之を一般的最高政策所として此外別に國有企業現業専門の獨立機關を設く此れ中央管理會にして國營現業のみに關する技術的及

營業的事項一切を取扱ひ同一企業毎に一中央管理會を充つ、此等中央管理會の下各地方には各工場毎に各工場管理會を置き現業經營に任ずるの外各工場委員會と相俟つて工場勞働者との關係を密接せしむ而して此等諸機關を組成する役員の人員及出所は略ぼ左の如し。

職工組合代表者三十人

産業組合代表者二人

經濟最高評議會——評議員六十九人 國民經濟地方評議會代表者二十人

中央執行委員十人

國民委員七人

政治及社會委員三人——最高評議會選任

各中央管理會——幹事九人 技術及營業員三人——當該所屬工場管理會選出

勞働委員三人——職工組合選出

三分の一政治及社會委員——最高評議會選任

各工場管理會——幹事若干——三分の一營業委員——中央管理會選任

三分の一勞働委員——各工場委員會選出

前記日附以外に於て革命後隨時及個々に宣言し又は命令せるもの素より
尠からず左に其の顯著なるものを掲ぐ。

一、土地產物及附屬物の管理(一九一七、十一、廿六) 土地產物及附屬物、器具及
家畜一切は勞兵會に於て之を管理し村會及郡會をして實行上適當の手
段を取らしめ違反背命者は革命裁判に由り之を處罰す。

二、住家強制分配(同月廿七日) 健康に適せざる家屋に住する勞働者は富豪
の設備整へる邸宅の空室に移住することを得、富豪は家族一人に付一室
に制限して之を使用せしむ。

三、人民銀行の新設(一九一七、十二、廿七日) 私設銀行一切を閉鎖し銀行事業
は政府之を獨占し露國人民銀行に改む其の改造は勞働者の全權代表た
る中央行政委員會をして之を實行せしむ私設銀行の金銀塊は總て之を

人民銀行に移送し國有の公財産とす。

四、公債及貯蓄の廢棄(一九一八、一、八及同月二十一日令) 従前政府の締結せ
る國債は内外債とも一九一七年一月末日限り之を廢棄す短期債券及大
藏省證券は依然其効力を有せしむるも利子は之を支拂はず又地方勞兵
會は一般人民の財産調査を行ひ勞働に依りて得たる貯蓄と認むる者は
五千留を超へざる部分を有効とし之を超過する貯蓄は全然之を廢棄す。
五、産業及商業の公營(同上) 全國の鐵道、鑛山、交通機關、製油工場、製紙工場及
紡績工場を國有とせるのみならず一切の産業及商業を公營と宣し自由
商業を許さず又同七月二十八日には全國の株式會社資本金全部を國
有資金と宣言せり。

商店及倉庫の商品は總て之を共有物とし勞兵會政府之を差押へて官營
賣店に移送す。

官營賣店の物資配給法は勞働切符に由る、勞働切符は勞農國民にして一

定の職業に従事する者に附與しあり之を所有するものは勤先の所定労働時間積勤の證明を得て提示する場合に於て官營賣店より物資配給を受くることを得べし此労働切符を所持し且つ其證明を有せざるものは官營賣店より廉賣の物資を受くることを得ず。

手細工品及一定指定商品は自由交易を許さる。

六、食料配給制限(同上) 労働者を第一級とし一日一人三百六十瓦を配給し一般商人を第二級とし之には一日一人百瓦を配給し従前の中産階級以上及貴族を第三級とし之には一日一人五十瓦を配給を爲すのみとす之が配給機關は給養省及地方支局を中心として更らに各工場委員會、官衙の廳内委員會、一般市民の家屋委員會、各方面の職業組合及産業組合を補助機關とす。

七、演劇、舞踏場及活動寫眞の公營 鐵道も此等も總て許可證即ち切符制度にして其切符は各地方勞兵會事務所より精査の上之を發給す但し劇場

切符は七割五分を職業組合及各官衙を経て労働者及官吏に附與し一割五分を赤衛軍人に、残り一割五分を一般公衆に附與す。

八、富豪の非常課金(一九一八、十月) 一萬留以上の資産者を富者とし此等より百億留の收入を徴せんが爲めに一時課金を命ず。

九、農民土地分配(一九一九、十二月) 地主より六千萬エーカーの地面を沒收して此大部分を農民に割與し殘餘を勞兵會役員に分配せり。

十、労働強制及軍隊化(一九二〇、一、一五) 苟くも労働能力を有する男女は悉く労働せしむるの主義並に物資缺乏及産業不振を救はんが爲めに労働者に時間外の運動を重課し且つ休日労働を利用して無報酬を以て鐵道線及車輛の修繕等に奉仕せしむ又た労働者を軍隊式に訓練する爲め一九二〇年一月十五日労働軍編成令を發布し軍隊教育を受けしめ國民皆兵主義を實行す。

十一、集團的共働共遊の實行 鐵道日入浴日及散髪日等を定めて強制的に

集團的共動を行はしめ食事に關しても共產食堂の設備あり公園及劇場等に多費を投じて共遊を美化せしむ。

十二、赤衛軍の規律嚴正 赤衛軍の組織は最初其の指揮官を兵卒より選舉せしめしも其後は徵兵制度とし陸海軍大學校出身の新將校を採用し首腦には舊將校を用ひるに至りたるが二人の過激派コミサールを之に附し其行動を嚴重に監視し銃殺の權を有せしむ此二人は又た更らに軍隊中の過激派兵卒に依りて秘密監視を受く。

赤衛軍兵卒にして脱走するものあるときは嚴刑は其家族にまで及ぼさしむ。

十三、政教分離信仰廢止 宗教は國民を毒する阿片なりとのマルクス説を奉じ寺院に對する國庫補助を廢し附屬地を沒收し又た學校の課程より經典科目を削除し教室より聖像を撤去せしめ尼寺を解放して尼人を還俗せしむ。

十四、共產的通貨政策の實施 其方法は諸種異色の紙幣を印刷し之を一ヶ月毎に發行し總て通用期限を發行後の一ヶ月間とし期間後の流通を禁止す通貨の貯蓄を阻止し資本の集積を絶たんとす(一九二〇、八、九決定)以上此等の新試設に對し實行上の挫折、障害、矛盾、讓歩又は不成績を證するものとして認めらるべき事實又は意見甚だ甚なしとせず左に其の要項を掲げん。

一、土地私有制及自由商業制の再興 露國經濟生活の全滅を抑止する爲め各外國と交通を復活するの必要に鑑みレーニン政府は一九二〇五月一般方針を變更し所有權及自由交易權を認むるの新政綱を發せり但し土地私有に關しては莫大の土地を一人に獨占して公共の爲めに開發せざるものに制裁を加ふることゝなせり。

二、アルハンゲルの北露政廳は一九一八年八月二十五日十ヶ條の新法令を發布し過激派官廳を廢止し且つ其過激派の農業、運輸業及信用業を國有

とするは著しく國民經濟を破壊すと爲し且つコンミツサリアート内に物品委員會を設置し此等諸事業の民業復活發展及舊所有者權利と國家利益との調和を計ることを宣明せり。

三、産物及商品官營は一般に行はれず手工業及小賣業は概して私營に委せらる、穀物の徵發は農民の反感を恐れて實行し得ず都會の商品を以て之れと交換せんとすれば都會の物資缺乏を來すのみならず尙ほ充分に其目的を達するを得ず商品配給の切符制度は其引換に長時を要するのみならず特種の階級以外の一般人民は之れに浴するを得ず皆な相率ゐて公然官營外の私的商店に趣き却て高價に買入ることゝなれり。

四、銀行貯蓄廢棄の失敗 富裕なる預金者は取締委員に贈賄して殆んど皆な預金全部を引出し通貨を市場より隠匿せり。

五、強制労働の惡結果 労働時間は最初の六時間を廢止して八時間に延長し工業は一週四十八時間農業は一週六十六時間に改めしが漸次加増し

て甚しきは一日十四時間に達せしめ工場の壁上に罰則附の強制命令を張出せり爲めに労働者の不平不満甚しかりしも監視の嚴重と處罰の峻酷とに依り彼等を動かさしめず是に於てか莫府の模範官工場に於てすら墮落、破廉耻、共謀窃盜、内職及怠業の惡弊頻々起り能率の減少甚しきを致せり。

六、産業の不振紊亂 燃料及原料の不足並に労働不足は各種産業紊亂の大原因なるが革命後官營又は半官營補助して官營を豫約せるものとなせる爲め一段の攪亂を其上に加へたるが如し一九一九年十月頃の視察に依れば軍需工場、織物工場、火薬工場、櫛工場等にして急進的共產派の反對に拘らず出來高給銀制及賞與制度を併用せしめたるものは概して戦前に比し生産能率の加増せるを見るも其他は成績不良にして就中國營砂糖事業、硝子及陶器工場、一切の皮毛工場、ベンゾル工場、コルク事業、タール工場、多數の製紙工場、ゴム事業、硫酸工業等の如きは能率激減又は全然閉

鎖せられたり更らに最近一九二〇年六月の視察に依れば露國內作業繼續し居れる工場は軍需工場、製革、製鐵、煙草及化學工業のみにして他は殆んど全部閉鎖し居れりと傳へらる。

鐵道事業に至つては殆んど頻死の状態に在りて目下二〇年六月運轉し得べき機關車及車輛は革命前の四分の一に過ぎず車輛の修理も積荷も殆んど爲し得ずと云ふ。

七、農民の甚しき怨聲 地方物資の缺乏は其極に達し農民は石油なく蠟燭なく原始的生活に還へり砂糖の味は既に忘却し將さに鹽をも忘れんとするを慨せり彼等が農産物を客車に積み都會より必要の物資を交換し來らんとするも政府の食糧配給政策と衝突し往々にして民兵の捕縛する所となり物資は沒收せられ身は監禁せらる殊に農具の缺乏甚しく破損するものは修理の途なく又た購買すべき所なし土地の耕作を廢するもの頻々相繼ぐ。

八、富豪課金及財源の違算 富豪に對する資本徵發は村落部に於て稍々成功せるものあるも全體就中都市には全然失敗にして豫定の百億留に對し僅かに九歩八厘の實收ありしに過ぎず加ふるに新財政政策の根本たる公有資産の收入は各國有及官業の成績不良にして收支相償はず以て財政上の財源を供給するに足るもの幾何もなく膨脹の國家豫算に對して革命以來每期半額以上八九割の缺損を示めせり。

九、政府紙幣の濫發 革命前の一九一七年一月一日現在の紙幣發行額は二百五十四億留なりしに爾後每期に於ける財政の究況前述の如かりしかば一九一九年一月一日には總額五百五十二億六千三百萬留となり其後留價益々激落し財政の缺損益々巨額を來たしたる爲め毎月約二十五億留宛の増發を要し同年十月迄には八百億留を越へ同年末迄には約千億留に達すべしと豫定せられたり是れ實に過激派政府の最大弱點なりとす。

十、赤衛軍の恐怖政策 「レニン」獨裁專制の下に赤衛軍全國に其脅威を恣にし反對者及良民に對する密偵、暗殺、投獄、銃殺、虐殺、掠奪、放火、日として所として行はれざるはなく赤衛軍人自身も亦た密偵を附せられ行動の少しく疑はしきあれば裁判を用ゐずして銃殺せられ脱走せば嚴刑其家族に及び革命以來の殺戮數百萬人に達すとせらる最近秩序稍々恢復せるも暗殺、掠奪、亡命尙ほ頗る多く人々皆な道路目を以てするの有様にして而かも賭博、賄賂、姦淫等は全國に見る白晝の常事なりと報ぜらる。

事情は尙ほ甚だ不明にして革命後三年餘存續せる過激派施設の真相未だ的確の調査を爲す能はず吾人は今ま之に對し兎角の批判を下するの早計なるを思ひ姑く之が評論を避けんと欲す最近(二〇年八月)ベルト、ランドラツセル氏が露國視察より英國に歸りて談ずる所あり吾人は茲に氏の警眼を紹介し置くに止めんとす大要の摘記左の如し。

一、露國過激派はブラトン式の共產制及家族制を採る形蹟あり。

- 二、對内的には貴族的にして對外的には軍國主義なり。
- 三、共產黨員のみが權力の獨占者にして諸種の利益を享け美食し自働車及電話を使用す。
- 四、汽車旅行の許可證、ソギエト賣店(廉賣所)の買物許可證、劇場見物許可證其他百般の許可證を要するに此等の許可證は權力者の手を経ざれば得る能はず普通人に此等の利益を享くるもの稀れなり。
- 五、國際關係は資本主義反對の革命を世界に行はんとするを要項とす。
- 六、有産階級の武器を奪回して労働階級を武装したること以外に顯著なる成效を見ず。

第二 「ギルド」社會主義(Guild Socialism)

露國の過激派は「マルクス」主義的社會の實現を標榜して立てるも其の實行上に於ける經過及施設は頗る激越辛酷を極め議會を無視し政治を獨裁し労働を強制し舊制一切を破壊する復仇的、恐怖的、武装的の勞兵社會主義なり露

國の如き歴史的專制政治の反動と敗戦の弱點とありてこそ斯る革命の實現は怪しむに足らざれ敗戦と同時に均しく革命を起せる獨逸の如きは素より露國過激派主義に共鳴せるものなるも露國過激派施設の如く極端たるに至らず況んや戰勝國に屬する英、佛、伊等に於ておや殊に英人は傳統的健實の特性あり戰時經濟の急變に伴ふ勞働問題の紛糾甚しく經濟改造の氣運抗すべからずと雖も一般の思想は極端なる改革に向はず否な經濟界の意向は仍ほ依然として保守的の産業自由主義に在り唯だ夫れ戰時に於ける經濟動員及産業統制の實驗は能く其目的を達し著しく集産主義の可能且有効なるを覺知せしめたり加ふるに戰時經濟の急變と勞働者の自覺とは勞働産業管理の主張を呼起せるあり經濟の改造は國家集産主義と勞働者管理主義との併合組織に向はんとするの氣運なり最近英國に起りたるギルト社會主義は斯の如き産業組織の改造に依り國有民營の集産主義的勞働者生産制度論に外ならざるなり。

ギルト社會主義は獨逸式國家社會主義と佛國式サンヂカリズムとの重要長所を折中して民主的國家と生産的勞働組合との産業的共同經營に任せんとする新英國式社會主義なりとす。

一八七〇年以來英國に發達せる職工組合(Trade Unions)は久しく熟練職工のみの團體として發達し不熟練職工は之に加はらず而かも此熟練職工の組合は各技術的職業別に依りて個々に團結し單に勞働條件の改善を主眼としたるに過ぎざりしが一八八九年の「ドック、ストライキ」以後は不熟練職工の覺醒を促がし不熟練職工も亦た職工組合に加はり來れると同時に漸く資本主義倒潰の理想を旗幟とし政治的運動を開始する爲め勞働黨の勃興を見るに至れり然れども政治上に於ける勞働黨の成績甚だ振はず而かも職工組合は其數著しく増加し尤大を加へて統一連絡を缺き尙ほ徒らに資本家に對する勞働條件の掛合團體たるの舊態を脱せず毫も主義上の進歩を見る能はざりき然るに一九一〇年以後物價騰貴及市場繁榮の裏面に産業の動搖、勞働の不安

及労働者生活難の壓迫甚しきものあるに拘らず議會政治は依然として大政黨の政權爭奪を繰返へし同年總選舉に四十人の労働黨議員を選出せるも到底此等に依て労働階級の要求を満足せしめ得べきにあらず政治上の自由制度は單に所有階級のみを保障し自利を遂げしむるに止まり益々以て労働階級の不安を促すのみの狀勢明かとなり労働者自ら立つて自ら解決するの外なきを感ぜしめたり此時に際して英國労働運動の首領(ロンドン改革同盟の幹部)たる且つ雄辯の名噴々たるトム・マン(Tom Mann)氏及ベンチレット(Ben Tillet)氏等の蹴然「サンデカリズム」の宣傳に奔馳せるあり之れと同時に他方には又たシドニー・ウップ氏等の文化的國家社會主義の宣傳大に努むるものあり獨人ブレンタノウ氏及露人クラボトキン氏等の中世「ギルド」組合制度の研究的鼓吹あり此間に於ける英國氣質の穩健且つ實行的思想は漸く國家主義と「サンデカリズム」との折衷に依る「ギルド」組合社會主義を案出するに至り殊に歐洲大戰後に入るや庶政改造問題と共に労働及社會問題の紛糾其

極に達し産業國有論世界を風靡するの有様となれるを以て益々「ギルド」社會主義の勢力旺盛を告ぐるに至れり。

「ギルド」社會主義の首唱者は英人オレーヂ氏(A. R. Orage)にして一九一二年其主宰せる雑誌「新時代」(The New Age)に始めて之を發表せり之れと相前後してホブソン氏(S. G. Hobson)は其著「戰時及平時のギルド組合原理」(Guild principles in war and peace)に於て「ホールズ」氏(G. D. H. Cole)は其著「産業自治論」(Self-government in industry)及「國民的ギルド」(National Guilds)等數書に於てペンテイ氏(Arthur J. Penty)は其著「ギルド及社會的危機」(Guilds and Social Crisis)に於て之に呼應し又ベチホフア(C. G. Bechhofer)及レキット氏(M. B. Reckitt)等も之を賛唱し近くはヘルトランド・ラッセル氏(Bertrand Russell)亦た其著「自由への諸道」(Proposed Roads to Freedom)等に於て獨特の文化哲理より此主義の裏書を爲せり今ま主としてホール氏の唱ふる所に依り此主義の精神及方法を摘要すれば左の如し。

一、資本主義の社會を改造するに政治的運動又は直接行動に訴ふることを

爲さず。

二、先づ労働者を生産人格とする所の産業自治を確立す。

三、産業自治の方法としては中世各市の「ギルド」制度に依る。

中世各市に「ギルド」と稱する自治的生産的職業組合あり手工業、商業、狩漁者、僧侶、畫家、教員、又た農奴をも含む相互扶助の任意團體にして市廳の特許を受け且つ租税を納むるも内部に對しては職業、産物價格、取引及労働條件等に關する自治規則を作り之を施行して違反者を罰するの裁判權を有するのみならず共同資金を徵課し會議し祭祀し疾病貧究を救治したるか此内部關係に對して他の權力の干涉を許さざりき其の發達するや市民全部を組合員となし自由都市の各街區は各種の職業組合區となり組合即ち市と云ふ如き一體を爲し其の生産は交換の爲めの生産にあらず市民の直接消費に必要なるだけ生産する消費本位の生産にして各組合の労働者は親方職人及徒弟と云ふ温情師弟の關係を有し徒弟も一

定年限の後は累進して親方たる生産者たることを得べく組合の役員の如き皆組合員たる労働者の選任するに委せられたり。

四、中世「ギルド」制度に於ける市廳と組合との關係を模倣して國家と労働組合とを改造し相互共助して大組合的産業自治の新社會を達成せんことを期す。

五、現在の労働組合は發達して無數となれるも概して個々たる職業別の筋肉労働組合にして且つ單に労働條件の物質的改善のみを目的とする對資本家掛合團體に過ぎざれば之を擴張改造して中世の發達せる「ギルド」組合の如くし同一産業に従事する筋肉的及精神的労働者の全部に及ぼし且つ其の目的も組合員の全生活需要(物質的及精神的)を充たすことに擴張す。

之れを地方的「ギルド」組合として其上に此等の聯合より成れる中央的の國民「ギルド」組合(National guild)を組織し之を生産者代表として消費者を

代表する國家の政府と相對峙し且つ相助けしむ(是れ「サンヂカリズム」の生産者專制と異なる所)。

六、然れども兩者の專制を防がん爲めに國家政府と國民組合とは各自の職分を限畫し互に相犯することなく獨立對等の權利と責任とを以て共同す國家は生産資本を國有し先づ出資者の地位に立つ。

「ギルド」組合は生産を管理遂行す即ち生産すべき物、場所、數量の決定、生産の過程及完成、勞働條件の決定並に産物の分配販賣を取扱ひ生産者たる全地位を有す。

之に對して國家は消費者を代表し消費者の利益の爲めに需要及價格に關する發言及決定の參加權を有す。

國家と國民組合との爭議は國民「ギルド」會議と國家とを代表する合同委員會會議を以て解決す若し此合同委員會に於て決せざるときは結局國民「ギルド」會議に依つて終決す。

七、勞働者を商品化及奴隸境より解放して人格を恢復せしむる爲めに資本主義の眼目たる從來の賃銀制度を撤廢す。

各組合の勞働者は總て俸給及配當の制度に改め休暇休業の爲め報酬を減ぜらるゝことなからしむ。

新發明、新技術の試に依る缺勤に對しては配當なき俸給のみを支給す。

八、地方には地方「ギルド」を置き勞働組合及他の職業組合を之に改造し此れと公共團體及産業組合とを以て産物の分配販賣の機關に充つ。

九、國民「ギルド」組合生産の利益は國家の出資「レント」と看做し單稅法の形式を以て國家に徴收し之を國家の歳入として教育、公衆道德、裁判及國際事務等の經費に充當す。

十、銀行及貨幣は之を存するも利子は之を廢止す但し同派中には貨幣を廢して勞働又は物品手形の使用を主張するものあり。

然るに「ギルド」説には元來二派あり一は近世派にして以上記述のもの即ち

是れなり二は即ち中世派にしてテイロア氏(著「ギルド國」)及ルナー氏(其著中世「ギルド」等之に屬し「ギルド」は中世的の手工業的「ギルド」ならざるべからずと爲し猛烈に近世派の大企業集成的「ギルド」説を非難し居れり曰はく彼等近世派は畢竟資本主義の模倣を國家に代はる組合を以て行ふに過ぎず曰はく彼等は之に依り進歩的の美名に迷ひ濫りに企業を集中し工場及機械を増加し小企業に存する偉大の藝術に代へて巨大の生産を崇拜し人間を生産の器具化し個性を方便的の標準に落とし了ると(テイロア氏の説)

到底資本主義の大産業制を撤廢せざれば不可なり資本家に代りて労働者組合が經營すとも大産業的集産制度なる以上は依然として賃銀制度なり俸給及配當の名に於ける雇傭的労働者に外ならざるなり須らく根本より現制度を改めて中世紀の「ギルド」の如く獨立的小産業制となさざるべからず斯くして始めて中世精神を彷彿し個性の自由、人格の誇りを高むるを得べし然らざる以上は縦令へ利潤即ち經濟價値の掠奪を防ぐも自由即ち人格價値を

表失するや大なり(ルナー氏の説)とす。

特に近世派の「ギルド」議會は労働者合議制なり多數決に依りて個人の自由を壓迫し人格を毀損するの大弊あり政治は國家に、經濟は組合に分屬すと區分せるも政治と經濟とは到底然かく區分すべからず國家が權力を以て國家に專屬する政治を行ふ場合に於て組合及組合員の經濟及生活を脅威し又は束縛すること必ず大なるものあるを如何んせんとするや云々。

吾人を以て之を惟ふに近世的の「ギルド」社會主義は總ての社會主義中最も合理的にして且つ最も實行的なるを疑はず然れども先づ理論上に於て元來國家社會主義と「サンデカリズム」との合併折中に外ならざるが爲め兩主義の長所と短所とを併存するの理にして「サンデカリズム」の短所は國家社會主義に依り免れ得べしとするも國家社會主義に謬着せる集産的資本主義の缺點は到底之を一掃するを得ず次ぎに又た實行上に於ても其の實行的なりと云へるは方法の説明が比較的具體的なりと云ふ迄にして果して實際上に可

能なりと斷じ得べきや否や、否な之を斷じ得る丈け充分詳細なる方法の具備せざるを遺憾とす依つて吾人は左に疑問の數項を擧げて之が概評を試んとす。

一、先づ第一に政治的運動又は直接行動の何れにも依らずして斯の如き社會組織の改造を實行し得べきや否や、資本家の廢滅を主眼とする新社會を資本家の自覺又は反省に依りて實現せんと欲するは期待し得べからざること論なし必ずや労働者側の奮起活動に依りて促進するの外なきに其の奮起活動が單に組合を設立するのみに在りとせば果して何の效力かあるや彼等が政治運動にも依らずと云ふことは殆んど解し能はざる所なり。

二、組合的産業自治が労働者の生産自治なるや否や、労働組合を改造して「ギルト」式生産組合とすれば組合としての産業は自治的とならん然れども集産主義の組合工場に労働する各個の労働者は依然として分業理の

備雇者にあらずや報酬如何に依り多少の相異あらんも準官吏の程度に在りて純然たる自治生産者と稱し得ざるが如し殊に組合の組織が強制なる場合に於ては何の獨立あらんや。

三、組合の組織は強制的となるの傾向なきや否や、中世紀の「ギルド」組合は組合員の任意組織なりき故に「ギルド」社會主義の組合員は強制せられざるを原則とせん然れども此の原則は果して實行せらるべきか、事業の繁閑難易嗜好趣味の適否、生産損益の有無多少等を選んで任意に轉職、去就、移動を頻繁ならしむるに於ては到底各事業の統制を完ふする能はざるのみならず移動甚しきは日傭に異ならずして労働者をして益々生産者たる資格と責任とより遠ざからしむるの恐れあり故に必ず強制して永く同一組合に拘束せざるべからざるや明かなり然るに組織既に強制となるときは従つて自ら労働其者も強制とならざるべからず若し之を強制せざれば必ずや意の儘まに遊惰を事とすべし何んとなれば何人も意

に副はざる組合に拘束せられて意の向はざる労働に勵むものあらざればなり世には労働愉快論又は創造本能論を援用し來りて吾人の結論を否定するものあらんも吾人は人間性情の根本的に變改せざる限り労働は犠牲なり犠牲は苦痛なりとの通論を疑ふ能はざるなり斯くて既に強制の組合強制の労働とならんか組合自體の産業自治は尙ほ期待し得べきも各個の労働者は宛然奴隸的否な囚徒的労働者たるの感なきを得るや少くとも何れの處にか彼等は其の自由其の人格其の獨立其の生産自治を誇り得べきや。

四、國家との協力關係は能く圓滿なるを得るや否や「ギルド」社會主義は國家を認め之を利用して消費者代表たらしむ是れ他の社會主義就中「サンヂカリズム」の根本的缺點たる労働專制を牽制する所以にして公平適實の考案なりと雖も消費者代表の形式は之を如何にするや唯だ單に政府の位地を以て消費者代表と稱するに止まるか消費者組合を作成し聯合

組合會議の決議に依りて之を代表するか此點甚だ明瞭を缺けり併かし別に消費者會議の提案あるを見ざるが故に此主義は斯る別種の機關を設けず政府をして單に其位地に依り消費者一般の利害を察し自己の責任に於て消費者を代表せしむるものと解するの外なかるべし是れ甚だ專斷の形式にして眞に消費者の利害を代表し得ざる場合を生じ紛糾を來たさんこと明かなるが此關係に於て政治議會の有無如何んは最も重要の問題たらざるを得ず然るに「ギルド」社會主義は「ギルド」議會の外に議會制度を認むるや否やに付き明確に示めす所なし特に同主義は政治的運動を排斥し「ギルド」組合代表委員と政府委員との合同委員會に於ける爭議決定せざるときは「ギルド」議會の終審に依つて確定する方法を明示せる程なるを以て別に政治議會の存在を必要とせず否な却て之を虚偽制と罵倒せり従つて其制度を否定するものと解釋すべきが如し然れども同主義は既に明かに國家の存在を認め其國家は少數專制の非立憲

國家にあらざりて民主的立憲國家たるを條件とするものなれば此國家の承認と共に民主的國家の根本要件たる公選的政治議會の存在をも認めざるべからざるの道理なり特に同主義は國家の職分として一面經濟上に於ける組合の出資者たる資格及び消費者代表の任務を有すとすの外交政治上に於ける裁判、教育、道德及外交等の行政をも保存すること明かなるが故に此等の行政を監督するの政治議會を認めざる等なきものと云ふべし既に「ギルド」主義にして此政治議會の存在を認めたりとせば國家一切の政府行爲に關し此の政治議會の監督を要するものとすべきこと立憲の大綱上争ふべからざるの公理なりと雖も經濟上の問題、出資者資格消費者代表の政府行爲に關して「ギルド」主義が政治議會の監督を容認するや否や之を容認するも尙ほ別に消費者會議の設置を必要とするや否やは考究を要すべき問題なるが吾人は「ギルド」主義が經濟問題上の政府行爲に關する政治議會の容喙を容認するものと信ずるを得ず若

し之を容認するならば何故に經濟問題に關する政府と組合との爭議解決に關し先づ合同意見會を設け此委員會の爭議に對する終審權を「ギルド」議會に附與したるや國民の立憲議會に一任せざるの理由を解すること能はざるなり要するに「ギルド」主義は國家の職分的政務を二種に區分し經濟上の職分に關しては「ギルド」議會を決定機關とし政治上の職分に關しては政治議會を決定機關とし經濟と政治と全く相異なる二形式の二國家を一國中に併立せしめんとするものに非らざる乎。經濟國家と政治國家との分離は議論として頗る徹底且つ痛快なりと雖も經濟と政治と果して能く斯の如く分離し得べきか政治も經濟も共に國民の物質的及精神的生活の維持進歩を本義とし互に離るべからざるの關係を有し政治は經濟化すべく經濟は政治化すべく兩者一元に歸せざるべからず「ギルド」主義者は保存すべき國家固有の政治として裁判、教育、道德及外交等を列記し軍備は權力及統制を國家の内容とせざる主趣

(コール氏の説)に由り之を政治より除外せる如くなるが軍政を除外せる此等の政治と雖も經濟に關係を有し其決定及施設如何に依りては「ギルド」組合の生産分配及組合員の生活に至大の影響を及ぼるを得ざると同時に「ギルド」組合及「ギルド」議會の決定施設並に組合員の行爲及運動が亦大に此等の政治及行政を左右するの關係に在ることを知らざるべからず之を全然機械的に分離し各自隨意に行動せしめんか其間の矛盾衝突及不統制は遂に收拾すべからざるに至らざるの虞なきや否や

五、資本國有の方法及範圍は適當なりや否や 一般に私有制を撤廢するの當否就中土地國有の當否に關しては社會主義全體に通ずる根本問題にして重難の議論を詳述せざるべからざるが故に今まは姑く之を問題外に置き茲には専ら「ギルド」主義の資本國有論に關してのみ疑義的批判を試みんとす先づ第一に同主義は資本を國有するに當り國家社會主義の如く賠償の方法を採らずして無償を以て國有に歸せしむるの徵發法に

依らんとす此問題は組合生産の利益處分問題と密接の關係を有するものにして利益を國家の各種政務費に充當せんとする「ギルド」國家に採り重要な事項なりとす然れども既に資本の無償徵發を行ふこととする以上は其徵發すべき資本の範圍は一切の土地及他の資本に及ぼるべからざるにあらずや然らざれば均しく餘剩價值を獨占する資本所有に對し無償にて徵發せらるゝものと徵發せられずして依然餘剩價值を獨占し得るものとの間に不公平を生じ到底之を實行すること能はざらん元來資本國有の範圍に關して社會主義の態度は甚しく區々にして歸一する所なしマルクス氏の如きすら一切の資本を意味せざるが如くにして人身の常用的附屬品を除外せんとせり其他の者に於ても資本を生産手段と消費手段に分ち一切の生産手段に國有を適用して一切の消費手段を除外せんとするもの多し「ギルド」主義はコール氏の説明に依れば更らに其範圍を狹限して生産手段中獨占的傾向ある大資本機關に限定し土

地鑛山、鐵道、電力及銀行等を指示し紡績業の如きすら之を除外し結局殆んど現在の資本主義組織に於ける社會改良的國家政策と選ぶ所なきの感あり斯くの如きは餘剩價值獨占の根本否定より出發せる社會主義として甚だ不徹底なるの嫌あるも是れ事實不可能の己むを得ざるが爲めなりとして之を看過すべけんが其れならば其の選拔的國有に當り當然に有償的收用法を採るべきの理にあらざや何故に一部の資本所有のみを無償に徵發するやは到底之を辯護すること能はざるなり而して之を有償に收用するときは公債を發行して支拂ひに充つるの外なく其結果は之に對する償還費を要し、ギルド組合の利益に多大の影響を與ふべきは論を待たず。

六、賃銀制度撤廢の主旨は、俸給及配當制に依りて果して貫徹し得べきや否や、賃銀制度の廢止は謂ゆる勞銀鐵則より勞働の生活を救ひ賃銀奴隸より勞働の人格を生かしむる所以にして、ギルド社會主義の生命全く此

一事に係ると稱するも可なり然れども之を達する方法として同主義者が提案せる所のものは俸給に配當制を加味せる普通一般の利益分配制に過ぎず利益分配制は必竟賃銀制度の一種のみ俸給は休日及病休にも支給せらると云ふも日給を變じて月俸又は半年俸とせる賃銀制度にして官吏役員と均しく僱雇的從屬者にして業主にはあらず先づ損益に關係なきなり利益は分配せらるゝも利益の分配のみにて損失の分擔なきは決して完全の人格を備ふる所以にあらず何となれば損失に責任なき利益の分配は名を利益分配と稱するも一種の賞與的賃銀に外ならざればなり普通の賃銀すら人格上に重大の關係あり況んや賞與的賃銀に於ておや更らに人格を損すること大なりと云はざるべからず此改良に依りて勞働者の物質的生活を救ふは目的を達すべし然れども之を以て賃銀制度廢止の主旨たる勞働者人格の恢復を完ふせんとするは吾人其の可能を疑はざるを得ず。

七、組合事業の利益は如何に之を計算するや 詳言すれば各組合毎に計算するや將た全體總合に於て計算するや先づ之を各組合別算計の場合より考ふるに此方法に依れば各労働者の勤惰を證明して勤勉及責任を刺戟し利益の分配に依りて幾分彼等の生産自治感を慰するの效果あらんも其代はりに事業の種類に依りて損失を生ずる組合に在りては利益の分配を見る能はざるの不公平を來すべし且つ此方法に依りて計算するときは利益の額合計に於て多額となり國家の財政を利すべしと雖も各組合及各事業の間に存する複雑取引を精査し組合間の買賣貸借を嚴密に計算するの至難なる爲め徒らに計算及監督の勞費多くして利益組合數を減少し若くは脱漏するの不利なきを得ず依て次ぎに全體計算の場合を考ふるに分配すべき利益及國家の受くべき利益の算出比較的簡單なるの利あるも其代はりに其利益及利益は損失組合の損失を控除せる殘餘なるが故に其丈け利益の分配率も國家の單稅收入も減少するを免

れず且つ全體計算上より得べき利益を一切の組合に分配し損失組合の各労働者は一樣に利益の配與を受くるの利點あるも其代はりに各労働者の勤惰も適確に差別せざるが故に労働者の遊惰を獎勵する如き不利の效果を生ずるの虞あり「ギルド」社會主義は果して此兩方法中孰れを採つて計算せんとするや明示する所なきも大體の論法に於て殆んど損失組合など想像せざる如き態度なるのみならず國家政費の財源とする利益は少くも産業大別に依る全體損益計算上のものと推定するの外なきが故に其の意は後方法の全體計算に在りと斷ずるを至當の解釋とすべし然るときは利益の比較的減少するの不利は兎に角くとしても各組合労働者の勤勉心を麻痺せしめ遊惰の氣風を獎勵する如き結果は看却すべからる大弊なりとせざるを得ざるが如し故に結局組合の各労働者は勞働を強制せられざるべからずして奴隸的勞働より囚徒的勞働に落下するの虞なしとせんや。

八、利益は毎年必ず発生するものと豫定するを得べきや否や 一方には労働者の賃銀を優給し利益の事業は利益を労働者に配與し他方に於ては國家が消費者の利害を代表して組合産物の賣價を協定す労働の掠奪もなく消費の搾取もなし舊資本は無償を以て國有とせるものなるも新加すべき國家資本は内外何れよりするも無利子にて調達するを得ずと推定せざるべからず縦令企業の大集中に依り雜費及廣告費等の節約に利するものあるを疑はずとするも果して毎年必ず利益を生ずべしと斷定するを得べきか勿論國家の有する一切企業を一括して決算すれば毎年必ず多少の利益あるべきは想定し得べきも是れ亦た國有とすべき企業種類の多少にも依るべきのみならず製鹽業も製油業も製紙業も製鐵も一括して利益を決算するは殆んど無意義なるべく製鐵の業は製鐵業丈けとし之に屬する各組合の全體を一括する集中的計算上の利益を見るの外なかるべし然るときは此産業大別の各事業に於て或る企業は利益

あるに或企業は利益減少し或企業は損失を來すことなしと云ふべからず而して之を財源とする國家の政費も亦た決して一切を總括して見るべきにあらず少くとも財政上の計畫に於ては或企業の利益を以て或る種類の政費を支辨することとするの概略的割宛法を用ゐざるべからず然るときは事業中或企業の利益減少し又は全く損失に歸して豫定の費途を支辨する能はざる場合を生ずることなしとせず殊に其の企業が國內需要のみを目的とせず海外の需要をも目的とし否な主として輸出品なるが如き場合に於て然りとすべし海外の景況如何に依りては多大の損失を來たし延いては「ギルド」組合事業全體の利益にまで致命的の影響を及ぼし従つて之を財源に豫定せる國家政務の全體に支障を來たさしむることなきを保せず「ギルド」社會主義は斯る場合に處する方策として如何の準備を有するや。

九、貨幣及利子の存廢に關して一定の主張ありや否や 貨幣には素より利

害の両面あり之を其害より視て労働搾取、不勞所得、資本集積及人格低下の助因と爲し利子と俱に之が廢止を主張する一般の社會主義は社會主義として至當の理由あり、ギルド社會主義も貨幣及利子の弊を遺憾なく指摘し熱烈に其の存在に反對せるに拘らず斷乎として之を廢止し代ふるに何を以てすべきやに至りては諸説區々として殆んど一定せざるの感あるは如何ん貨幣を廢止して或種の手形を之に代へんとするものあり貨幣は之を存せしめて利子のみを廢すべしとするものあり又た其の何れにも明確の意見を表示せざるものありと云ふの有様なりとす。

貨幣と私有制とは誠に密接の關係を有し貨幣存廢の問題は私有制存廢の問題と均しく實に重大なる根本問題なれば吾人は今茲に詳論することを避けん唯だ一切の私有制を否定する社會主義が私有制廢止と俱に貨幣及利子の廢止を強調するは論理に於て徹底せり何となれば私有制なき社會に賣買貸借なく賣買貸借なき社會に貨幣及利子の必要あるべ

からざるの理なればなり然れども、ギルド社會主義は一切の私有制を否定するものとは認め難きものあるを如何ん其の國有せんとするものは生産的固定資本のみにして而かも獨占的大企業の設備に限れり獨占性なき企業設備の生産手段は勿論他一切の消費手段を除外して私有に委すと解せざるべからず、ギルド組合事業の生産する産物は社會の共有にあらざして實に組合の所有物として消費者に販賣せらるべきものなり労働者の俸給及配當も依然として商品労働に對する代價に過ぎず既に私有あり賣買あり貸借も賣買の變形にして私有制に伴ふ必然の結果なり賣買貸借の決済は直接の物々受渡に依るの極めて不便にして間接の代表手段に依るの必要且つ便利なるは永き歴史の實驗に於て明かに證明せられたる所にあらざや此の代表手段は即ち價格の標準を兼たる貨幣なり一切の私有制を撤廢せば則ち止む苟くとも私有制の多くを存して既に賣買貸借の行はるゝ以上貨幣を全廢する、ギルド主義の社會は到

底堪ふべからざるの不便を見んのみ彼等の或者は此の不便に對して或種の手形を用ゐんと主張せる如きも其の手形は如何なる種類の手形なるか勞働手形にても物品手形にても存續性を制限して(例へば短期效力の手形)永く流通せしめざれば代表手段として賣買貸借の用に役立つ能はず左りとて之に存續性を認めて流通せしむれば兌換券の如き貨幣と毫も異なる所なく均しく信用及數量の變化に依りて其對物價值に變動を來たし立派に勞働搾取、資本集積等の助因たるべし果して然らば貨幣を廢止したるの事實何れに在りや但し貨幣は必ずしも金屬貨幣たるを要せず否奈何等の形物をも必要とせず單に存續的證明力ある數字(價格單位を暗示する)を以て足れり故に此數字を保存して他に對抗する方法だに具備せば私有制の下と雖も形物貨幣の廢止は可能ならん然れども吾人は唯だ形物貨幣の廢止を以て貨幣價格標準と存續的證明性廢止と同視するを誤れりとするのみ。

●利子は不勞所得其自體なり貨幣は之を存せしめて利子のみを禁遏すべしと云ふは「ギルド」社會主義としても至當の論理なり然れども實際に於ては頗る重大の問題なり總ての賣買一切の貸借、銀行の運命、企業の合同擴張、保險制度及定期市場公債制度等に取りて根本革命の問題なり獨占的大企業は國有となり一切の職業は悉く「ギルド」組合員となれる完成の「ギルド」社會主義的社會とならば此等問題の解決も稍々輕易となるべき望ありと雖も利子なき銀行及保險制度は想像し難く利子の計算を加へざる先物取引及公債制度は圓滑に行はるべきや否や勿論資本家は無利子の社會となれる以上資本を自己の生産に使用するに依つて産出せらるゝ産物の價格も他一般の競争物價と均しく利子を含まざる生産費に依つて決定せらるべきが故に資本自用の特別利潤なく従つて無利子にても他に貸付くることあるに至るべくして貸借も賣買も素より廢絶することなかるべきも競争自由ならざる物品の生産に自用する資本は獨

占價格に含むべき利益を生ずるが故に其丈け無利子の貸借又は賣買を減少せしむべきにあらざや、元來利子は貸方の動機に基くよりも借方の動機に基く誘惑に外ならざるが故に無利子の禁制は借方の術策に依りて破壊せらるゝの傾向を有す賣買に在りては價格中に利子を加減し貸借に在りては元本額中に利子を加減し其他各種の取引に於ても利子の名を避けて手数料其他の名義を附し競争の結果遂に又た事實上の利子を再生せしむることなきを得るや否や殊に外國關係の場合に於ては此の禁制が如何に除外を容認するに至るべきか此の除外如何に依りて之れと競争上國內の資本にも利子を附せざるべからざるの結果を生ずることなしとせざるにあらざや。

利子なきも不時の用に備へん爲めに自ら蓄積するもの又は安全保管の爲め他に預託するものあらん故に國民の貯蓄心は之れが爲め空絶すべきものにあらざること古昔無利子時代の事歴に於て證明せらるゝ所な

り然れども之に利子を附せざると附するとを比較するときは利子附が無利子よりも蓄貯の奨励に有効にして有利子より無利子に變改すれば著しく蓄貯の減少を見るべきは疑ふの餘地なき所なりとす亦た此の場合に於て若し外國が貯蓄に利子を附するときは資本は内より外に逸出して國內資本の究迫を惹起せざることなきを保せず何故に「ギルド」社會主義は斯る場合に處して何等の準備をも明示せざるや。

十、國民貯蓄に關する一定の方策を準備するの要なきや否や、「ギルド」組合事業には損益あり國家の財源とする剰益には消長なきを保せず銀行及保險事業は存立し難く一般に貯蓄の思想は減殺し資本は働もすれば外出の恐れあり國民を擧げて宛然其日暮しの勞働生活に立たしむ貧富懸隔は削平し生活及教育は平等の世界とならんも一朝事變又は災厄の起るあらんか否な平時と雖も政費の膨脹若くは組合事業の擴張を要する場合に際會せんか如何にして此等に必要なる資金を調達し得べきか勿

論國有主義に基き無利子の國家保險機關を設けて各人の保險を強制するの制度は存在すべきも其は各人個々の災厄に對する保險金に充當するものにして事變費、災厄費及び事業擴張費の資金に充當すべくもあらざらん更らに別個の國民貯蓄機關を設けて平時より之が蓄積を獎勵するか又は國家政府に於て平時より備荒及事業基金の積立を爲さるべからず内外債の如きは利子の關係上其多きを期待すること能はざるべし、ギルト社會主義は之に對して果して一定の方策を準備し居れるや否や。

十一、外國人及外國に對して如何なる方策を採らんとするや 世界交通の現代に於ては一國內に他國人の所有あり企業あり國狀に依りては其の數甚だ多きものなり之にギルド主義を適用せんとすれば國際法上の問題を生ずべく之に適用せずして除外を認むれば國中非常なる不權衡を生じ自國人にも之を適用すること能はずして主義の根底に動搖を來さ

ん更らに外國との關係を見るに輸出品生産のギルド組合もあるべく輸入品加工販賣のギルド組合もあるべし一つは生産者内に在りて消費者は外國に在り他は生産者外に在りて消費者は國內に在り而かも兩者の關係は最も密接なり然るに一國の政府が外國消費者を代表して國內生産者と價格を協定し又は國內の消費者を代表して外國生産品の價格に干渉すること能はざるべく従つてギルド社會主義の一要件たる國內價格の統制は期せられず組合事業の損益にも動搖を與ふるに至るべし其他内外資本の出入もあり勞働の移轉もあり船舶の競争もあり關稅の對抗もあらん此等外國關係に對し何等かの共通又は協調を策するにあらずんば國內の組合事業及び國民の生活は決して安定するを得ざるべし之に對してギルド社會主義は如何の定見を有するやギルド社會主義贊成者中には此場合に應ずると並に主義の勢力を固むるとの爲めに國際的ギルド共通を主張するものもあるもギルド社會主義は元來國民的のも

のにして地方「ギルド」と國民「ギルド」とを以て之が大綱を組成し自國の國家と協力する生産組合に外ならざるが故に之を國際間に延長し横斷的の國際産業組合とすることは不可能に屬するものとせざるを得ず吾人は如何にするも此邊の考案に對する「ギルド」社會主義の研究が尙ほ甚だ未熟なるを認めざるを得ず。

第三、産業管理運動

「ギルド」社會主義は一般的の總産業管理を目的とするものにして此點著しく佛國式の「サンヂカリズム」に類するものなるが尙ほ學說上の主張に止まり實際的の運動として一般に起れるものにあらず然れども戰後に於ける英米の労働運動は特別的の産業管理を目的として發展しつつあるの趨勢に在り英國の労働黨は一九一八年七月の労働者大會に於て「ニュー・オルダア」(New Order)を決議し其中に左の要綱を含めり。

一、最低賃銀制の一般的強制

二、労働者の鐵道、鑛山及電力事業管理權

三、労働者の資本家産業監督權

四、租稅制度改革就中労働者所得稅廢減

五、社會的利益の處分

次いで一九一九年九月三日の英國炭坑労働者組合の大會は全國炭坑の國有及石炭採掘販賣官營の即時實施を決議したると同時に特別委員會を設くることとし其委員會は左の組織に由る。

一、坑夫側及消費者側を代表する各十名の委員を以て組織し炭坑大臣を設け之を以て議長とす。

二、全英國を十區に分ち各區に十名宛の地方委員會を置く。

三、各區の各炭坑は各十名の坑内委員を選舉に依りて設置す。

斯くて此案は同年九月八日グラスゴウ開催中の英國労働組合大會に英國炭坑労働組合會長スマイリー氏より提出し大多數を以て可決せられたり此

決議を提げて政府に要求し九月二十七日の英國鐵道從業者大同盟罷業に對し一般運輸業同盟と俱に聲援的運動を開始せり是れ即ち英國の三角同盟的運動と稱するものなり。

米國に於ては米國勞働聯合會長ゴンパース氏が千九百十九年二月七日元老院の州際通商委員會に提出せる米國鐵道勞働組合顧問ブラム氏案を以て國有民營産業管理の運動を開始したるが同年八月に至り具體計畫案を具へて政府に要求したり其の計畫案は大要左の如し。

一、鐵道は總て之を個人の所有とせず政府の國有とすべし現在政府管理の鐵道は戰後之を民有に還付せず之を官有に保存するの外、殘餘の鐵道をも買収すべし(國有主義)

二、全鐵道買收後の經營は全國鐵道勞働組合作業局をして引受けしむべし(民主經營主義)

三、此民主的作業局は十五名の代表委員を以て之を組織す内五名は公衆を

代表するものにして大統領之を直選し他の五名は鐵道役員より之を選出し残り五名は鐵道勞働者より之を選出すべし。

四、收入より經費を控除せる殘餘の純益處分に關しては最初のブラム氏案に在ては(利益分配主義に依り)先づ之を二分し一半を政府の所得とし他の一半は更に之を再別し内三分の二を鐵道役員の所得、三分の一を勞働者の所得とする計畫なりしが八月政府に提出せる案に在ては鐵道純益は之を從業者と公衆とに二分することに改め公衆の分は貨物運賃及乗車賃の輕減又は運輸の擴張及改良に於て現はすこととなせり。

五、鐵道買收價格は法廷が最後に決定すべき協議價格に依りて之を定め政府の四分利付公債を以て支拂ふべし。

米國政府は此要求を容れず一九二〇年三月一日を以て戰時中官營せる鐵道全部を従前の民間所有者に返付したるが之に附加せる制限ありて左の如し。

一、資本に對する利益が年六分を超過するときは超過利益を國庫と資本家とに折半す。

二、鐵道運賃の増率は改良費を限度として之を定むべし。

三、勞働者待遇問題は勞資兩方より委員を選出して協議すべし。

四、協議纏らざるときは公衆代表を加へたる上級委員會に於て解決すべし之に對して勞働者側は素より満足を表せず聯合會長ゴンパース氏は今秋二〇年の大統領及兩院總選舉に對する態度の宣明を機とし一九二〇年六月を以て米國勞働同盟會の新綱領を發表し其中に「公共の利益及半公共的事業は總て政府自ら所有經營せざるべからず」と明記し廣汎なる國有論を強調せり亦た以て國有的勞働者産業管理の思想が如何に英米勞働界の大勢を支配せるやを知るに足るべし。

伊國に於ては最近千九百二十年九月一日ミランに於ける金屬職工が工場阻止に反對し暴動を起し工場を占領して包撃に備へたるを動機として大事

件の勃發を現出せり同三日頃よりネーブルス、ゼノワ、ツールン、ピレリ、カントニヤ、ピエラ及びエドモンド諸市の諸工業に蔓延し化學工場、護謨工場、織物工場、靴工場、棉花工場、毛織工場の大企業は續々勞働者の占領するところとなり彼等は電線を以て鐵條網を築き赤旗を工場に掲げ原料品を掠奪し勞働者産業管理の革命戦を呼べりゼノワ碇泊の伊國全汽船並にヴェニス海軍工廠も彼等の占領する所となれり工場主側は之に對し始めは冷靜強硬の態度に出で、勞働者には不法行爲の停止を、政府には私有財産確保の要求を迫られり政府は此間に立ちて姑く何等積極的の干涉を試みんとせず只管成行を傍觀し兩者反省の協調を待つものゝ如かりしが羅馬の兵數を増加し救援の裝甲自動車を備へ憲兵に機關銃を配給する等の示威的準備は爲しつゝありき工場占領の勞働者側も經營の組織容易に成らず技術者を失ひ原料品を濫費し且つ成功を危ぶみて途中工場を退去するものを生じ衆意一致せずして一時不振の勢を示めせしが氣運は既に地方に蔓延し伊國全土各地に同一の運動を

傳波し同十日頃より更らに著しく悪化しシ、リー、カムバニヤ等の農夫間には土地掠奪の運動起り海員聯合會及鐵道従業員は輸送中の工業原料品を押収して占領工場に引渡す者あり十三日には伊國勞働者聯合會議を開きて産業機關を勞働者の手に移すの法案を制定する爲め伊國議會の即時召集を政府に要求し社會黨代表者は政府に對し工場を國家徵發とし臨時國家經營の下に運用するの要求を爲すべく臨時國會の召集を求めたり是に於て全國の製造業者も各地に集會し之れが對抗手段を講じたるの結果同十六日の頃ミランに聯合會を開きて勞働者管理の要求原則を承認する前に先づ勞働者自ら占領工場を明渡すべきの要求を勞働者側に通告したり是に於て伊國首相デオリツチ氏は十九日勞資共同産業管理の提案を以て之を解決するの外なきを看取し先づ其前提として勞資協調の斡旋を試み兩者を左案に同意せしめたり。

一、製造業者は二十才以上の勞働者に對し一日四リール、廿才以下の勞働者

には其八割、婦女小兒には其六割の賃銀増給を約すること。

二、占領工場の勞働者は直ちに工場を退去し明渡を爲すべきこと。

更らに政府は同二十日を以て首相の名に依り左の聲明を發せり。

製造業者は勞働者との二元的工場管理原則に同意したるが右は其目的が勞働者と工場主との間の取締關係を改善し産出品を増加するに在ること、勞働者側が確認せるに基くものなり其結果製造業者六名より成る勞資聯合委員會を設立すべく此委員會は提案を作製し之を勞働者が産業の専門的、財政的、行政的管理に参加すべき主義に基く産業改造の法案として議會に提出すべし其以後に於て僱主と勞働者との間に軋轢を生じたる場合に於ては僱主側より二名、勞働者側より二名の委員を任命し必要手段を決定すべきことに協定纏りたりと。

斯くて伊國資本及勞働の兩團體は勞働者の産業管理主義を原則とする政府の提案を同意し問題の解決を告げたり(二十一日)之れに對しては保守黨も

社會黨も共に反對にして特に伊國上院は政府彈劾を企つべしとのことなるが溫和なる一般は「政治的革命化を避けて單純なる經濟問題に局限し得たること且つ試験的に新原則を行ふて實績如何を見るも亦必要なり」とせる爲め賛意を表するもの多き狀勢に在り。

第二十八章 結 言

以上經濟及思想の沿革を評叙し來りて大勢の趨く所を察するに今二十世紀の世界は經濟上に於て國際經濟主義と勞資共同産業制度との二大思想及運動を以て其特色を彩るに至るべき乎と感ぜらる。

國際平和聯盟の效果は素より幾多の方面に於て疑はしきものあり主唱者たる米國が批准を否決せるは根本的の失體なり露支墨三大國の未だ加盟せざるは致命的の不具なり更らに其内容に於て海洋の自由及人種の平等は容れられず而して鎖國的のモンロー宣言は認めらる軍備縮少の規約は形式に

偏し各國間經濟障害の撤去は形式だも備はらず別に英佛米の對獨攻守同盟成りて國際聯盟の威信を疑はしめ民族自決の聯盟規約は用意の周到を欠き紛争百出し併せて各國既存領土内に幾多の獨立的叛亂を惹起し對獨講和條約は過酷を極め實行到底不可能なるもの多く之れが勵行に壓迫を加ふれば益々過激的同盟を迫成せしむるの恐れありと云ふ有様にして永久平和の保障は得て期すべからざるのみならず現在の平和さへ殆んど望むべからずとは一般の觀測なりとす然れども最早や國際間の大戦は起らず(平和聯盟の効果にあらざるも)して時の經過すべきは疑なし此時の經過中には國際聯盟會議幾度か續開せられ又た聯盟に附屬する幾多の特別國際會議も各所に開催せらるべし就中財政及經濟に關する諸問題は國際的に屢々審議せらるべし世界の智識經驗を網羅して講究せらるべし而して各國の委員が各自自國の國民經濟主義に依り論議せらるゝ結果は互に相牽制せられて結局國際經濟主義に歸結するの傾向を見ん此點は確かに國際聯盟會議の効績とするに足

るべし勿論會議の方法は全員一致を要するの約なれば案件の多數は通過せざるべしと雖も回を累ぬるに従つて通過案の増加を來すべく少くとも各國識者大集の結果は國際的經濟思想の普及を促進すべきや疑を容れず。

勞資共同産業主義は英米佛伊勞働界の大勢にして戰敗國に於ける過激的社會主義の大勢に比し非革命的なる點に於て最も實行の望ある新改造案に屬せり舊來の利益分配主義には一步を進め、ギルド社會主義の如く政治化せず私有制及議會制の下に唯だ産業組織のみを改造する純經濟問題にして何等政治的革命を含まず寧ろ以て革命の危険を避くるの安全辦たるに適せん而かも勞働者の人格を認むる點に於ては最も理想に近き特色を有せり果して圓滿に且つ有益に實行せらるべきや否やは疑なきにあらざるも既に改造思想の燃へ立てる世界の現狀に察すれば新原則の益々旺盛なるに至るべきは瞭然にして亦た實に避くべからざるの大勢なりと云ふべし唯だ此主義は一の欠點を有す各業に關する勞資共同の結果は當該勞資の共同利益を促

進するに效あるべきも一般の消費者及他業勞資者との利害は必ずしも相一致せざること是れなり此點に關して必ずや國家及議會の監督は嚴重を加へ來り結局は遂に寧ろ國有公營の統制的集産制度を可とすとの主義に到達せざんば止まざるべきが如し然れども勞資共同の利益は國有公營よりも勞資共同の民有民營に在ること論なきを以て先づ一應は新原則を以てする産業改造に於て滔々世界の産業界を風靡すべきは疑を容れざる所なりとす。

是に於てか知る二十世紀に於ける世界各國の經濟的大勢は外に對する國際經濟主義の自由制度と内に對する勞資共同産業主義の公平制度との二大制度に依りて新局面を改造するに在るべきを

大正九年十月二十七日印刷
大正九年十月三十日發行

經濟思潮史奧附

定價金貳圓八拾錢

著作者

小林丑三郎

發行者

竹村賴堅

東京市本郷區駒込林町二百十番地

印刷者

島連太郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

發行所

東京神田
駿河臺

明治大學出版部(振替口座東京
參貳六五番)

大賣

同一橋通町

有斐閣書房(同 三七〇番)

捌所

同表神保町
同仲猿樂町

東京堂(同 二七〇番)
巖松堂(同六五五六番)

352
1821

終